

時津町地域防災計画

令和6年5月修正
時津町防災会議

目 次

第1編 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 時津町の概況	2
第3節 時津町の気象と災害の記録	4
第4節 長崎県の地震・津波の想定	6
第5節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱	13
第6節 計画の基本的な考え方	18
第2編 基本計画編	19
第1章 災害予防計画	19
第1節 防災知識普及計画	19
第2節 防災訓練計画	21
第3節 消防団の育成強化	23
第4節 民間防災組織の確立	24
第5節 自主防災活動計画	25
第6節 防災業務施設の整備計画	28
第7節 災害備蓄物資および資機材の確保計画	29
第8節 避難（場）所避難路の整備計画	30
第9節 災害危険区域の設定	31
第10節 火災予防計画	32
第11節 危険物等災害予防計画	34
第12節 都市災害予防計画	35
第13節 建築物災害予防計画	36
第14節 道路災害予防計画	38
第15節 防災営農指導計画	39
第16節 生活福祉に係る災害予防計画	40
第17節 緊急輸送活動体制の整備	48
第18節 医療・保健に係る災害予防対策	49
第19節 応急救助等における防災体制の整備	50
第20節 公共公益施設（ライフライン等施設）の災害予防計画	52
第21節 相互応援体制の確立	53
第22節 コンピューターの安全対策計画	54
第23節 竜巻等の激しい突風災害予防計画	55
第24節 帰宅困難者対策計画	57
第25節 業務継続計画（BCP）策定計画	58
第26節 新型インフルエンザ行動計画	59
第2章 災害応急対策計画	60
第1節 組織計画	60
第2節 動員計画	67
第3節 自衛隊災害派遣要請計画	69
第4節 労務供給計画	74
第5節 隣保互助民間団体活用計画	75

第6節	防災気象情報の伝達計画	76
第7節	通信施設利用計画	80
第8節	災害情報収集および被害報告取扱計画	82
第9節	災害広報計画	89
第10節	広域応援活動計画	90
第11節	社会秩序を維持する活動計画	92
第12節	都市災害応急対策計画	93
第13節	水防計画	94
第14節	土砂災害防止計画	98
第15節	消防活動計画	104
第16節	危険物災害応急対策計画	107
第17節	災害救助法の適用に関する計画	109
第18節	避難計画	111
第19節	救出計画	119
第20節	死体捜索および収容埋葬計画	120
第21節	食糧供給計画	122
第22節	衣類品および生活必需品供給計画	123
第23節	給水計画	124
第24節	応急仮設住宅および住宅の応急修理計画	125
第25節	障害物の除去計画	126
第26節	義援金品募集配分計画	127
第27節	医療助産計画	128
第28節	防疫計画	129
第29節	廃棄物処理に係る防災体制と廃棄物の処理計画	131
第30節	貯木および在港船対策計画	132
第31節	輸送計画	133
第32節	交通応急対策計画	135
第33節	文教応急対策計画	138
第34節	電力施設災害応急対策計画	140
第35節	ガス施設災害応急対策計画	141
第36節	水道施設災害応急対策計画	142
第37節	公共下水道施設災害応急対策計画	143
第38節	福祉に係る対策計画	144
第39節	救急医療対策計画	147
第40節	公共土木施設災害応急対策計画	148
第41節	漂流油による沿岸汚染対策計画	150
第42節	県防災ヘリコプターによる災害応急対策計画	152
第43節	自発的支援の受入計画	153
第44節	広域避難、広域一時滞在	154
第3章	災害復旧計画	158
第1節	災害復旧事業の促進	158
第2節	災害復旧事業に対する財政援助および資金計画	160
第3節	金融その他の資金対策	161
第4節	被災者の生活確保に関する計画	162
第5節	激甚災害の指定に関する計画	163

第3編 震災対策編	168
第1章 地震災害予防計画.....	167
第1節 防災知識・思想の普及	167
第2節 自主防災活動計画	167
第3節 消防団の育成・強化	167
第4節 地震防災訓練の実施	168
第5節 民間防災組織の確立	169
第6節 防災都市・地域づくり計画	169
第7節 震災予防の調査・観測体制	170
第8節 災害危険区域予防計画	171
第9節 火災予防対策の推進	171
第10節 建築物災害予防計画	171
第11節 防災業務施設の整備計画	171
第12節 避難（場）所・避難路の整備	172
第13節 緊急輸送活動体制の整備	174
第14節 医療・保健に係る災害予防対策	174
第15節 応急救助等における防災体制の整備.....	174
第16節 生活福祉に係る災害予防計画	174
第17節 公共公益施設（ライフライン等施設）の災害予防計画.....	174
第18節 相互応援体制の確立	174
第19節 コンピューターの安全対策計画	175
第20節 帰宅困難者対策計画	175
第21節 業務継続計画（BCP）策定計画.....	175
第2章 地震災害応急対策計画.....	176
第1節 組織計画	176
第2節 動員計画	177
第3節 自衛隊災害派遣要請計画	179
第4節 労務供給計画	179
第5節 隣保互助民間団体要請計画	179
第6節 地震・津波情報等の伝達計画	180
第7節 通信施設利用計画	198
第8節 災害情報収集および被害報告取扱計画.....	198
第9節 災害広報計画	198
第10節 広域応援活動計画	198
第11節 社会秩序を維持する活動計画	198
第12節 災害の拡大防止活動	199
第13節 消防計画	201
第14節 危険物災害応急対策計画	201
第15節 災害救助法の適用に関する計画	201
第16節 避難計画	202
第17節 救出計画	202
第18節 死体捜索および収容埋葬計画	202
第19節 食糧供給計画	202
第20節 衣類品および生活必需品供給計画.....	202
第21節 給水計画	203

第22節	応急仮設住宅および住宅の応急修理計画.....	203
第23節	障害物の除去作業	203
第24節	義援金品受付配分計画	203
第25節	医療助産計画	203
第26節	防疫計画	203
第27節	廃棄物処理に係る防災体制と廃棄物の処理計画.....	204
第28節	輸送計画	204
第29節	交通応急対策計画	204
第30節	文教応急対策計画	204
第31節	電力施設災害応急対策計画	204
第32節	ガス施設災害応急対策計画	204
第33節	水道施設災害応急対策計画	205
第34節	公共下水道施設災害応急対策計画.....	205
第35節	福祉に係る対策計画	205
第36節	救急医療対策計画	205
第37節	公共土木施設災害応急対策計画	205
第38節	県防災ヘリコプターによる災害応急対策計画.....	205
第39節	自発的支援の受入計画	206
第40節	広域避難受入計画	206
第3章	地震災害復旧計画.....	207
第1節	災害復旧事業の促進	207
第2節	災害復旧事業に対する財政援助および資金計画.....	207
第3節	金融その他の資金対策	207
第4節	被災者の生活確保に関する計画	207
第5節	激甚災害の指定に関する計画	207

第 1 編 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、時津町の地域にかかる災害対策に関して、次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災の推進を図るものとする。

- (1) 町の地勢と災害記録およびその特性ならびに防災に関し、行政機関等関係機関および町の処理すべき事務または業務の大綱
- (2) 防災教育および防災訓練、防災組織の育成、防災施設の整備、物資の確保など各種災害の予防計画
- (3) 注意報・警報または気象・災害情報の発令および収集・伝達、避難、消防、水防、救助、防疫その他の災害応急対策計画
- (4) 災害復旧に関する計画
- (5) その他必要な計画

第2節 時津町の概況

1. 位置・地勢

時津町は、長崎市の北部と西彼杵半島の接点に位置し、町の西側から南側にかけては長崎市に、東側は長与町に、北側は大村湾の南端部に接し、東西約7km、南北約9km、面積約21km²である。町全体の輪郭は、北西から南東に細長くL字型に伸びている。

2本の国道や、高速道路に通じる川平有料道路等が通っており、交通の要衝の地となっているほか、長崎空港―時津港間の高速艇も就航しており、空港からの一つの玄関口でもある。

時津町の位置

方位	地 名	座 標	方位	地 名	座 標
東端	浜田郷大園	東経 129° 52′ 13″	南端	元村郷打坂	北緯 32° 48′ 37″
西端	子々川郷登呂福	東経 129° 47′ 10″	北端	浦郷黒島	北緯 32° 53′ 17″

2. 地勢

長崎市に接する西部から南部にかけては、標高200m～400mの峰が続いており、標高50m以上を超える地形は割合急峻であり、山腹が海岸に迫っているところもある。

こうした山々を源とする時津川や日並川などの河川が大村湾に注ぎ込んでいるものの、大きな河川はなく、古くから灌がい用の溜池が築造されてきた。また、近年も、人口増加等の都市化に対応するため、飲料水確保も目的とする多目的ダムである中山ダムと水道専用の久留里ダムが築造されたが、流入量が乏しく、町外に大きく水源を依存していることから、節水に努めている。

また、町内海岸線は、これまで幾度の埋立事業が行われ、様変わりしている。

なお、町の島しょでは、無人島の鷹島、黒島のほか、有人島もあるが、こうした島への交通手段は、個人の船による渡しのみである。

時津町の主な山・川・島

山		河川		島しょ		
山名	標高 (m)	河川名	延長 (m)	島名	大字	面積 (km ²)
烏帽子岳	411.6	時津川	2,650	前島	子々川郷	0.263
鳴鼓岳	392.5	子々川川	1,300	鷹島	日並郷	0.102
立花川内岳	238.8	左底川	2,600	黒島	浦郷	0.044
城の辻	200.4	日並川	2,470			
迎岳	178.6	岩本川	770			
		久留里川	875			

時津町のダム・溜池

ダム・溜池名	貯水量 (m ³)
中山ダム	530,000
久留里ダム	210,000
木場崎溜池	5,000
火の首溜池	24,000
立花川内溜池	63,200
久留里溜池	11,000
左底溜池	26,000
下山溜池	18,000

ダム・溜池名	貯水量 (m ³)
大城溜池	23,000
山陰溜池	32,500
順手溜池	2,600
久保溜池	7,400

3. 地質

町には、西彼杵変成岩類や安山岩・玄武岩を主とする火山岩類、砂礫や泥を主とする堆積岩など、いろいろな岩石が複雑に分布している。

西彼杵変成岩類は、およそ4億年から3億年前の古生代におこった造山運動に伴う広域変作用によって生じた岩石で、西彼杵半島全域に広く分布し、町の北西部あたりまで続き、表層に露出している。

一般には、黒色変岩とも呼ばれ、子々川郷中山地区でも一部露出している場所が見られるが、他の地域では地下にかくれ、他の岩石の基盤岩となっている。変岩類は、片理（鉱物が配列方向に薄く割れる性質）があり、薄くはがれやすい岩石で滑りやすく、方向によって崩落等を起こすことがある。

また、町の東側の西時津地区、小島田地区、浜田地区の地下には、堆積作用によってできた古第3紀層の堆積岩があり、これも基盤岩になっている。第3紀層の岩石は、一般に、上部になるにつれて固結度が低くなるとともに、含水量が多くなり、破壊しやすくなる。また、第3紀層の上部に砂礫層を含んでいれば、その砂礫層が水の通路となっていることが多い。

町では、この西彼杵変成岩類と古第3紀層の堆積岩を基盤岩とし、その上を火山活動によって熔岩が流れたり、火山砕屑物が積み重なったりした火山岩類が広く覆っており、あちらこちらで火山特有の岩層が露呈している。

その一つとして、子々川地区の堂風岳や迎岳一帯、赤崎地区海岸の一帯、西時津地区の県立盲学校・老人ホーム時津荘周辺といった地域で玄武岩が見られる。玄武岩は、たいへん堅硬であるが、節理が発達しているので、物理的作用で風化されやすく、第3紀層との接触箇所は変質して粘土化している場合がある。

町の中央部となる久留里地区から左底地区や野田地区一帯には、角閃石輝石安山岩や安山岩質凝灰角礫岩が広く見られる。また、左底池周辺から野田地区へ通じる農地一帯や西時津地区の中央部には、流紋岩や流紋岩質凝灰角礫岩が見られる。角閃石輝石安山岩は化学的作用によって風化されやすい。安山岩質凝灰角礫岩は、吸収力が大きく透水性が小さい性質で、粘土質になりやすい。また、石英を多く含む流紋岩は、割れ目が多く、岩質が不均一なので風化が複雑で、風化すると特殊な粘土となる。

このほか、元村地区から小島田地区にかけては変朽安山岩によって覆われており、小島田地域から西時津地区を結ぶ低地や河川下流域の地域には主として砂礫物である沖積地が形成されている。

資料編：時津町の地質図

第3節 時津町の気象と災害の記録

1. 時津町の気候

(1) 概要

町の北側に大村湾があるが、この大村湾の影響を受けて比較的寒暖の差が少なく、年平均気温は約17℃で一般的に温和な気候である。

町の四季の移り変わりをみると、2月下旬から3月になると移動性高気圧と低気圧が交互に九州を通過するようになり、天気も周期的に変わり、3月下旬にはいわゆる三寒四温の気候を示す。春が過ぎ、6月になると梅雨シーズンがはじまる。

梅雨があけると一足飛びに夏となり、毎日炎天が続き、最高気温は35℃を超えることもある。7、8、9月は台風時期となり、年によっては大きな被害を受けることがある。

10月になると天気は周期的に変化するようになり、晴天が多くなる。

10月下旬ともなると早朝は冷え込むようになる。11月に入り、やがて秋の好天も終わると、西高東低の冬型気圧配置が多くなり、あられやにわか雪が降ることもあるが、積雪量はあまり多くない。

(2) 降水量

降水量の年変化では、6月から7月の梅雨期と、9月の台風や秋の長雨の時期の2回の頂点がある。長崎地方気象台における月別降水量をみると資料編のとおりである。

資料編：過去5年間の月別降水量 (mm)

日別雨量では、昭和57年7月23日の463mmが観測史上最大で、時間最大雨量(18:40～19:40)142mmの驚異的な値を記録している。

(3) 強風

風速は、台風期を除いてはおおむね穏やかで、年間平均2.3m/sにすぎない。

北西の季節風の最盛期は12月下旬から3月上旬までである。また、3月中旬の黄砂の訪れとともに足早に春がやってくる。

(4) 梅雨と大雨

平年の梅雨入りは6月4日頃、梅雨明けは7月19日頃で、年によってかなりの遅速があるし、降水量もかなりの変動がある。

しかし、年間で最も大雨の降りやすいのがこの時期で、特に集中豪雨による災害の多くが、梅雨末期に発生している。その典型的な例が、昭和57年の長崎大水害である。

(5) 低気圧

冬から早春にかけては、日降水量100mmを超えるような大雨はほとんどないが、4月から10月までは低気圧の通過時に前線の活動が活発化し、大雨が降ることがある。

8月には、台風くずれの低気圧が東北地方あたりに去ったあと、その中心から南西に延びる前線が本県を通過する際、雷を伴った強雨を降らすことがあるため注意を要する。

(6) 台風

近年の台風は、初夏の段階で、上陸の可能性があり、特に7月から9月にかけて、勢力を保ったまま九州に上陸するが多い。

なお、台風の主な経路を大別すると、次のとおりである。

ア 九州南西海上から本県に突入するか、または、九州西海岸を北上して五島付近を経て対馬海峡へ抜ける。

イ 鹿児島付近へ上陸後、九州を縦断または斜断する。

ウ 九州東方沖を北上する。

特に、アのコースで来る場合は、大きな災害につながる可能性が高く、気象情報に注意し、警

戒に当たらなければならない。

資料編：過去10年間の気象観測記録（年別値）
長崎における日最大瞬間風速第5位までの台風経路

（7）災害の記録

ア 過去の主な災害発生状況

町における過去の主な災害発生状況は、資料編に示すとおりであるが、町は、台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法に基づく台風常襲地帯に指定されており、台風や豪雨による被害が多い。特に梅雨期および台風時期では、降雨による山崩れ、がけ崩れ、道路の損壊などの災害の危険性が高くなる。

昭和57年7月23日の「7.23長崎大水害」では甚大な被害を受け、災害救助法が適用された。

資料編：過去の主な災害発生状況
7.23長崎大水害時の時津町被害状況
7.23長崎大水害時の地区別被害状況
7.23長崎大水害時の雨量状況

（8）火災発生の状況

ア 大火発生状況

本町の主な火災として、昭和20年に浜田地区で住家、農舎あわせて10棟の火災が発生している。その後、昭和45年の浦地区、昭和51年7月13日の日並地区で発生した工場火災を除いては、大火に至った記録はない。

イ 最近の火災の状況

町の最近発生する火災の状況は、建物火災と林野火災が大半を占めているが、大火には至っていない。

しかしながら、家屋や店舗の密集地や、高層建物が増えていることから、今後、こうした都市型火災に備えた避難訓練等の検討をする必要がある。

資料編：過去10年間の火災発生の状況

第4節 長崎県の地震・津波の想定

長崎県では、平成26年3月31日に、これまでの県独自の調査結果や内閣府から公開された南海トラフの巨大地震調査報告等を踏まえ、「最大クラスの津波」に対する長崎県津波浸水想定を作成・公表している。

第1 長崎県における地震動想定

1. 長崎県の活断層

平成10年度から、文部科学省の地震関係基礎調査交付金事業により全国の主要な98活断層の調査が実施され、長崎県においても、同事業により平成14～16年度に実施された「雲仙活断層群調査」により陸域および海底に多くの活断層が分布していることが確認された。

同調査では、陸域および海底において確認される雲仙活断層群を、雲仙地溝北縁断層帯、雲仙地溝南縁東部断層帯、雲仙地溝南縁西部断層帯の3断層帯に区分し、海底において橘湾西部断層帯、島原沖断層群として活断層を確認した。

「新編日本の活断層」（1991 活断層研究会編）によれば、このほか県内に活断層であると推定されるものとして、大村から諫早北西付近、西彼杵半島北端、佐世保北部、壱岐南部に存在することが指摘されている。

2. 過去の被害地震

長崎県の主な被害地震の発生地域は、橘湾から島原半島付近、諫早市付近、長崎市周辺、壱岐・対馬周辺である。その他、長崎県周辺で発生した規模の大きい浅い地震によって被害を受けることがあるほか、四国沖から紀伊半島付近を震源域とする巨大地震でも被害が生じている。

1700年4月の壱岐付近のM7の地震では、壱岐で家屋倒壊が多かった。1791年12月の島原半島付近の地震では、小浜で家屋倒壊により2人が死亡している。1792年5月の島原半島付近のM6.4の地震では、この地震が引き金となって古い溶岩ドームの眉山の一部が大崩壊し、有明海にまで達し大津波を発生させ、有明海沿岸に甚大な被害を及ぼした。1922年12月の島原半島付近のM6.9、6.5の地震では、島原半島南部や西部を中心に合わせて26人が死亡するなど大きな被害が生じた。

2005年3月福岡県西方沖地震（M7.0）では、壱岐市で負傷者2人、住家全壊（全焼）1棟、住家一部破損16棟といった被害が発生した。

3. 県内に発生する被害地震の想定

長崎県内に被害を及ぼす地震の震源となる活断層について、「雲仙活断層群調査」など、これまで実施された調査結果、参考文献等を基に、次の基準により選択した。

- (1) 過去の調査等で活断層であることが確実なもの、および推定されるもの。
- (2) 断層の延長が10km以上のもの。（M6.5以上の震源となり得るもの）
- (3) その他、活断層の活動状態等を考慮したもの。

上記の基準により県内および周辺の活断層として、次のものを選定している。

※ 震源となる活断層の位置図に記載

雲仙活断層群

雲仙地溝北縁断層帯 M7.3 断層の長さ31km

雲仙地溝南縁東部断層帯 M7.0 断層の長さ21km

雲仙地溝南縁西部断層帯 M7.2 断層の長さ28km

（東部断層帯、西部断層帯が連動した場合は M7.7 断層の長さ49km）

島原沖断層群 M6.8 断層の長さ14km

橘湾西部断層帯 M6.9 断層の長さ18km

大村－諫早北西付近断層帯 M7.1 断層の長さ22km

4. 地震津波

過去において、県内に影響を及ぼした最大の地震津波は、1707年に紀伊半島沖で発生した宝永地震（M8.4）によるもので、これ以外に津波被害の記録は残されていない。

なお、1792年の地震に関連して有明海で大津波が発生したが、これは地震に誘発された島原の眉山の崩壊によるもので、地震で発生したものではない。

また、1960年のチリ地震津波（[※]Mw9.5）では、長崎港の特徴的振動現象である周期40～50分の「あびき」現象を誘発し、全振幅（波高）が増幅され、大波止で230cm、女神で160cm、深堀で96cmを記録している。

これらのほか、対馬市周辺では、1983年日本海中部地震（M7.7）と1993年北海道南西沖地震（M7.8）で微少津波が観測されたが、被害は発生していない。

以上のとおり、長崎県内では、これまで津波被害は比較的少ないが、島しょ、半島が多く、長い海岸部を持っており、津波に対する防災対策を検討しておく必要がある。

※ チリ地震津波の規模は、モーメントマグニチュード（Mw）で表示した。なお、モーメントマグニチュード（Mw）とは、地下の岩盤がずれの規模をもとにして計算したマグニチュードをいう。

長崎県における主な被害地震

西暦（和暦）	地域名	地震規模M	被害中心地	被害の概要
1657. 1. 3 (明暦2. 11. 19)	長崎		長崎	家屋一部損壊
1700. 4. 15 (元禄13. 2. 26)	壱岐・対馬	7.0	壱岐・対馬	石垣・墓石・家屋倒壊
1725. 11. 8-9 (享保10. 10. 4-5)	肥前・長崎	6.0	平戸・長崎	諸所破損多し
1730. 3. 12 (享保15. 1. 24)	対馬		対馬	諸所破損多し
1791. 12. 5 (寛政3. 11. 10)	雲仙岳		小浜	家屋倒壊・死者2人
1792. 4. 21-22 (寛政4. 3. 1-2)	雲仙岳 (三月朔地震)		島原・小浜・森山	石垣崩壊・地割れ・家屋損壊
1792. 4. 25 (寛政4. 3. 5)	雲仙岳		森山	石垣崩壊・地割れ・家屋損壊
1792. 5. 21 (寛政4. 4. 1)	雲仙岳 (島原大変)	6.4	島原	石垣崩壊・眉山大崩壊・大津波・死者1.5万人
1808. 8. 2 (文化5)			五島	石垣・石塔崩壊
1828. 5. 26 (文政11. 4. 13)	長崎	6.0	天草・長崎・五島	出島周辺崩壊数か所 石仏転倒
1866. 5. 14 (慶応2. 3. 30)			千々石	各所の損壊
1915. 7. 20/21 (大正4. 7. 20/21)	喜々津地震群		喜々津村 井樋の尾岳	石垣一部崩壊

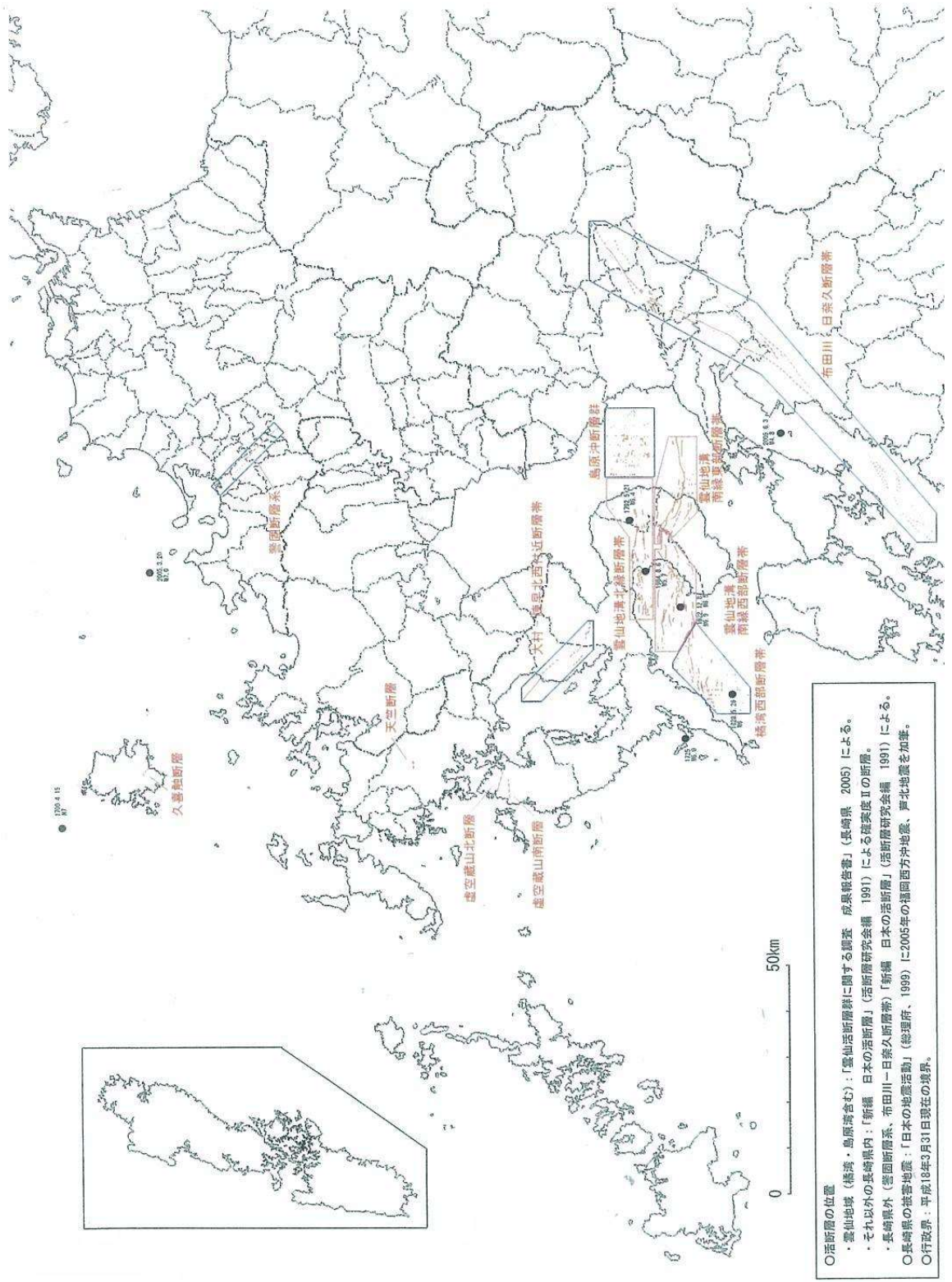
第 1 編 総則

西暦（和暦）	地域名	地震規模M	被害中心地	被害の概要
1922. 12. 8 (大正11. 12. 8)	千々石湾 (島原地震)	6. 9 (01時49分)	北有馬	家屋倒壊・死者23人 煙突倒壊、水道管破裂
		6. 5 (11時02分)	小浜	家屋倒壊・死者 3 人
1951. 2. 15 (昭和26. 2. 15)	島原半島地方	5. 2	千々石	地割れ
1984. 8. 6 (昭和59. 8. 6)	島原半島地方	5. 7 (17時30分)	小浜・千々石	家屋一部損壊・石垣墓石倒壊
		5. 0 (17時38分)		
2005. 3. 20 (平成17. 3. 20)	福岡県西方沖	7. 0	壱岐	負傷者 2 人、住家全壊 1 棟。 住家一部破損16棟ほか
2016. 4. 14-16 (平成 28. 4. 14-16)	熊本県熊本地方	最大 7. 3 (01 時 25 分)	南島原・島原・ 雲仙・諫早	（被害については、別途ご確認ください。）

地震規模M：新編日本被害地震総覧（宇佐美龍夫、1996年）による。

ただし、1951年以降は気象庁資料。

震源となる活断層の位置図



長崎県内の地区震度予測①（長崎市、長与町、時津町）

地区名	地区内の市町	長崎県地震発生想定検討委員会の想定活断層（県内）による震度予測						
		雲仙地溝 北縁断層帯	雲仙地溝 南縁東部 断層帯	雲仙地溝 南縁西部 断層帯	雲仙地溝南縁 東部断層帯と 西部断層帯の 連動	島原沖 断層群	橘湾西部 断層帯	大村－諫早 北西付近 断層帯
		地震規模 M7.3	地震規模 M7.0	地震規模 M7.2	地震規模 M7.7	地震規模 M6.8	地震規模 M6.9	地震規模 M7.1
長崎・西彼 半島南部	長崎市、長与 町、時津町	震度4～6弱	震度3～5弱	震度4～6強	震度4～6強	震度3～4	震度4～6弱	震度4～6弱

雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動については、地盤の軟弱な場所で一部震度7となることが予測される。

長崎県外の地区別震度予測②

地区名	地区内の市町	長崎県地震発生想定検討委員会の 想定活断層（県外）による震度予測		県内全域でM6.9の 震源を想定した場 合の震度予測
		布田川・日奈久断層帯 （熊本県）	警固断層帯 （福岡県）	
		地震規模 M8.0	地震規模 M7.2	
長崎・西 彼半島南 部	長崎市、長与 町、時津町	震度4～5弱	震度3～4	震度6弱～6強

時津町の震度の範囲（県内の活断層による地震）

想定地震	雲仙地溝北縁 断層帯	雲仙地溝南縁 東部断層帯と 整備断層帯の 連動	島原沖断層群	橘湾西部断層 帯	大村－諫早 北西付近断層 帯
地震規模	M7.3	M7.7	M6.8	M6.9	M7.1
時津町	震度4～5強	震度5弱～6弱	震度3～4	震度4～5強	震度5弱～6弱

第2 長崎県津波浸水想定（平成26年3月31日公表）について

1. 津波対策の考え方

長崎県は、これまでの県独自の調査結果や内閣府で公開された南海トラフの巨大地震の調査報告等も踏まえて、「最大クラスの津波」に対して総合的防災対策を構築する際の基礎となる「津波浸水想定」を作成・公表した。

内閣府中央防災会議専門調査会では、新たな津波対策の考え方を平成23年9月28日（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告）に示しており、この中で、基本的に以下の二つのレベルの津波を想定する必要があるとされている。

一つは、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する「最大クラスの津波」であり、もう一つは、海岸堤防等の構造物によって津波の内陸への侵入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する「比較的発生頻度の高い津波」となっている。平成26年3月31日に公表された長崎県津波浸水想定においては、「最大クラスの津波」の想定がされている。

2. 対象津波（最大クラス）の設定

沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、海溝型地震については、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表の11モデルのうち、①「ケース5」、②「ケース11」の2ケースを、また、活断層型地震については、日本海を震源とする③「対馬海峡東の断層」、有明海を震源とする④「大村-諫早北西付近断層帯」、橘湾～有明海を震源とする⑤「雲仙地溝南縁東部断層帯と雲仙地溝南縁西部断層帯の連動」の3ケースによる津波断層モデルを想定し、計5ケースを選定している。

最大クラスの津波断層モデル【海溝型地震】

対象 津波	海溝型地震 「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表（H24.8.29）による想定地震津波	
	①ケース5	②ケース11
マグニ チュード	Mw = 9.1	
使用 モデル	南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）モデル	

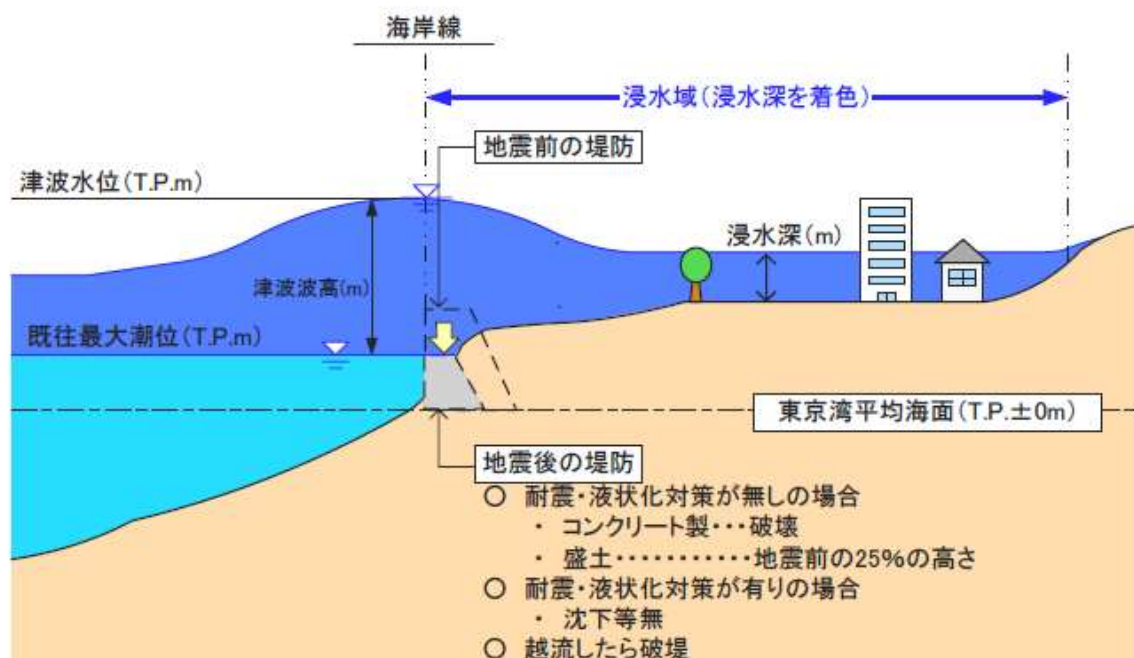
最大クラスの津波断層モデル【活断層型地震】

対象 津波	活断層型地震 「長崎県独自モデル」による想定地震津波		
	③対馬海峡東の断層	④大村-諫早北西付近断層帯	⑤雲仙地溝南縁東部断層帯 と西部断層帯の連動
マグニ チュード	Mw=7.4	Mw=6.7	Mw=7.1
使用 モデル	佐賀県（H22）モデル	長崎県モデル	

3. 町の津波浸水想定

長崎県が想定している最大クラスの津波をもたらすとされる津波断層モデル5ケースのうち、町への影響が最も大きく想定される断層モデルは、有明海を震源とする「大村-諫早北西付近断層帯」とされている。

津波水位は、全国共通基準となる東京湾平均海面（T.P.）からの標高で示されており、下図のとおりである。

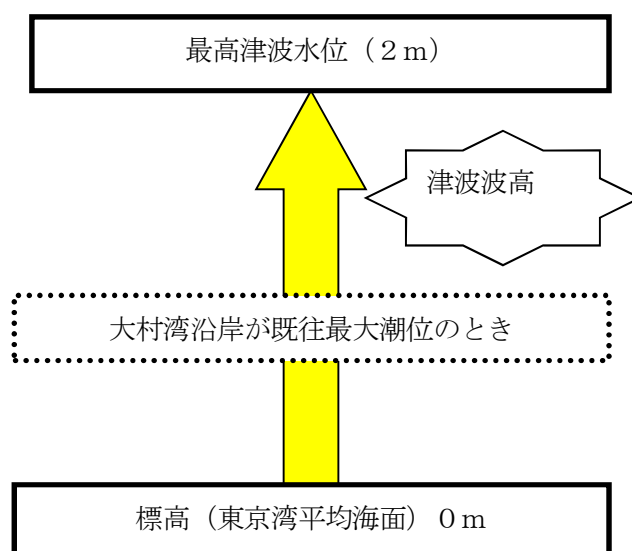


本町を含む大村湾沿岸市町の公表されている想定最高津波水位等は、次のとおりである。

公表されている大村-諫早北西付近断層帯モデルによる最高津波水位等

地域海岸区分	市町名	大村-諫早北西付近断層帯		
		影響開始時間 (分)	最大津波到達時 間 (分)	※ 最高津波水位 (T. P. +m)
大 村 湾 沿 岸	大 村 市	1	21	3
	川 棚 町	8	22	3
	長 与 町	5	39	2
	東 彼 杵 町	1	18	2
	時 津 町	8	41	2

※ 本町では、大村湾沿岸が既往最大潮位のときに、津波水位が標高 2 mになると予測されている。なお、この最高津波水位については、メートル以下第 1 位を切上げた数値が表示されている。



第5節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

1. 趣 旨

時津町の地域ならびに住民の生命・身体および財産を災害から保護するための防災に係る関係機関の処理すべき事務または業務の大綱は、次のとおりである。

2. 所掌事務または業務

(1) 町

機 関 名	所 掌 事 務
時 津 町	(1) 町防災会議に関する事務 (2) 防災施設の新設、改良および復旧の実施 (3) 消防水防その他の応急措置 (4) 町地域の災害に関する情報の伝達、収集および被害調査 (5) 被災者に対する救助および救済措置 (6) 災害時における保護衛生、文教および交通対策 (7) 町内関係団体が実施する災害応急対策等の調整 (8) 災害対策に関する隣接市町間の相互応援協力等

(2) 県

機 関 名	所 掌 事 務
長 崎 県	(1) 県防災会議に関する事務 (2) 防災施設の新設、改良および復旧の実施 (3) 水防その他の応急措置 (4) 県地域の災害に関する情報の収集、伝達および被害調査 (5) 被災者に対する救助および救護措置 (6) 災害時における保護衛生、文教、治安および交通対策 (7) その他県の所掌事務についての防災対策 (8) 町が処理する災害事務または業務の実施についての救助および調整 (9) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力等

(3) 指定地方行政機関

機 関 名	所 掌 事 務
九 州 管 区 警 察 局 (長崎県警察本部)	災害時における治安、交通、通信および県警察相互応援要請に係る連絡調整など警察行政に関する調整
九 州 厚 生 局	(1) 災害時の国立病院、国立療養所における医療、助産救護の指示調整 (2) 災害による負傷者等の国立病院、国立療養所における医療助産、救助の指示調整
九 州 農 政 局 (長崎支局)	(1) 被害状況の把握・報告に関すること。 (2) 応急用食料の調達・供給に関すること。 (3) 一般食料の安定供給対策に関すること。 (4) 農地・農業施設等の災害復旧事業に関すること。 (5) 災害に強い国土と農業基盤の整備に関すること。

機 関 名	所 掌 事 務
	(6) その他防災に関し九州農政局の所掌すべきこと。
九州地方整備局 (長崎河川国道事務所 ・緊急災害対策派遣隊 [TEC-FORCE・ リエゾン])	(1) 直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関すること。 (2) 直轄河川の水防に関すること。 (3) 直轄国道の防災に関すること。 (4) 港湾、海岸災害対策に関すること。 (5) 高潮、津波災害等の予防に関すること。 (6) 「九州地方整備局における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施 (7) その他防災に関し九州地方整備局の所掌すべきこと。
九 州 経 済 産 業 局	(1) 災害時における物資の需給および価格の安定対策 (2) 被災商工業に対する融資の調整
九 州 産 業 保 安 監 督 部	(1) 鉱山における災害防止および災害時の応急対策に関すること。 (2) 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガスおよび電気施設等の保安確保 (3) 危険物の保全
九 州 総 合 通 信 局	(1) 非常通信体制の整備に関すること。 (2) 非常通信協議会の育成指導および実施訓練等に関すること。 (3) 災害時における通信機器の貸出に関すること。 (4) 災害時における電気通信の確保に関すること。 (5) 非常通信の統制、監理に関すること。 (6) 災害地域における電気通信設備の被害状況の把握に関すること。
第七管区海上保安本部 (長崎保安部)	災害時、海上および陸上における人命、財産の救助、その他救済を必要とする場合の援助ならびに海上の治安警備
大 阪 航 空 局 長 崎 空 港 事 務 所	(1) 長崎空港およびその周辺(福江空港およびその周辺、対馬市、壱岐市を除く長崎県内を含む。)における航空機災害が発生し、または発生する恐れがある場合の消火救難活動 (2) 長崎空港の運航および運用に重大な影響を及ぼす自然災害等が発生し、または発生する恐れがある場合の対応措置 (3) 遭難航空機の捜索および救難活動
九 州 運 輸 局 (長崎運輸支局)	(1) 災害時における陸上輸送の調査ならびに指導 (2) 災害時における自動車運送事業者に対する運送命令 (3) 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
九 州 運 輸 局 (九州運輸局、 長崎運輸支局、 佐世保海事事務所)	(1) 災害時における海上運送の調査ならびに指導 (2) 災害時における船舶運航事業者に対する航海命令 (3) 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
福岡管区气象台 (長崎地方气象台)	(1) 気象、地象、地動および水象の観測ならびにその成果の収集および発表を行う。 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)および水象の予報ならびに警報等の防災気象情報の発表、伝達および解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報および通信施設の整備に努める。

機 関 名	所 掌 事 務
	(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
長 崎 労 働 局	工場、事業場における労働災害の防止および災害救助に対する援助

(4) 指定公共機関

機 関 名	所 掌 事 務
日 本 銀 行 (長 崎 支 店)	災害時における金融機関の災害応急対策
日 本 赤 十 字 社 (長 崎 県 支 部)	(1) 災害時における医療、助産および死体の処理の実施 (2) 災害時における各種団体、個人が協力する活動の連絡調整 (3) 救援物資および義援金等の募集業務
日 本 放 送 協 会 (長 崎 放 送 局)	気象予報、警報等の放送による周知徹底および防災知識の普及
西 日 本 高 速 道 路 (株) (九 州 支 社)	有料道路および施設の保全防災対策
西 日 本 電 信 電 話 (株) (長 崎 支 店)	電気通信施設の保全と災害時における非常通話の調整
日 本 郵 便 (株) (長 崎 支 社) (西 彼 杵 郵 便 局) (時 津 郵 便 局) (時 津 新 開 郵 便 局)	(1) 災害時における郵便事務の確保 (2) 災害時における郵便事務に係る災害事務取り扱いおよび援護対策
日 本 通 運 (株) (長 崎 支 店)	災害時に貨物自動車による救助物資等の輸送の確保策
九 州 電 力 (株) (長 崎 支 社)	(1) 電力施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給確保 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧

(5) 指定地方公共機関

機 関 名	所 掌 事 務
土 地 改 良 区	(1) 土地改良施設の防災対策 (2) 農地たんすいの防排除活動 (3) 農地および農業用施設の被害調査および復旧
西 部 ガ ス (株) 長 崎 支 社 他 ガ ス 供 給 機 関	(1) ガス供給施設の耐災整備 (2) 被災地に対する燃料供給の確保 (3) ガス供給施設の被害調査および復旧
長 崎 自 動 車 (株)	(1) 被災地の人員輸送の確保 (2) 災害時の応急輸送対策
水 防 管 理 団 体	水防施設、資材等の設備および水防活動
報 道 機 関	災害状況および災害対策に関する報道
(一社) 西彼杵医師会	災害時における被災者の救助活動

機 関 名	所 掌 事 務
(一社) 西彼歯科医師会	災害時における被災者の救助活動
(公社) 長崎県看護協会	災害時における被災者の救助活動
(一社) 長崎県L P ガス協会(長崎支部(西彼杵郡))	災害時におけるL P ガスの供給

(6) 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 掌 事 務
時 津 町 社 会 福 祉 協 議 会	(1) 町が行う避難および応急対策への協力 (2) 被災者の保護および救援物資の支援
長崎西彼農業協同組合 時 津 支 店	(1) 災害情報等の伝達および共同利用施設の災害対策 (2) 被災組合員に対する融資またはそのあつせん
大村湾漁業協同組合	(1) 災害情報等の伝達および共同利用施設の災害対策 (2) 被災組合員に対する融資またはそのあつせん
西 そ の ぎ 商 工 会 本 所 ・ 時 津 支 所	(1) 町が行う商工関係被害調査および応急対策への協力 (2) 救助用物資等の確保についての協力
(一社) 長崎市薬剤師会	災害時における被災者の救助活動
医 療 施 設 の 管 理 者	(1) 避難設備等の整備および避難訓練の実施 (2) 災害時における病人、負傷者等の治療および収容 (3) 避難時における入院患者等の保護および誘導
社会福祉施設の管理者	(1) 避難設備等の整備および避難訓練の実施 (2) 災害時における負傷者等の収容 (3) 避難時における収容員の保護および誘導
学 校 法 人	(1) 避難施設等の整備および避難訓練の実施 (2) 災害時における応急教育計画の確立および実施 (3) 避難者の収容等に係る協力
金 融 機 関	被災事業者に対する資金融資等
長与・時津環境施設組合	(1) 町が行う避難および応急対策への協力 (2) ごみ等の処理および廃棄物処理への協力
危 険 物 、 高 圧 ガ ス 施 設 の 管 理 者	(1) 防護設備等の整備 (2) 災害時における危険物等の安全管理の徹底
自治会等 (自治会、女性団体連 絡協議会、自主防災組 織)	(1) 町が行う災害情報等の収集および伝達、災害応急対策等への協 力 (2) 互助精神に基づく自主防災活動 (3) 防災知識の普及 (4) 災害時における避難者の誘導および救護

(7) 自衛隊

機 関 名	所 掌 事 務
陸 上 自 衛 隊 第 1 6 普 通 科 連 隊 、 陸上自衛隊対馬警備隊	災害時における人命、財産の救援および応急復旧活動支援

- (8) 災害応急対策や災害復旧に必要な物資・資材・役務の供給または提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客(貨物)運送事業者、建設業者等）

協 力 事 項
(1) 災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者および災害時に従業員がとるべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。 (2) 管理する施設を避難（場）所として使用すること、その他防災対策について、地域住民および自治会等に積極的に協力するよう努める。 (3) 町および県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。 (4) 災害時における来客者、従業員等に安全確保と地域住民および自治会等と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。 (5) 災害時における事業活動を継続的に実施する。

- (9) 住民

協 力 事 項
(1) 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。 (2) 防災訓練および研修に積極的に参加するなどして、地震や台風時の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時にとるべき行動に関する知識の習得に努める。 (3) 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。 (4) 避難（場）所、避難の経路および方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく。 (5) 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。 (6) 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。 (7) ブロック塀、広告板その他の工作物または自動販売機を設置する者は、当該工作物の強度を定期的に確認し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。 (8) 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。 (9) 災害発生時に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。 (10) 高齢者、障害者、乳幼児、外国人等で避難に支援が必要となるものは自治会等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。 (11) 自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努める。 (12) 災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また町が避難情報を発したときは速やかにこれに応じて行動する。 (13) 避難者は、自治会等によって定められた行動基準に従って行動する。

第6節 計画の基本的な考え方

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震「東日本大震災」（マグニチュード9.0）では、1都9県が災害救助法の適用を受ける大規模な被害をもたらすとともに、「福島第一原子力発電所事故」によって、被災者の避難・退避生活の長期化、産業・経済の停滞、風評被害等が発生した。また、震災対策の緊急性と重要性を国民全体に改めて認識させると同時に、数々の教訓を残した。

一方、近年の風水害では、平成23年9月の台風12号による「紀伊半島大水害」のほか、平成26年8月豪雨による広島市や丹波市の土砂災害をはじめとする局地的な集中豪雨が頻発し、住民の生命、財産に多大な被害をもたらした。

国においては、平成24年6月に改正された災害対策基本法や平成24年9月に修正された防災基本計画に、市町村を支援する国や都道府県の役割を強化するため、被災した市町村に代わって都道府県が情報を収集すること、国や都道府県が要請を待たずに救援物資を供給できるようにすること、自治体の枠を超える広域的な避難を国や都道府県が調整することなどを盛り込んだ。

さらに、平成25年6月にも災害対策基本法を改正し、自力避難が難しい障害者や一人暮らし高齢者等の「避難行動要支援者」の名簿作成を市町村に義務付けたほか、市町村の機能が低下した場合に、国ががれき撤去などを代行できる規定などを新設した。また、風水害関連では、水防法および土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）を改正し、洪水・土砂災害に対する対策の強化を図った。

長崎県においては、東日本大震災の課題や災害対策基本法の改正、防災基本計画の修正等を踏まえ、長崎県地域防災計画を平成25年6月に修正している。このような国・県の対応を踏まえ、減災に向けた取り組みを進めていくため、本町においても時津町地域防災計画を修正するものとする。

しかしながら、町地域防災計画を具体化するためには、町はもちろんのこと、住民、事業所、団体等が総力をあげて災害対策に取り組む必要がある。「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に住民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、住民、事業所、団体などのさまざまな主体による「自助」・「共助」の取り組みも推進する。

町の自主防災組織は、全自治会で組織されている。災害発生時はもちろんのこと、平常時も地域住民が一緒になって防災活動に取り組めるよう、引続き地域の自主防災活動の支援を行うとともに、平常時からの防災対策（行動）の大切さを広く啓発していくものとする。

第2編 基本計画編

第1章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

この計画は、町職員および一般住民に対し、災害予防または災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図ることを目的とする。

1. 防災知識の普及は、災害予防または災害応急措置の実施の任にある機関が、それぞれ必要事項について行うものとする。

2. 防災知識の普及の方法

- (1) ラジオ、テレビまたは新聞、広報紙、DVD、インターネットによる普及
- (2) 映画、スライド等による普及
- (3) 広報車の巡回による普及
- (4) 防災行政無線放送による普及
- (5) 講習会等による普及
- (6) 自治会等による防災訓練等による普及
- (7) 学校教育、社会教育の機会を活用しての普及

3. 防災知識の普及に当たっては、徹底を図る必要のある次の事項を重点的に行うものとする。

- (1) 防災気象知識および危険物に関する知識
- (2) 地域防災計画の概要
- (3) 災害予防措置
 - ア 火災予防の心得
 - イ 台風襲来時の家屋の保全方法
 - ウ 雨期への備え
 - エ 地震・津波の心得
 - オ 農作物の災害予防事前措置
 - カ 船舶等の避難措置
- (4) 災害応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事務
 - イ 災害の調査および報告の要領、連絡方法
 - ウ 防疫の心得および消毒方法、清潔方法等
 - エ 災害時の心得
 - (イ) 災害情報の聴取および聴取方法
 - (イ) 停電時の照明
 - (ウ) 非常食料、身回り品等の整備および貴重品の始末
 - (エ) 屋根、雨戸等の補強
 - (オ) 排水溝の整備
 - (カ) 避難に関わる用語の意味と内容
 - (キ) 避難の方法、場所、時期の周知方法
 - (ク) 火気の始末
- (5) その他災害の態様に応じてとるべき手段、方法等

4. 普及の時期

防災知識の普及時期は、5月の「水防月間」、6月の「土砂災害防止月間」、9月の「防災週間」を中心に、自主防災組織等と協議の上、効果のある時期を選んで行うものとする。

5. 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際には、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

第2節 防災訓練計画

この計画は、各種災害の発生に備え、防災関係機関相互の緊密な連携を確保するとともに、迅速かつ適切な救助・救護活動、避難誘導活動、水防作業等、実践的かつ総合的な訓練を実施することにより、有事即応の態勢を確立することを目的とする。

1. 訓練の種類

(1) 地区別個別訓練

災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に推進するため、地区の特性に応じて、関係機関および地域住民と共同した防災訓練を実施する。

また、訓練の実施後は、評価を行い課題等を明らかにし、必要に応じて訓練実施方法や体制の改善を行うものとする。

(訓練項目)

- ア 水防工法訓練
- イ 炊き出し訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出訓練
- オ 救護訓練
- カ 応急復旧訓練
- ク その他

(2) 図上訓練

災害対策関係各機関の指揮者が災害の実態に即して、的確な判断のもとに指揮命令を迅速に伝達するよう図上で総合防災訓練を行う。

(3) 消防訓練

消防技術の練磨および習熟を図るために実施する。

(訓練項目)

- ア 非常招集訓練
- イ 消火訓練
- ウ 避難訓練
- エ 中継送水訓練
- オ その他

消防団が行う新入団員訓練・幹部訓練および放水大会についても、消防訓練の一環とする。

(4) 水防訓練

河川、溜池等の水防訓練は、夜間の暴風雨の中で作業を行う場合も想定して、迅速かつ的確に推進できるように実施する。

(訓練項目)

- ア 観測訓練
- イ 工法訓練
- ウ 避難訓練
- エ 通報訓練
- オ 動員訓練
- カ 輸送訓練
- キ その他

(5) 非常無線通信訓練

災害が発生した場合に、通常業務の情報より、災害情報を最優先して通信をしたり、有線途絶時の無線統制をして、通信内容の確実な伝達について十分な効果をあげることができるよう訓練を実施する。

(6) 避難訓練

学校および各施設等において避難訓練を実施する。

(7) 自主防災組織訓練

自主防災組織単位または他組織との連携による防災訓練を実施することとする。

2. 訓練実施要領

防災訓練を行う場合は、各訓練参加機関と協議して、あらかじめ訓練実施要領を策定する。

第3節 消防団の育成強化

災害発生時に地域防災の中核として消防団の果たす役割は大きい。その育成強化策として、近年、団員の減少や高齢化等の課題を抱えることを踏まえ、消防団員の維持・確保方策の充実、組織・運用の改善、自主防災組織との連携等の取り組みを進めていく必要がある。

1. 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年12月施行）」に基づき、住民の積極的な参加をもとに、地域防災力の充実強化を一層推進する。

（1）消防団の強化等

地域防災力の強化では、住民、自主防災組織、消防団、行政、防災関係機関等の多様な主体が適切に役割を分担しながら、相互に連携協力して取り組むことが重要である。そこで、災害が発生した場合、地域に密着して、即時に対応可能な消防団が地域対応の中核的な役割を果たすことを踏まえ、以下の取り組みを進める。

ア 消防団員の能力活用

消防団の知識・技能等は、地域社会にとって有用なものである。これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を深め、消防団への参加、協力への環境づくりを進める。

イ 消防団への加入促進

町は、自発的な奉仕の精神を前提とした団員を確保するに当たって、地域住民と協力しながら、次世代を担う若者等に対して、理解と協力を要請する。

ウ 公務員の消防団入団の促進

公務員が消防団員として活動することで、地域防災の推進を図る上で地域住民から理解を得られやすくなるとともに、公務員の消防防災行政への一層の理解と自覚促進が図られる。そのため、町は、公務員の積極的な入団促進に努めるものとする。

エ 事業者への協力要請

消防団員を確保、育成するに当たっては、事業者の消防団活動に対する理解と協力が必要不可欠であるため、町から、事業者へ協力の要請を行うものとする。

オ 消防団協力事業所表示制度の活用

消防団活動に対する事業者の理解・協力に対し、謝意を伝え、引続き支援していただくための方策として、消防団協力事業所表示制度の普及を図り、関係事業所の顕彰に努めることとする。

カ 消防団員の処遇改善

地方公共団体の非常勤特別職である消防団員の処遇に関し、報酬および出動手当について、近隣市町の状況を考慮の上、必要に応じて改善を図るものとする。

（2）地域における防災体制の強化

ア 消防団と連携した地域リーダーの養成

大規模災害が発生した場合は、消防、自衛隊、警察等による救助活動のほか、自主防災組織等において、消防機関による初動対応が行われるまでの間、初期消火や要配慮者の避難誘導等の役割が期待されている。町は、これらの活動を円滑に行えるように、教育訓練を受けた消防団（消防団員）と連携して、日頃の防災教育、防災訓練に加え、地域の防災リーダー養成のための取り組みを推進する。

イ 自主防災組織等に対する資機材等の援助

町は、災害時に消防団と自主防災組織等が連携して活動するために必要となる救助・救護用資機材、初期消火用資機材の整備に取り組むものとする。

第4節 民間防災組織の確立

災害時における被害の認定、食料、飲料水等生活必需物資の配給、被災者の安否確認、死体の搜索収容、身元確認、避難立退きの受け入れ、炊き出し、応急復旧作業等の災害応急活動は、町、県等の行政機関だけではなく、民生委員・児童委員、農協、漁協、商工会、赤十字奉仕団、PTA、女性団体等の協力できる広範囲の組織機関があつて、はじめて成果が期待できるものである。

このため、これらの団体の性質、地理的環境等を十分考慮の上、具体的な役割を分担し、災害応急活動が効率的に処理できるよう協力体制の確立に努めるものとする。

1. 産業団体

災害時において、被災農林業者・水産業者・商工業者等が緊急に必要とする資金の融通、資機材の供給等を行うため、長崎西彼農業協同組合時津支店、大村湾漁業協同組合、西そのぎ商工会時津支所等を協力団体として依頼し、産業復興の支援体制を確保するものとする。

2. 赤十字奉仕団、社会福祉協議会等

赤十字奉仕団、社会福祉協議会等を災害時における炊き出し、物資の配給、保健衛生、その他被災者の保護活動の推進団体として協力を求め、その育成支援を図るものとする。

3. 社会教育関係団体等

防災思想を普及し、災害時における危険を伴わない軽易な作業の協力を得るため、PTA、女性団体、青少年団体等の育成指導を行う。

第5節 自主防災活動計画

災害に対処するには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という協同の精神と互助の精神等に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、重要である。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、必要に応じて支援に努め、自主防災組織の育成強化を図るものとする。

1. 自主防災組織

1 自治会に1 自主防災組織とし、町全域に組織する。また、必要な資機材の提供や活動の支援を町が行い、防災組織が主体となって、避難訓練の実施や防災意識の啓発活動等を実施することとする。

自主防災組織結成状況

自治会総数	自主防災組織結成数	比率 (%)
19	19	100

2. 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は次のとおりとする。

(1) 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 家庭内の防災に関する話し合い
- ウ 地域における災害危険箇所の把握および危険度の理解
- エ 防災訓練の実施
- オ 防災資機材の備蓄
- カ 災害時における避難（場）所、避難誘導方法、避難路および最寄りの医療機関の確認
- キ 石油ストーブ、ガス器具等の耐震自動消火等火災予防措置の実施
- ク 家屋の補強およびブロック塀等の転倒防止
- ケ 家の中の家具類および落下倒壊危険物の対策
- コ 飲料水、食料、日用品、医療品等生活必需品の備蓄
- サ その他必要な活動
- シ 地域の避難行動要支援者および避難支援の方法の確認

(2) 災害発生時の活動

- ア 災害情報の正確な収集、伝達
- イ 飲料水、食料、燃料等非常持出品の準備
- ウ 避難行動要支援者等への避難誘導支援
- エ 火災予防措置および初期消火の実施
- オ 負傷者の応急手当および軽傷者の救護
- カ 初期の救出救助
- キ 適切な避難
- ク 自力による生活手段の確保
- ケ 地域の避難所の開設・運営の支援
- コ 給食給水
- サ その他災害時に必要な活動

(3) 防災知識の普及啓発活動

町は、住民一人一人が正しい防災知識を持つように、各自主防災組織に対して研修会等を実施し、平常時および災害発生時の活動、任務等について確認しておくものとする。

普及啓発事項としては次のようなことを行う。

- ア 風水害、地震等災害に関する基礎的な知識
- イ 災害危険箇所の把握、確認の方法
- ウ 情報の収集、伝達体制
- エ 避難情報と取るべき避難行動、避難のタイミング
- オ 初期消火、出火防止対策
- カ 救出救護対策
- キ 避難誘導対策
- ク 避難行動要支援者対策

(4) 自主防災組織内の編成および任務

組織内においては、各構成員の任務分担を明らかにして、災害発生時の行動に対して万全の備えを整えておく。

- ア 広報伝達班
- イ 消火防火班
- ウ 避難誘導班
- エ 救出救護班
- オ 生活物資供給班

(5) 防災訓練の実施

自主防災組織が防火訓練を行うに当たり、他の地域の自主防災組織あるいは地域内の学校や事業所、ボランティア団体等とも連携を図るとともに、町単位、あるいは県の総合防災訓練等にも積極的に参加するように努めるものとする。

防災訓練は、各地域におけるさまざまな条件を把握した上で、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者に重点を置いた内容とする。

- ア 情報の収集および伝達の訓練
- イ 出火防止および初期消火の訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出および救護の訓練
- オ 炊き出し訓練

(6) 防災資機材の定期点検の実施

自主防災組織が地域において効果的な防災活動を行えるように、防災活動用の資機材の整備および点検を定期的に行うものとする。

(7) 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災訓練や自治会等と連携を密にして活動していくものとする。

3. 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

町は、災害時において、町社協が運営するボランティアセンターなどの関係機関と連携してボランティアの登録を行うとともに、県の支援を受けてコーディネーターの養成、ボランティア拠点相互のネットワーク構築等ボランティア活動の環境整備に努める。

4. 地域防災リーダーの育成

町は、県と協力し、災害時に地域の意見をまとめ、平常時の災害予防対策を推進し、また、災害応急対策等にリーダーとして活動できる人材の育成を次のような方法で進める。

- (1) 地域振興、防災、社会教育等の関係部局が連携して、自治会、事業所、各種団体に働きかけ、防災に精通した人材（地域防災リーダー）を育成する。
- (2) 地域防災リーダーとして活躍できる人が人材の育成に当たるなど、効果的な育成方法を検討・実施する。
- (3) 地域防災リーダーが地域や団体内だけで活動するのではなく、相互に情報を共有し、連携して活動できるよう支援する。

5. 事業所等の自主防災活動

(1) 事業所の自主防災活動

事業所は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携して、事業所および関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。

事業所等における自主防災活動は、それぞれの実情に応じて、おおむね次のことを行うものとする。

- ア 防災訓練
- イ 従業員等の防災教育
- ウ 情報の収集、伝達体制の確立
- エ 火災その他災害予防対策
- オ 避難対策の確立
- カ 応急救護等
- キ 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保

(2) 来訪者等に対する支援

地理不案内な来訪者等が多く利用する事業所等では、(1)に加えて、来訪者等の避難誘導方法の確立と従業者等の教育を行うものとする。

また、町、宿泊施設等の事業所は連携して、来訪者等の安否の確認、家族への連絡、被害状況や交通に関する情報提供等の支援を円滑・迅速に行える仕組みについて検討する。

資料編：自主防災組織結成状況一覧表

第6節 防災業務施設の整備計画

この計画は、災害の発生および拡大防止のため、通信施設および消防・救助用具の確保と整備ならびに負傷者の救助を迅速に実施することを目的とする。

1. 通信施設整備計画

(1) 防災行政無線の整備

災害を伴う異常気象の発生が予想される場合、地域住民に対し速やかに気象状況および避難誘導等の情報伝達を図るとともに、災害が発生した場合の情報収集およびその対策について、緊密な連絡がとれるよう防災行政無線の整備を図る。

防災行政無線の整備状況

同報系	親局	再送信局	屋外拡声子局 アンサーバック無し	屋外拡声子局 アンサーバック有り	戸別受信機
	1	1	30	13	75

移動系	固定局 (親局)	基地局 (中継局)	移動局 (車載局)	移動局 (携帯局)	移動局 (可搬局)
	1	1	18	8	1

2. 水防、消防および救助施設等整備計画

(1) 水防関係

水防倉庫として、既存の消防倉庫を活用する。

各消防分団は、土のう等を常時準備し、災害に備える。

(2) 消防関係

町における消防施設の現況は資料編のとおりである。水利施設の充実および施設の老朽化等に対しては、年次計画に沿って、その整備充実に努める。

資料編：消防ポンプ自動車等現有台数
消防水利施設

ア 消防施設の整備

消防施設は、「消防力の整備指針（平成12年1月20日消防庁告示第1号）」および「消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）」に基づいて整備する。

3. 救助関係

救助用具および物資は、町および消防団において整備する。

町が所有する救助関係機材については、資料編「救助関係機材」のとおりであるが、必要に応じて用具・物資の整備増強を図るとともに、非常時には、他団体の協力も要請する。

救助活動は、町以外の関係各機関および町内各医療機関の援助を得て行う。

資料編：救助関係機材

第7節 災害備蓄物資および資機材の確保計画

1. 主要食糧の確保

災害救助用米穀の供給が必要と判断される場合は、県、もしくは農林水産省政策統括官に政府所有米穀の引渡しに係る要請を行う。

なお、農林水産省政策統括官へ直接要請した場合は、県へ要請書の写しを送付する。

2. 衣料、生活必需品、医薬品等の確保

(1) 衣料、生活必需品等

災害に係る衣料、生活必需品等の救援物資については、救援物資等の協力・供給に関する協定締結事業所の協力を求め、被災者に対して支給または貸与を行う。

(2) 医薬品

災害のために医療が混乱した場合に備え、救援物資等の協力・供給に関する協定締結事業所の協力を求め、緊急用医療品等を迅速に供給できるように努める。

また、災害時における防疫措置の徹底を図るため、防疫用医薬品を緊急に確保できるように、その流通状況を把握しておく。

(3) 感染症対策物資

避難所等での感染症拡大防止のため、マスク、消毒液、パーティション等の感染症対策物資の備蓄を行うとともに、救援物資等の協力・供給に関する協定締結事業所の協力を求め、感染症対策物品等を迅速に供給できるように努める

3. 土木建築資材の確保

(1) 工事用特殊車両や復旧資材

工事用特殊車両や復旧資材等を迅速に確保できるように、大規模災害支援協定を締結した長崎河川国道事務所との連絡体制を確認しておく。

(2) 水防資機材（土のう袋、鋼杭）

町は、水防倉庫その他の資材備蓄場を設け、実情に応じ資機材を準備しておくものとする。

第8節 避難(場)所避難路の整備計画

1. 避難(場)所の設定

各種災害の発生を想定し、住民の生命および身体の安全を確保するために、公園、学校等公共的施設を対象に、地域の人口や経路等を考慮し、避難(場)所の設定を行う。なお、設定に当たっては次の事項を基本とする。

- (1) 予想震度に対する耐震性を十分考慮すること。
- (2) 災害発生時に避難活動や救援活動等の分断要素となり得る河川等に十分配慮すること。
- (3) 指定緊急避難場所に位置付けられた都市公園については、避難(場)所、避難路、延焼遮断緑地帯としての機能強化を図るため、トイレ等の整備が容易に図られること。また、施設については、災害応急対策施設や避難収容施設としての機能を有していること。
- (4) 避難時の河川の横断は、可能な限り避けること。
- (5) 各避難場所には、貯水槽、通信機器等避難の実施に必要な施設、設備が備わっていると同時に、テレビ、ラジオ等災害情報の入手のための機器があること。
- (6) 避難生活に必要な食料、水、非常用電源、常備薬、毛布等の物資が容易に供給できること。

2. 避難路の整備

避難者が避難場所に安全に到達できるよう、避難誘導の標識を設置する等、住民への周知に努める。また、指定に当たっては、次の事項を基本とする。

- (1) 避難道路の交差はないものとし、一方通行を原則とする。
- (2) 避難道路沿いには、危険物が無いこと。

第9節 災害危険区域の設定

1. 目的

洪水、地すべり、山崩れ、火災その他の異常な現象により、災害の発生する恐れのある地域について、災害の発生を未然に防止し、または被害の拡大を防ぐための必要な対策および事前措置を迅速的確に実施するために、あらかじめ調査を実施しその実態を把握する。

2. 危険箇所および区域

(1) 水防上重点をおくべき区域

土石流危険溪流箇所、地すべり等危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の数については、資料編のとおりである。

(2) 水防上、注意を要する溜池

町内の水防上、特に注意を要する溜池は、資料編「ため池一覧表」のとおり。

(3) 巡視箇所

町内における災害等により危険が予想される箇所をあらかじめ町、地元消防団で確認し、危険が予測される場合は巡視し、実態の把握に努める。

資料編：二級河川・準用河川・普通河川

ため池一覧表

土石流危険溪流一覧表

地すべり危険箇所一覧表

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

急傾斜地崩壊危険区域指定地

砂防指定地

第10節 火災予防計画

この計画は、火災を未然に防止し、または火災による延焼の拡大を防ぐことを目的とする。

1. 火災予防運動と防火思想の普及

町は、毎年春と秋、2回の全国火災予防運動期間中は、広報紙、ホームページ、広報車等による広報を実施するとともに、消防車によるパレードを実施する。また、防火に関する知識の普及活動は、関係機関、自治会等と協力して行う。

なお、地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害となる可能性が高いので、家庭内にある火気を使用する器具等に対する取り扱いの指導を行う。

また、建物火災による死者のうち、住宅火災による死者が9割である。また、その半数は逃げ遅れが原因であることを踏まえ、住宅用火災警報器の設置および維持管理の徹底を図る。

2. 火災予防指導

町は、長崎市に消防事務を委託しており、長崎市北消防署浜田出張所および町消防団の協力を得て、自治会等における初期消火訓練等の活動強化を図る。

また、事業所の防火管理者等に対して、消防計画の策定指導、消防用設備の維持管理等の指導を行っているが、今後とも指導を強化し、防火思想の普及徹底を図る。

3. 予防査察の強化

予防査察について、長崎市消防局が、定期的に工場、病院等の事業所の指導を行う。

また、一般家庭についても、春季・秋季の火災予防運動時に住宅密集地区を重点に実施する。

4. 消防調査

長崎市消防局および町消防団は、火災が発生した場合に適切な活動ができるよう次の事項について定期的に調査を実施する。

(1) 消防地理調査

地形、通路、川、建物その他災害防御上注意を要する箇所

(2) 消防水利調査

防火水槽、消火栓、河川、貯水池、プール等の消防用水利

5. 消防力の強化

消防力の充実強化を図るため、次のことを推進する。

(1) 消防水利の確保および整備

(2) 消防車・消防ポンプの整備点検

(3) 通信施設の整備

(4) 消防団員に対する消防技術の育成

(5) 民間防火組織の育成推進

6. 山火事の防止

山火事防止のため広報板等を設置し、山火事防止の注意を呼びかける。

7. 文化財の災害予防対策

(1) 実施責任者

予防対策指導は町教育委員会および県教育委員会が実施する。

(2) 文化財予防対策

ア 予防施設、設備の整備

(イ) 文化財保管設備の設置

耐震耐火の文化財収蔵庫、保管庫等の設置促進を必要に応じて行う。

(ロ) 消火設備の整備

消火器、防火水槽、その他の消火設備等の点検整備を行う。

(ハ) 警報設備その他の防護設備の整備

火災報知設備、避雷装置、消防進入路、防火塀、防火帯、防火壁、防火戸等、必要に応じて整備の検討を行う。

イ 予防対策指導

(イ) 管理体制の整備

防火管理者、火元責任者等の管理責任体制を明確にし、災害発生の場合の通報設備、方法、組織等の確立と近接住民の協力も含む自衛消防体制の育成強化に努める。

特に消防機関等との連絡を密にし、夜間における警備と防災の徹底を図る。

(ロ) 火気禁止区域等の設定

建造物、重要文化財を保管している建物の一定区域や史跡・名勝などに指定されている物件を対象とした火気禁止区域等の指定を検討するとともに、注意標札の設置、不審者の侵入防止等の予防措置の促進を図るものとする。

(ハ) 搬出方法の指導

文化財は、特殊な構造となっているものが多く、慎重な取り扱いを要するので、所有者、近隣者、または消防関係者に取扱方法、搬出方法等の指導を実施する。

(ニ) 文化財の保全診断を定期的実施するよう努める。

(ホ) 文化財防火デー

1月26日は文化財防火デーである。こうした文化財防火デーに合わせて、防火思想の普及や防火訓練等を計画して緊急時に対応できるよう努める。

資料編：時津町消防団編成表

第11節 危険物等災害予防計画

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品は、その貯蔵または取扱上の不備が直ちに災害発生の原因となり得る。そのため、これらを取り扱う施設の関係者は、自主的な保安対策を講ずる必要があり、危険物災害の発生と被害の拡大を防止するために施設の関係者と協力しながら、災害の予防に努める。

1. 応急対策等

災害を最小限に食い止めるよう下記事項について、関係者との連携を図る。

- (1) 施設毎の防災計画に関すること。
- (2) 施設毎の従業員による自衛消防隊の訓練に関すること。
- (3) 常日頃から消防機関と連絡を密にし、報告・連絡系統を整備すること。
- (4) 火災、爆発等に備え、住民の避難路、避難（場）所等を確保すること。
- (5) その他必要な措置をとること。

2. 危険物施設等の現況

町内における危険物施設は、資料編のとおりである。

資料編：危険物施設

第12節 都市災害予防計画

1. 都市の防災構造化の推進

災害に強いまちづくりのため、市街地の面的整備や、防災に資する各種都市施設の総合的かつ一体的整備に配慮しつつ、次の施策を推進する。

- (1) 災害の発生状況等の把握に努めるとともに、災害に強いまちづくりの推進に努めるものとする。
- (2) 消防活動が容易でない場所の解消に資する通路確保を推進する。
- (3) 道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難等の機能を有する公共施設等を確保し、相互の連携により、地域の防災活動拠点とする。
- (4) 避難（場）所、避難路等、防災上重要な地域における建築物の不燃化を図るものとする。

2. 避難（場）所・避難路の確保・整備

- (1) 災害発生時の避難活動や救援活動等については、幹線道路、河川等の公共施設に十分に配慮しつつ、避難（場）所を体系的かつ計画的に指定するものとする。
- (2) 地域防災計画に位置付けられた都市公園については、避難（場）所、避難路としての機能強化を図るため、トイレ、緑地等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の確保に努めるものとする。なお、これらの施設整備に際しては、配置、内容、管理方法等について関係機関と十分な連携を図るものとする。

3. 防災拠点の確保・整備

防災拠点について、その機能をより一層効果的に発揮するよう、必要に応じて防災上地域の核的施設となる小学校・中学校、病院、福祉施設等や避難路、物資の補給路等となる道路に隣接した地域に、都市公園を配備するよう努めるものとする。

第13節 建築物災害予防計画

1. 防災上重要な建物の整備

災害対策では、迅速かつ正確な情報伝達、適切な指示および安全な避難場所の確保が要求される。町は、これらの活動を円滑に進めるため、公共施設や医療機関、保健・福祉等の施設の耐震性の確保を図り、崩壊防止に努めるものとする。

2. 建築物等の安全化

- (1) 学校、医療機関等、防災対策上特に重要な施設の不燃化
- (2) 薬品を管理する施設およびボイラー施設等危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備
- (3) 建築物の落下物対策およびブロック塀等の安全化
- (4) 機能維持のためのライフライン施設の強化とバックアップ体制
- (5) その他建築物災害予防に必要な措置

3. 特殊建築物の災害予防対策

(1) 特殊建築物の範囲

学校、体育館、病院、集会場、展示場、市場、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、汚物処理場、その他これらに類する用途に供する建築物

(2) 特殊建築物の予防対策

ア 特殊建築物の安全性を確保し災害を防止するため、建築基準法第12条に基づく指定建築物を把握し、保安状況の定期調査の報告を指導する。

イ 特殊建築物のうち、学校、病院、工場、事業場等、多数の者が出入りする建築物については、必要な消防用設備等の整備、防火管理者の設置および消防計画の策定等を促進し、あわせて予防査察の励行および火災予防の徹底を図る。

ウ 建築監視員制度の実施

建築基準法の定めるところにより、県に建築監視員の派遣を要請し、違反建築物等に対する使用禁止、工事停止等の必要な措置を行い、建築物および人命等の安全確保を徹底する。

4. 教育施設の災害予防対策

(1) 老朽危険校舎の改築の促進

ア 老朽危険校舎の改築促進に努力するが、木造、鉄骨造の場合の火気使用箇所には、不燃材を使用し、防災対策を講ずるものとする。

イ 早急に改築困難なものは、必要に応じて応急補強工事の施工促進を図る。

(2) 学校防災対策

ア 学校を新設するときは、校地の防災上の諸条件、特に浸水、地すべり、がけ崩れなどの自然的環境を考慮し、また、災害発生時の避難通路の確保等、災害防止の諸問題について、十分検討の上、位置の決定を行う。

イ 学校施設の建築（改築、改修）に当たっては、防災施設の設置に万全を期するとともに、当該施設の緊急避難設備の整備を図る。

ウ 火災防止対策では、関係機関との連携を密にして、その予防および初期消火に必要な消防用水利の確保と、火災報知設備、消火器、バケツ等資機材を整備する措置を講ずるものとする。

エ 浸水危険のある箇所については、関係機関と協議して必要な対策を講じるとともに、避難通路の整備を図る。

5. 宅地等の災害予防対策

(1) 対象とする宅地等の範囲

農地、採草放牧地および森林ならびに道路、公園、河川、その他宅地造成等規制法施行令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地。

(2) 対策の目的

大地震や豪雨等の自然災害により、宅地等が大規模に被災した場合に適切な応急対策を講じて、二次災害の軽減、防止および被災宅地の円滑な復旧に資することを目的とする。

(3) 宅地等の予防対策

ア 災害が発生した場合に危険が予想される地域、地区の調査を行い、二次災害の軽減および防止のための情報の把握に努める。

イ 被災後の宅地等の調査・判定を行う被災宅地危険度判定士[※]の養成・登録および派遣のための訓練を行う。

※ 被災宅地危険度判定士とは、被災地において、地元市町村または都道府県の要請により被災宅地危険度判定を行う技術者のこと。被災宅地危険度判定士は、被災宅地危険度判定連絡協議会または都道府知事が実施する養成講習会を受講し、登録をうけた土木、建築等の技術者である。

6. 県内における体制の整備

町と県および関係団体による「長崎県建築物等総合防災対策推進協議会」において、各構成団体の連携の下、建築物および宅地等に係る予防対策を相互に関連づけ、情報の合理的、効率的な蓄積と発信を図る。

第14節 道路災害予防計画

1. 道路の現況

町の道路は、一般国道206号・207号、川平有料道路、長崎漁港臨港道路、町道（一級・二級・一般）から構成されている。

国道および長崎漁港臨港道路については県、川平有料道路は長崎県道路公社、町道は町で管理している。

2. 道路パトロールの実施

（1）目的

道路の構造を保全し円滑な交通を確保するため、道路状況や交通事情を確認し、課題対応に努めるとともに、頻発する交通事故等を未然に防止する。

（2）パトロールの実施

ア 通常パトロール

イ パトロール回数

交通量の多い道路については定期的に実施

ロ パトロール事項

- ① 沿道区域の異常欠陥の発見
- ② 路面、路肩、構造物の外観、交通安全施設等の損傷状況の確認および原因の発見
- ③ 道路上の工事に関する交通の確保ならびに標識および危険防止施設の設置状況等の監視
- ④ 道路の不法占用、不法使用等の取締まり
- ⑤ 降雨時の排水状況および路側崩壊、崩土、落石等の有無の確認
- ⑥ 道路占用工事に伴う路面復旧状況の確認

ハ 異常時のパトロール

台風豪雨等の異常な天然現象に対しては、あらかじめ危険と思われる箇所を重点的にパトロールするとともに、事後においては、速やかにパトロールをして被害の早期発見に努め、交通規制等の措置を講じなければならない。

（3）報告書等の作成

パトロール員は、パトロール後速やかに報告書を作成の上、所属長（町においては都市整備課長）に提出しなければならない。

（4）応急防護措置

所属長（町においては都市整備課長）は、パトロール員からの報告に基づき、速やかに必要な措置を講じるものとする。ただし、措置までに日時を要するものについては、直ちに、危険防止または交通事故防止のため、簡単な障害物の除去等取り得る限りの応急措置を講じなければならない。

（5）交通規制

交通規制については、関係機関に情報を伝達するとともに、通行者に対し、情報の提供を行うよう努めなければならない。

ア 道路標識の設置

イ 迂回路の指示

ウ 緊急車両等の通行

エ 規制の解除

第15節 防災営農指導計画

1. 指導組織

各種の気象災害による農作物等の被害を防除するため、町、県および長崎西彼農業協同組合等が中心となって、必要な技術指導を行うものとする。

2. 指導対策

各種の災害が発生した場合には、専門事項（農業経営、果樹、野菜、花き、病虫害、土壌肥料等）について、試験研究機関等に災害別による対応方策を確認して災害防除技術対策を早急に講ずる。

3. 防災営農方式の確立

町は、県および長崎西彼農業協同組合等と連携して、地域の特性と発展の方向に応じ、水稻、果樹、野菜、その他商品作物を組入れた防災営農方式の確立に努める。

第16節 生活福祉に係る災害予防計画

1. 生活福祉に係る防災体制の整備

- (1) 避難所および応急仮設住宅の管理運営から、高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊産婦等の要配慮者に対する保健福祉のサービスの提供等に、以下の点に留意しつつ、可能な限り災害時の業務処理をルール化すること等により、防災体制の整備を図る。
 - ア 災害時の業務増を踏まえた十分なシュミレーションを行い、災害の発生により新規に発生する業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行う。
 - イ 要配慮者へ適切に対応するため、福祉事務所等の相談機関や管下の保健福祉サービス事業者との連絡・連携体制を整備する。
 - ウ 必要に応じ、災害時における民生行政に係る協力体制のあり方を含んだ市町間災害援助協定を締結することに等により、相互協力体制を確立する。
 - エ 住民のプライバシーについて十分な配慮を行いつつ、在宅の要配慮者の状況を把握する。
- (2) 生活福祉に係る防災体制の整備に関しては、県から必要な指導・助言その他の支援を受けて行う。

2. 保健福祉事業者の災害に対する安全性の確保

- (1) 町は、県と協力し、保健福祉サービスを災害時においても提供できるようにするため、保健福祉サービス事業者が実施する以下の事項に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。
 - ア 国庫補助制度等の積極的な活用により、社会福祉施設等における耐震性その他の安全性を確保すること。
 - イ 社会福祉施設等の職員および利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うとともに、施設管理者に対し、災害対応に必要となる施設・設備や資機材の点検、入所者の避難方法、災害時の新たな入所者の受け入れへの対応等について検討すること。
 - ウ 社会福祉施設等の職員および利用者に対し、避難訓練を実施すること。
 - エ 災害時において、すでにサービスの提供を受けている者に対し、継続してサービス提供を実施していくため、入居者サービスに必要な物資の備蓄、施設の余剰スペースの把握、サービス事業者間における災害援助協定の締結等に努めること。
- (2) 町は、県と協力し、保健福祉サービス事業者に対して、社会福祉施設等における消火器具、警報機、避難用具等の整備保全および電気器具、石油その他の危険物の適切な管理について指導する。

3. 要配慮者に対する安全対策の推進

高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者に対して、防災知識の普及、避難誘導、救護対策等について、平常時から情報提供および啓発に努める。

(1) 社会福祉施設等における安全確保

町および社会福祉施設等の管理者は、社会福祉施設や幼稚園、保育所等における高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者への安全確保対策を次のように推進する。また、町は、県と協力し、施設の管理者が実施する安全確保策に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。

ア 施設の管理者は、施設や設備等の点検に努める。

イ 施設の管理者は、非常用食料(乳幼児の保護施設はミルク)等の[※]流通備蓄による確保を目指す。

※ 流通備蓄とは、災害救援物資等を購入して直接、備蓄する「現物備蓄」に代えて、事業者が取り扱う商品または在庫品を災害発生時の救援物資に充てるもので、その流通段階にある物資等を指している。流通備蓄では、長期保存ができないものの供給を可能にしたり、更新費用や倉庫代などの軽減を図ることができる。

ウ 施設の管理者は、介護用品（紙オムツ、尿取パット、タオル）等を流通備蓄による確保を目指す。

す。

エ 施設の管理者は、あらかじめ入所者の避難誘導方法を定め、職員および入所者に周知を図る。

(2) 避難行動要支援者の災害予防対策

町は、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、「時津町避難行動要支援者避難支援プラン」に基づく避難行動支援を行うものとする。

災害対策基本法では、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、避難に特に支援を要する者の名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成することが、町長に義務付けられている。また、市町村長は、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者の同意を得て、避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という）を作成するよう努めなければならないとされている。

町は、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月策定、以下「取組指針」という。）等を参考に、「時津町避難行動要支援者避難支援プラン」を策定し、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方や避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。また、地域防災計画の下位計画として「時津町避難行動要支援者避難支援プラン」を位置づけ、次の対策のほか、細目的な内容を定め、避難行動要支援者の「自助」と地域の「共助」を基本として、迅速かつ的確な避難支援体制の整備を図る。

なお、「避難行動要支援者」とは、要配慮者のうち、次のイ（ア）「①避難行動要支援者の対象」に挙げる者が、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

ア 避難行動要支援者の把握

町は、避難行動要支援者を把握し、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。

なお、町は、次の事項に留意し把握等を行う。

(イ) 避難行動要支援者の所在把握

① 町は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に避難行動要支援者をリストアップし、避難行動要支援者がどこに住んでいるのか、どのような支援が必要なのか等の情報を取りまとめる。

また、平常時から避難行動要支援者と接している福祉課・高齢者支援課・町社会福祉協議会の職員、民生委員・児童委員、介護支援専門員、相談支援専門員、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

② 町は、自治会等による地域の避難行動要支援者の所在把握の取り組みを推進する。

(ロ) 避難行動要支援者の情報管理

① 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する体制を構築する。

② 災害時における関係機関の役割を踏まえ、避難行動要支援者情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。

③ 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めるとともに、データの漏えい防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。

なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

イ 避難行動要支援者名簿および個別避難計画の作成

(イ) 避難行動要支援者名簿の作成・更新

町は、総務課と福祉課、高齢者支援課が連携の上、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に

努める。

① 避難行動要支援者の対象

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する者

- a 要介護3・4・5の認定を受けている者
- b 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所有する者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者を除く。）
- c 療育手帳A1・A2を所持する者
- d 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- e 町の障害福祉サービスを受けている難病患者
- f 上記に準じる状態であって、町が支援を必要と認めた者

② 避難支援等関係者

- a 自治会等
- b 民生委員・児童委員
- c 町消防団
- d 町社会福祉協議会、社会福祉施設、福祉サービス事業者等の関係機関団体
- e 時津警察署
- f 長崎市北消防署

③ 名簿作成に必要な情報の入手方法

- a 住民基本台帳
- b 介護保険受給者台帳
- c 身体障害者更生指導台帳
- d 療育手帳管理台帳
- e 精神手帳・精神医療管理台帳
- f 町福祉課および高齢者支援課より提供
- g 県福祉保健部に提供依頼
- h 町社会福祉協議会に提供依頼
- i 希望者による情報提供（避難行動要支援者の範囲外の者）

④ 名簿の記載事項

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 郵便番号
- e 住所または居所
- f 行政区
- g 電話番号
- h 避難支援等を必要とする事由
- i 世帯主名
- j 続柄
- k 同居者の有無

(イ) 避難行動要支援者名簿情報の提供・取り扱い

町は、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自治会など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度の避難行動要支援者名簿情報を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じ

ることその他当該名簿情報に係る避難行動要支援者および第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講じる。

なお、以下の点についても留意する。

- ① 避難行動要支援者名簿情報は、避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ② 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- ③ 災害対策基本法第49条の13の規定に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ④ 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿情報の保管を行うよう指導する。
- ⑤ 受取った避難行動要支援者名簿情報を必要以上に複製しないよう指導する。
- ⑥ 避難行動要支援者名簿情報の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿情報を取り扱う者を限定するよう指導する。
- ⑦ 避難行動要支援者名簿情報の取扱状況を報告させる。
- ⑧ 避難行動要支援者名簿情報の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催する。

(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

- ① 住民基本台帳（必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されないことに留意する）
- ② 避難支援等関係者による名簿の確認（転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを周知する。）
- ③ 関係機関からの情報提供（例としては、社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。）

※ なお、避難行動要支援者の状況に対応するために、町は、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つこととする。また、更新する期間や仕組みについては、他市町の状況等を確認し検討を加えるものとする。

(エ) 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮

- ① 町は、自然災害発生時、または災害発生のおそれがあるときに避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難情報の発令等の判断基準に基づき、適時適切に発令する。
- ② 避難支援等関係者が、避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達および早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令および伝達に当たっては、以下の点に留意する。
 - a 避難行動要支援者が安全な避難ができるタイミングで避難情報の発令および伝達を行う。
 - b 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。
 - c 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なるので、適切な方法を選択する。
 - d 高齢者や障害者に合った必要な情報を選んで流すこと。
- ③ 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等での災害情報の伝達機能も活用するなど、情報伝達を行う。

(オ) 避難支援等関係者の安全確保等

町は、地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、次のことに留意して、地域で避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくものとする。

る。また、避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿情報の提供に係る同意を得る段階で得ておくものとする。

- ① 避難行動要支援者や避難支援関係者を含めて地域住民で話し合っ規則を決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらう。
- ② 町は、あらかじめ自治会等の活動を通じて、避難行動要支援者の状況を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。また、把握した情報は、個人情報保護法等との整合を確保しつつ、関係機関において共有するとともに、避難訓練を実施するなど、連携の強化に役立てる。
- ③ 町は、社会福祉施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を備えた福祉避難所の確保等に努める。
- ④ 町は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる避難（場）所、大きな字で見やすい表示板等の避難行動要支援者に配慮した防災基盤整備に努める。
- ⑤ 難病患者への対応のため、町は、県と情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努める。

(カ) 個別避難計画の作成・更新

町は、避難行動要支援者一人一人の避難支援が迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを、避難行動要支援者ごとに、避難行動要支援者本人の同意を得て、個別避難計画が策定されるよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

なお、同意が得られず個別避難計画の作成ができていない避難行動要支援者については、引き続き、当該避難行動要支援者本人の同意が得られるよう働きかけるとともに、当該避難行動要支援者の避難支援が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報提供その他必要な配慮を行う。

個別避難計画の策定については、自治会等の地域を中心として行い、必要に応じて、民生委員・児童委員、介護支援専門員、相談支援専門員、町社会福祉協議会、地域包括支援センター等の協力を求めることができる。

個別避難計画では、避難行動要支援者の個々の把握により名簿を整備し、あらかじめ、一人一人の避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を定め、車による避難も含む支援方法や避難先を決めておくなど、避難行動要支援者を避難させるための具体的な計画を策定するよう努める。

なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に、消防団員や民生委員・児童委員等の避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援者の安全確保等にも十分留意する。

(キ) 個別避難計画作成の同意

町は、個別避難計画の作成にあたっては、避難行動要支援者本人の同意を得なければならない。

なお、この同意を得るにあたっては、平常時または災害発生時の避難支援等関係者への個別避難計画情報の提供について説明しなければならない。

(ク) 個別避難計画情報の提供・取り扱い

町は、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自治会等など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人および避難支

援等実施者の同意を得た上で、あらかじめ必要な限度の個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、個別避難計画の漏えいの防止等必要な措置を講じることその他当該個別避難計画に係る避難行動要支援者および第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講じる。（留意事項については、避難行動要支援者名簿情報の提供・取り扱いと同じとする。）

(ケ) 避難行動要支援者の移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者が円滑に避難（場）所へ移送されるように、あらかじめ、運送事業者等の協力を得ながら、移送先および移送方法等について定めるよう努める。

(コ) 支援体制の整備

町は、自治会等との連携により、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、避難行動要支援者やその家族の積極的な協力が得られるよう努める。

(サ) 防災設備等の整備

町は、[※]緊急通報システムを活用するとともに、一人暮らし高齢者や障害者を対象に協力員（ボランティア）等による地域福祉のネットワークづくりを進める。

また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置および火災報知器等の設置を推進する。

※ 緊急通報システムとは、おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者等の緊急時の対応および安否確認を行うためのもの。センサーやペンダント式による通信システムがある。

(シ) 相互協力体制の整備

町は、自治会等、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護支援専門員、相談支援専門員、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、避難行動要支援者の近隣住民等との連携により、避難行動要支援者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

(ス) 情報伝達手段の普及

町は、各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（情報が常に流れているもの）のほか、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

ウ 福祉サービスの継続と関係機関の連携

町は、国や県と密接に連絡を取るとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。

具体的には、関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣等も活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

エ 家族を含めた防災訓練の実施

町は、自治会等の協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

オ 避難行動要支援者自身の備え

町は、平常時に、避難行動要支援者自身あるいは家族にできる範囲の準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても普及に努める。

(ア) 避難する場合は、避難場所を書いた紙を玄関に貼っておく。

(イ) 防災用品を非常時からそろえておく。

- (ウ) 貴重物品をまとめておく。
- (エ) 近所の人に災害時の支援について依頼しておく。
- (オ) 防災訓練に参加する。
- (3) その他の要配慮者の安全確保
 - 町は、県と協力し、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとられる次のような防災環境づくりに努める。
 - ア 長崎外国語大学とのパートナーシップを持続・強化する。
 - イ 外国人への防災知識の普及として、外国語の防災パンフレットの作成を推進する。
- (4) 福祉避難所の確保
 - ア 指定福祉避難所の指定および公示
 - 町は、施設の土砂災害・浸水等の被災リスクに対する安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど、要配慮者の円滑な利用の確保するための措置が講じられており、要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制その他要配慮者の良好な生活環境が可能な限り確保ができる施設を指定福祉避難所として指定することに努める。
 - 町は、指定福祉避難所を指定した時は、県知事に通知するとともに、公示を行う。
 - なお、指定福祉避難所の公示にあたっては、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。
 - イ 指定一般避難所内の要配慮者スペースの確保
 - 町は、要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、指定一般避難所内に要配慮者のためのスペースを設置するよう努める。
 - ウ 福祉避難所の確保
 - 町は、協定等により、施設の土砂災害・浸水等の被災リスクに対する安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制その他要配慮者の良好な生活環境が可能な限り確保ができる施設を、福祉避難所として確保することに努める。
 - なお、福祉避難所のうち指定福祉避難所の基準に適合するものについては、指定福祉避難所として指定し、公示することに努める。
 - エ 町域を超えた要配慮者の受入体制の構築
 - 町は、県または近隣市町と連携を図りながら、町での受け入れが困難な在宅の要配慮者がいる場合、町域外の受入体制を構築する。
 - オ 福祉避難所の設備
 - 町は、県等と連携を図りながら、要配慮者が避難生活を送るために必要となる施設の整備（バリアフリー化、空調設備、情報関連機器、洋式トイレ等）、車椅子、簡易ベッド等の設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品および授乳に配慮するための設備といった女性や子育て家庭に十分配慮した設備の配備に努める。
 - カ 支援対策要員の確保
 - 町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。
 - なお、広域避難時の要配慮者の支援体制における町や保健所、福祉事務所等関係機関間の連携強化と情報の共有を図るとともに、早期に福祉避難所で介護士等が活動できるよう、県の支援を町が要請する。

4. 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

- (1) 町は、県等と協力し、ボランティア精神育成のため、積極的にボランティアへの理解と実践のきっかけづくりに取り組んでいく。
- (2) 町は、県等と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（平成19年3月）」を参考

に、災害時におけるボランティア活動のため、次のような整備を推進する。

- ア 災害時のボランティアの窓口となるセクション（町社協災害ボランティアセンター）の整備
- イ ボランティア団体間のネットワークの確立
- ウ コーディネーター養成
- エ 医療・看護等専門分野のボランティアの登録等

(3) 町は、災害ボランティアの受け入れに当たって、県や町社会福祉協議会と連携して次のような業務を行う。

- ア 災害ボランティアに関する受付けや被災者ニーズの把握、コーディネート
- イ 情報の収集・提供
- ウ ボランティア活動支援資金の募金
- エ 関係機関との連絡調整等

第17節 緊急輸送活動体制の整備

1. 緊急輸送施設の整備

町は、災害発生時の緊急輸送活動のために、確保すべき輸送施設（道路、港湾等）および輸送拠点について把握しておく。

2. 緊急物資の受入拠点等の整備

緊急物資の受入拠点の確保に努める。

町は、主な避難所または広域からの交通アクセスに優れた立地の既存施設を活用し、救援物資の受入拠点の開設に努める。この場合、あらかじめ適切な施設を選定し、施設管理者の同意等を得ておくこととする。また、受入拠点における物資情報管理、仕分け、分配、輸送等の運営は、災害応援協定の締結により、専門知識・ノウハウを有する民間の物流事業者を活用することを検討する。

3. 町内ヘリポートの場所

（1）町は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめヘリコプター離着陸適地について、関係機関と協議の上、確保する。

（2）離着陸適地は、資料編のとおりとする。

町は、県、自衛隊等関係機関と定期的に協議を行い、地形、交通の便、人口等を勘案しながら、ヘリポートの適地の検討を行い、必要に応じて見直す。

（3）ヘリコプター離着陸適地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関および住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるとともに、また、災害時の利用について、あらかじめ協議しておく。

資料編：ヘリコプター離着陸適地

第18節 医療・保健に係る災害予防対策

1. 医療施設の災害に対する安全性の確保

- (1) 町は、西彼保健所および県と協力し、医療施設の災害に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者（開設者）が実施する次の事項に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援に努める。
- ア 医療施設における耐震性その他の安全性を確保すること。
 - イ 医療施設の施設や設備等の常時点検を行うこと。
 - ウ 医薬品等の備蓄を推進すること。
 - エ 医療施設の職員および入院患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
 - オ 災害時の医療活動の実施、入院患者の避難方法、新たな入院患者の受け入れへの対応等について定め、職員への教育を行うこと。
 - カ 必要に応じて、入院患者の移送先医療施設や避難経路を確認するとともに、移送先医療施設と受入体制等の調整を行うこと。
 - キ 自治会等の協力を得て避難等安全確保の方法を定めること。
 - ク 医療施設の職員および入院患者に対し、避難訓練を実施すること。
- (2) 医療施設の管理者（開設者）に対して行う医療施設における消火器具、警報器、避難用器具等の整備保全および電気器具、石油その他の危険物の適切な管理に対する指導について、町は西彼保健所に協力する。
- (3) 放射性同位元素、病原微生物、毒物類等の保健衛生上危害を生ずる恐れのある物を取り扱う医療施設の管理者（開設者）に対し行う災害の発生時におけるこれらの物の取り扱いの指導について、町は西彼保健所に協力する。

2. 災害時医療体制の整備

- (1) 町内における体制整備
- ア 町は、あらかじめ日本赤十字社長崎県支部と災害救助法による医療等の実施に係る委託契約を締結し、災害時における救護班の確保を図る。
 - イ 町は、二次医療圏を勘案し、西彼保健所の支援を求めて、災害時医療体制の整備を図る。
- (2) 西彼杵医師会との連携
- 町は、県と協力し、あらかじめ災害時の医療救護に関する西彼杵医師会との協定を締結し、災害時における医療救護班の確保を図る。

3. 医薬品等の安定供給の確保

- (1) 災害時情報網の整備
- 町は、県と協力し、医療機関、医薬品等関係団体、西彼杵医師会等と協力し、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集および連絡体制の整備に努める。
- (2) 災害時における医薬品等の搬送体制の確保
- 町は、県と協力し、災害時における医薬品等の搬送のための手段の確保に努める。
- (3) 医薬品等の円滑な供給
- 町は、県と協力し、緊急用医薬品等を備蓄するとともに、医薬品等の円滑な供給を図る。

第19節 応急救助等における防災体制の整備

1. 町における防災体制の整備

町は、他市町との災害援助協定の締結、応急仮設住宅建設用地の把握、救助物資の備蓄または物資供給に係る関係業者との協定の締結等により、災害発生時に災害救助法による応急救助が迅速かつ適正に実施されるよう防災体制の整備に努める。

2. 災害時の応急救助に係る計画の整備

町は、災害救助法による応急救助の迅速かつ円滑な実施に資するため、地域防災計画を見直し、その周知徹底を図る。

3. 災害時の緊急物資調達計画の整備

(1) 備蓄または調達の基本方針

ア 町は、県や関係各部署において協議し、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料・医薬品・その他の物資についてあらかじめ備蓄または調達体制を整備しておく。

イ 大規模かつ広域にわたる災害の場合は、緊急物資の調達が困難になる事態が想定されることから、流通備蓄と現物備蓄の特性を踏まえ、適切な配分により備蓄を行う。

(2) 緊急物資の備蓄拠点等の整備

ア 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄または避難（場）所の位置を勘案し、体制の整備を図る。

イ 備蓄拠点については、輸送拠点として指定し、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

(3) 緊急物資の備蓄・輸送・配布の体制の整備

ア 町は、県と協力し、飲料水、食料、生活物資、医薬品、防災資機材等の緊急物資について、町内商業施設との協定による流通備蓄を主として体制を整備する。

イ 町および県においては、自己の保有する物資の備蓄状況について常に把握しておくとともに、町全域の備蓄状況について、町および県間において、平素から情報交換を行い、効果的な運用方法を検討しておく。

(4) 主要災害備蓄物資の確保計画

ア 主要食料の確保

米 穀	災害救助用米穀の供給が流通備蓄でまかなえない場合は、県に要請を行う。
-----	------------------------------------

イ 衣料、生活必需品、医薬品等の確保

医 薬 品	災害のために医療機関が混乱した場合、応急的に医療を実施し、被災者の保護を図る必要がある。このため、救援物資等の協力・供給に関する協定締結事業所の協力を求め、緊急用医薬品等を迅速に供給できるように努める。 また、災害時における防疫措置の徹底を図るため、防疫用医薬品を緊急に確保できるよう、あらかじめその流通状況を把握しておく。 町の備蓄状況の把握や備蓄内容の統一化を図るなど、災害時に相互支援を行いやすくするための体制づくりに努める。
-------	---

(5) 備蓄または供給協定を締結して調達等の可能数量を把握する物資は次のとおりである。なお、供給可能数量については、毎年見直すこととする。

食料	米穀、即席めん、おにぎり、弁当、パン、缶詰、牛乳・粉乳、その他必要な食料
生活必需品	毛布、タオル、衣類、下着、トレーニングウェア、敷物、卓上コンロ、ボンベ、雨具類、軍手、紙オムツ（大人用）、紙オムツ（子ども用）、ちり紙、鍋、やかん、食器類、バケツ、ポリ袋、マッチ・ライター、ローソク、懐中電灯、乾電池、その他必要な物資

第20節 公共公益施設(ライフライン等施設)の災害予防計画

この計画は、公共公益施設の被害を最小限にとどめるため、日頃から施設の耐震化、幹線系の複数系統化、広域応援体制の確立、他事業者間の連絡等、非常体制の整備を図ることを目的とする。

1. 上水道施設

(1) 施設の耐震性の強化

施設管理者は、水道施設の新設、改良等に際して、日本水道協会制定の指針等によって、十分な耐震設計および施工を行う。

(2) 広域応援体制の整備

施設管理者は、「日本水道協会長崎県支部規則」に基づく要請・応援等を行える体制を整備する。

2. 下水道施設

(1) 施設の耐震性の強化

施設管理者は、下水道施設の施工等に際して、十分な耐震性を有するよう努める。

(2) 広域応援体制の整備

施設管理者は、事業者間での広域応援体制の整備に努める。

(3) 非常体制の整備

施設管理者は、大規模な災害が発生した際に円滑に対応できるよう、あらかじめ災害対応マニュアルを準備しておく。

3. ガス施設

西部ガス(株)長崎支社、(一社)長崎県LPガス協会には、施設について各事業者が策定する災害予防計画に基づき、地震災害に備えるよう要請する。

4. 電力施設(九州電力(株))

九州電力(株)には、日頃から電力施設の設計、建設および保守の面において、災害予防対策に万全を期し、地震災害による被害を最小限にとどめるとともに、非常災害対応体制を整備して、応急復旧活動に努められるよう要請する。

5. 電話施設(西日本電信電話(株))

西日本電信電話(株)には、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に予防措置を講ずるよう要請する。

第21節 相互応援体制の確立

1. 県外への広域相互応援体制の整備

(1) 県外の市町村との相互応援協定の締結

町は、必要に応じ、県外の市町村との間の相互応援協定を締結する。また、町は、県外の市町村からの応援要員の受け入れのための連絡窓口の設置、活動拠点等の確保を速やかに行えるよう県や社会福祉協議会と連携して、体制の整備に努める。

2. 県内の広域相互応援体制の整備

(1) 防災関係機関との協力体制

町は、町内で災害が発生した場合において、応援を求める内容をあらかじめ防災関係機関と確認しておく。

(2) 県内相互応援（消防）

町は、消防に関し消防組織法第39条の規定に基づき、長崎県広域常備消防体制による相互応援を行うこととしている。

(3) 県広域防災相互応援体制

町は、災害対策基本法第67条の規定に基づき、災害発生時の応急措置に関し他の市町の応援を求めることもできるが、自主的な相互応援体制として近隣市町相互間の災害応援協定による支援・受援体制を推進する。

第22節 コンピューターの安全対策計画

この計画は、地震発生の際、町庁舎および電算管理委託会社に設置しているコンピューターの一時停止に対する防災対策として、人的被害を最小にするとともに、速やかに再稼働させることを目標とする。

1. 建物に関すること

建物に関し、次のことに留意しておくこととする。

- (1) 天井、照明器具の落下防止
- (2) OAフロアー床の跳ね上がりや落下防止
- (3) 壁、窓ガラスの破損防止
- (4) 避難エリア、通路の確保

2. コンピューターに関すること

コンピューターに関し、次のことに留意しておくこととする。

- (1) 機器の転倒防止
- (2) データファイルの破損防止
- (3) データファイルの定期的なバックアップ

3. 電源、空調および回線設備等に関すること

電源、空調および回線設備等に関し、次のことに留意しておくこととする。

- (1) 電源設備の固定
- (2) 空調設備の固定
- (3) 回線設備の固定
- (4) ケーブルの断線防止

4. 保管庫等に関すること

保管庫等に関し、次のことに留意しておくこととする。

- (1) データファイルの別室への二重保管
- (2) 保管庫類の転倒防止

5. ソフト面に関すること

災害発生時に備え、次のことに留意しておくこととする。

- (1) 防災体制の明確化
- (2) 地震時の処置、手段要領の作成と周知徹底
- (3) 復旧連絡網の整備
- (4) 委託契約および情報セキュリティポリシーの遵守

第23節 竜巻等の激しい突風災害予防計画

特殊な気象条件下において、竜巻等の激しい突風が発生する可能性があり、それによる家屋・農作物に対する被害が予想される。この計画は、これらが発生した場合の対処方法について、啓発・普及に努めるとともに、危険性の高い地域について次の予防策を推進することを目的とする。

1. 竜巻等の激しい突風に関する知識の普及啓発

竜巻は、大気が不安定になって発達した積乱雲の下で発生する。しかし、積乱雲が必ずしも竜巻を起こすわけではなく、その発生を予測するのは困難である。

そのため、竜巻の発生に係る情報を可能な限り早く入手するとともに、迅速に住民に伝達し、避難誘導を図る。

竜巻における人的被害、家屋被害などの状況を踏まえ、竜巻に関する知識の普及啓発および被災後の迅速な対応に努める。

(1) 住民への啓発

内閣府では、「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」を作成し、我が国における竜巻等突風災害の特徴と個人の身の守り方を国民に紹介している。

竜巻からの身の守り方

屋内にいる場合	屋外にいる場合
・ 窓を開けない。 ・ 窓から離れる。 ・ カーテンを引く。 ・ 雨戸・シャッターをしめる。 ・ 地下室や建物の最下階に移動する。 ・ 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する。 ・ 部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・ 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。	・ 車庫・物置・プレハブを避難（場）所にしない。 ・ 橋や陸橋の下に行かない。 ・ 近くの頑丈な建物に避難する。 ・ （頑丈な建物が無い場合は）近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る。 ・ 飛来物に注意する。

出典：内閣府「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」

(2) 安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの住民が竜巻と認識せず、危険な場所に止まるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造の頑丈な建築物など安全な場所に誘導を図る。

(3) 安全な場所の周知

低い階（2階よりも1階）、また、窓から離れた家の中心部など、より安全性の高い場所にとどまるよう周知を図る。

(4) 頑丈な建築物への誘導

木造などの強度が不足する建築物より、可能な限り頑丈な建築物へ誘導を図る。

2. 竜巻等の激しい突風に対する対策

(1) 竜巻注意情報の取得

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県南部など）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

（2）家屋・農作物等の被害防止対策

ア 防風ネット等の防風施設など農作物被害防止施設の整備

イ 災害の未然防止を目的として、風害等を受けやすい地域における家屋・農業用の防風施設等の整備

（3）風倒木対策

町は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去など必要な対策をあらかじめ講ずる。

第24節 帰宅困難者対策計画

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で移動している者が、災害発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することが困難となり、または移動の途中で目的地に到達することが困難となることが予測される。この計画は、帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進を図ることを目的とする。

1. 住民への啓発

町は、県と協力し住民に対して、「災害発生時には、むやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図る。

2. 避難（場）所等の提供

町は、避難（場）所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくなど、避難（場）所の運営体制の整備に努める。また、すでに指定している避難（場）所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。

3. 情報提供体制の整備

町は、県と協力し、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、CATV、避難（場）所等における張紙等で周知を図るとともに報道機関とも協力するなど多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備する。

4. 安否確認の支援

町は、県と協力し、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及啓発を図る。

5. 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

町は、県と協力し、コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。

6. 帰宅困難となる来町者への対策

- （1）町は、県と協力し、現地の地理に不案内な来町者に対して、避難誘導案内などにより、避難対象地域、避難（場）所等についての周知に努める。
- （2）町は、公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する手段などをあらかじめ定める。
- （3）町は、すでに指定している避難（場）所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。

第25節 業務継続計画(BCP)策定計画

この計画は、大規模地震発生時等においても、必要な業務を継続して実施できるよう、業務継続計画(Business Continuity Plan)の策定の推進を図ることを目的とする。

1. 町業務継続計画

町は、防災の一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、住民の生命、身体および財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や住民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画の策定に努める。

2. 事業者の事業継続計画

災害等による企業の事業中断は、企業の存立や地域経済に大きな影響を及ぼすものとして、企業の事業継続計画策定の必要性が指摘されている。

こうしたことから、町は、県と協力し、事業継続計画作成のための情報提供を行うなど、事業者や事業者団体に対し、計画の策定を推進するよう働きかける。

第26節 新型インフルエンザ行動計画

新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)および感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、町全体の態勢を整備するため、「時津町新型インフルエンザ等対策行動計画」(平成27年2月策定)により、行動するものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

1. 防災組織

(1) 時津町防災会議

町長を会長とし、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき組織するものであり、その所掌事務としては、防災計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関との連絡調整を図ることを任務とする。

(2) 時津町災害警戒本部

災害発生のおそれがある各種の気象警報などの発表により、災害発生が予測されるときは、副町長を本部長とし、「災害対策本部」設置前の段階として設置する。

(3) 時津町災害対策本部

災害が発生し、または発生する恐れがある場合に町長を本部長として、町職員および町消防団員で構成し、災害予防および災害応急対策活動を実施する。

2. 時津町災害警戒本部

(1) 設置

災害発生のおそれがある各種の気象警報の発表等により各種の災害が予測され、災害警戒を必要とするとき。

(2) 解散

気象警報などが解除され、災害の危険が解消したと本部長が認めたとき。

(3) 災害対策本部への切替

災害救助法の適用などが想定される程度の被害が発生し、または、発生が予想され、災害対策を総括的かつ統一的に処理する必要があると本部長が認めたときは、「災害警戒本部」を「災害対策本部」に切替えるものとする。

3. 時津町災害対策本部

(1) 設置

災害警戒本部からの切替えのほか、町長が必要と認めたとき。

(2) 組織および分掌事務

組織および分掌事務は次のとおりである。

表－1 時津町災害対策本部組織図

表－2 災害対策本部組織および事務分掌

(3) 解散

災害の危険が解消し、その災害の応急対策が完了したと本部長が認めたとき。

(4) 災害対策本部の初動機能強化

大規模災害発生時および特別警報発表時には、町災害対策本部の初動機能を強化するため、「総務部」「災害復旧部」「被災者支援部」を設置し、本部長の指示に基づき、迅速な応急対応行動を実施するものとする。災害対策本部は、特に災害発生時から3日程度までの期間については、防災対応力の集中投入を行う。

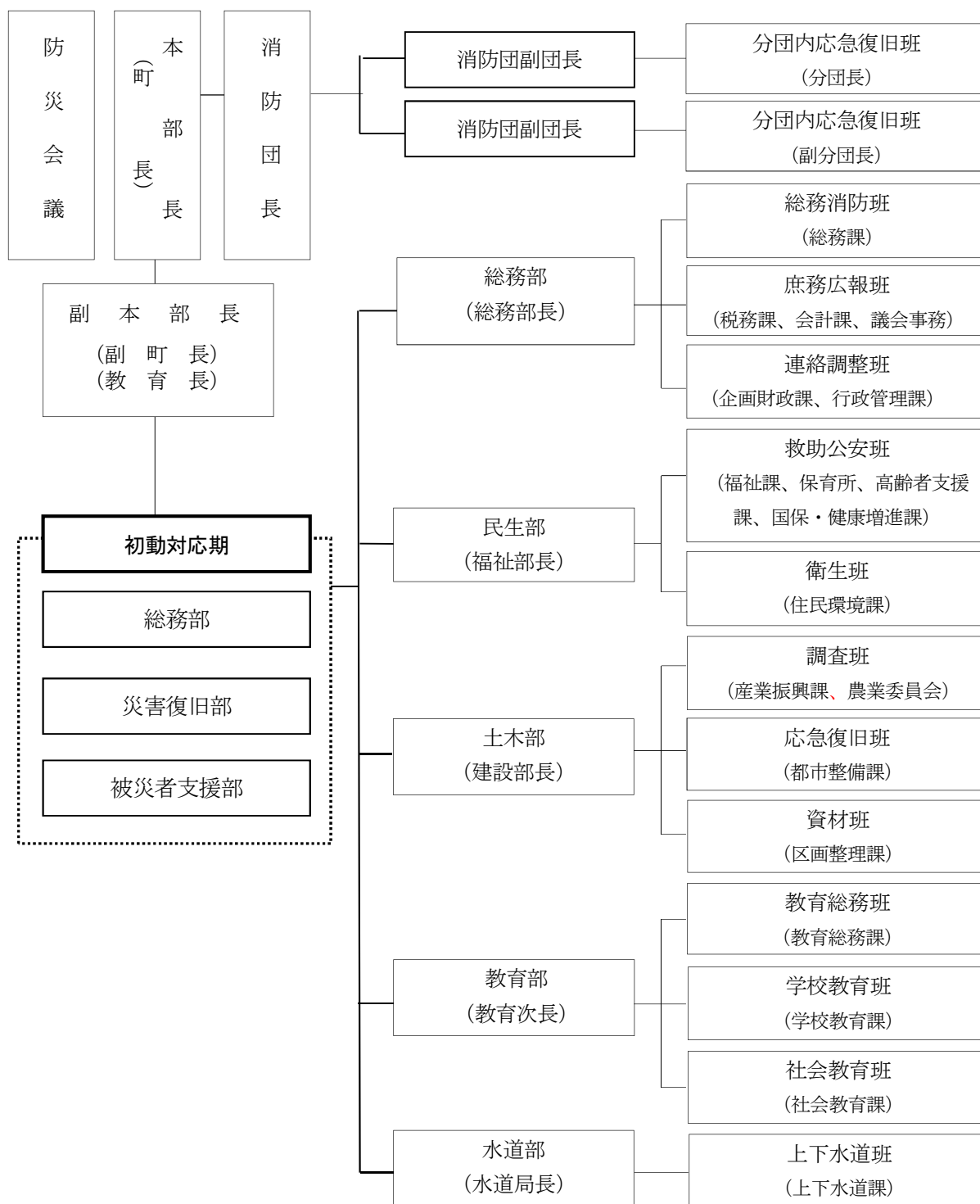
また、初動対応が一定の機能を果たせたと本部長が判断した場合は、町災害対策本部各部の事務分掌（表－2 災害対策本部組織および事務分掌表、配備動員を参照）による対応に移行するも

のとする。

組織		主な事務・役割
本部 (本部長：町長) (副本部長：副町長、教育長)		大規模災害発生時に、防災対応力の集中投入を図る。 (おおむね3日程度を目安として機能させる。その後の状況を踏まえ、本部長の指示により町災害対策本部各部の体制へ移行する。)
総務部 (部長：総務部長) (副部長：議会事務局長)	総務課、企画財政課、行政管理課、税務課、会計課、議会事務局	・ 町災害対策本部の設置・運営 ・ 危機対応方針決定の補佐 ・ 避難情報の発令 ・ 災害復旧部、被災者支援部および各部・課等への具体的対応の指示および総合調整 ・ 職員家族の情報収集 ・ 消防団と連携した災害対応 ・ 国、県等との連絡調整 ・ 町有財産の被害状況調査 ・ 議会对応 ・ 災害情報の収集、整理 ・ 関連施設の被害状況調査 ・ 活動状況の記録(時系列情報、写真)、各部の進行管理 ・ 伝送映像の収集、配信 ・ 通信機器や通信回線の確保 ・ 広報活動、マスコミ対応 ・ その他本部長の指示対応
災害復旧部 (部長：建設部長) (副部長：水道局長)	都市整備課、区画整理課、産業振興課、上下水道課、農業委員会	・ 関係機関との連携・連絡調整 ・ 関連施設の被害状況調査 ・ ライフライン被害状況の調査 ・ 飲料水、食料、緊急物資の確保 ・ その他本部長の指示対応 ・ 必要に応じ、対策チームを編成(例：被害状況調査チーム、給水対応チーム、食料・物資対応チーム等)
被災者支援部 (部長：福祉部長) (副部長：教育次長)	住民環境課、福祉課、高齢者支援課、国保・健康増進課、保育所、学校教育課、社会教育課、教育総務課	・ 関係機関との連携・連絡調整 ・ 関連施設の被害状況調査 ・ 避難所の開設・運営 ・ 福祉避難所の開設・運営 ・ 救護所の開設

組織		主な事務・役割
		・ 医療品等の調達 ・ ボランティアの受入対応およびボランティアセンターとの連絡調整 ・ その他本部長の指示対応 ・ 必要に応じ、対策チームを編成（例：被害状況調査チーム、避難所開設・運営チーム、ボランティア対応チーム等）

表－1 時津町災害対策本部組織図



表－2 災害対策本部組織および事務分掌表、配備動員

部	班（課）	所掌事務
各部・班共通事項		・ 所管する施設および分野の災害対策、応急対策に関すること。 ・ 所管する施設および分野の被害情報の収集、取りまとめに関すること。 ・ 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。 ・ 本部長の指示による事務および他班の応援に関すること。
総務部	総務消防班 （総務課）	・ 本部会議に関すること。 ・ 職員の動員および配備に関すること。 ・ 災害気象情報、地震・津波情報等の収集および広報に関すること。 ・ 災害救助法の適用に関すること。 ・ 被害報告に関すること。 ・ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ・ 他の公共団体への応援要請に関すること。 ・ 災害に対する警戒および防御に関すること。 ・ 消防団員の動員、配備に関すること。 ・ 避難情報の発令および避難誘導に関すること。 ・ 指定避難所および指定緊急避難場所の決定に関すること。 ・ 人命救助に関すること。 ・ 行方不明者の捜索に関すること。 ・ 災害時における交通安全対策に関すること。
	庶務広報班 （税務課、会計課、 議会事務局）	・ 緊急物品の購入に関すること。 ・ 奉仕車両の受付および配車計画に関すること。 ・ 車両等の借りに関すること。 ・ 義援金品等の受け入れおよび保管に関すること。 ・ 一般住宅等の被害調査に関すること。 ・ 被災者台帳の作成および罹災届出証明の発行に関すること。 ・ 雇入れ労務者の確保および配備に関すること。 ・ 災害状況、応急対策状況の広報に関すること。 ・ 災害現場の写真、記録に関すること。 ・ その他災害対策本部の庶務に関すること。
	連絡調整班 （企画財政課、 行政管理課）	・ 本部長の命令伝達に関すること。 ・ 町災害対策本部、町防災会議、県およびその他関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 自治会等との連絡調整に関すること。 ・ ボランティアの受入配備およびボランティアセンターとの連絡調整に関すること。 ・ 各部所管の被害状況、応急対策の実施状況等災害情報の収集に関すること。

部	班（課）	所掌事務
民生部	救助公安班 （福祉課、保育所、高齢者支援課、 国保・健康増進課）	- 避難所の開設および管理運営に関すること。 - 住民の避難に関すること。 - 応急仮設住宅の入居者選定に関すること。 - 被災者の生活相談および援護に関すること。 - 義援金品等の配分に関すること。 - 世帯構成、その他災害住宅等の資金の貸付に関すること。 - 死傷者および行方不明者等の調査に関すること。 - 災害弔慰金等の支給および災害援護資金に関すること。 - 社会福祉施設等の被害調査に関すること。 - 被害地における住民の公安に関すること。 - 福祉避難所に関すること。 - 保育園児の避難に関すること。 - 保育所の被害調査および応急対策に関すること。 - 在宅の避難行動要支援者対策に関すること。 - 避難行動要支援者名簿の作成・運用に関すること。 - 炊き出しその他による食品の給付に関すること。 - 被服、寝具その他生活必需品の給付に関すること。 - 救護所の設置および運営に関すること。 - 保健所・医療機関との連絡調整に関すること。 - 避難者の健康管理に関すること。 - 応急医療および助産に関すること。
	衛生班 （住民環境課）	- 災害地の衛生状態の調査に関すること。 - 災害時の防疫およびごみ等の緊急処理に関すること。 - し尿の緊急処理および仮設トイレの確保・設置に関すること。 - 迷いペットの対応およびペットの処理に関すること。
土木部	調査班 （産業振興課、 農業委員会）	- 被災状況の調査、記録および報告に関すること。 - 河川、都市下水路等の水位の通報、監視、警戒に関すること。 - 応急措置費の算定に関すること。 - 農林漁業者等への応急融資に関すること。 - 土石流対策に関すること。 - 巡視箇所の巡視に関すること。 - 中小企業の災害復旧資金の融資に関すること。
	応急復旧班 （都市整備課）	- 災害箇所の応急復旧工事に関すること。 - 災害発生が予想される箇所の補強工事に関すること。 - 被災建物および被災宅地の応急危険度判定に関すること。 - 応急仮設住宅の建設に関すること。 - 災害復興住宅に関すること。
	資材班 （区画整理課）	- 応急復旧等に要する資機材の調達確保に関すること。 - 資材等の輸送に関すること。

部	班（課）	所掌事務
教育部	教育総務班 (教育総務課)	・ 教育施設被害の応急対策に関すること。
	学校教育班 (学校教育課)	・ 学校教育および体育施設の被害調査に関すること。 ・ 児童・生徒の避難に関すること。 ・ 被災児童・生徒に対する教科書および学用品の支給に関すること。 ・ 応急教育に関すること。 ・ 児童・生徒の保健および学校給食に関すること。 ・ 学校の避難所開設の協力に関すること。
	社会教育班 (社会教育課)	・ 社会教育施設の被害調査に関すること。 ・ 文化財の被害調査に関すること。 ・ 町立公民館等の避難所開設の協力に関すること。
水道部	水道班・下水道班 (上下水道課)	・ 被害状況の収集および応急対策に関すること。 ・ 非常用飲料水の給水に関すること。 ・ 上、下水道施設の応急対策に関すること。

第2節 動員計画

この計画は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、関係機関との連携および災害対策要員の動員を円滑に行うことを目的とする。

1. 災害対策本部の設置および解散

総務課長は、気象情報等によって災害が発生し、または発生する恐れがあると判断した場合は町長に報告し、その指示を受けるとともに、副町長と協議して、設置区分を決定し対策本部の各部長に通報する。

(1) 設置区分

区分	配 備 時 期	配 備 内 容
第1配備	- 大雨、暴風雨その他の警報および土砂災害警戒情報が発令され、災害の発生が予想される場合、または軽微な災害が発生した場合 - その他特に町長が必要と認めたとき。	災害に対する警戒体制をとるとともに小災害の発生に対処し得る人員を配備する。 第2配備に移行し得る体制とする。
第2配備	- 局地的な災害が発生し、または発生する恐れがある場合 - その他特に町長が必要と認めたとき。	災害発生とともに直ちに災害応急活動を開始できる体制とする。 第3配備に移行し得る体制とする。
第3配備	- 特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪）が発表されたとき - 全町域にわたる災害が発生し、または発生する恐れがある場合ならびに全域でなくとも被害が特に甚大と予想される場合 - その他特に町長が必要と認めたとき。	動員可能な全職員をもって当たるもので完全な非常体制とする。

(2) 消防団員出動は「消防計画」の配備基準による。

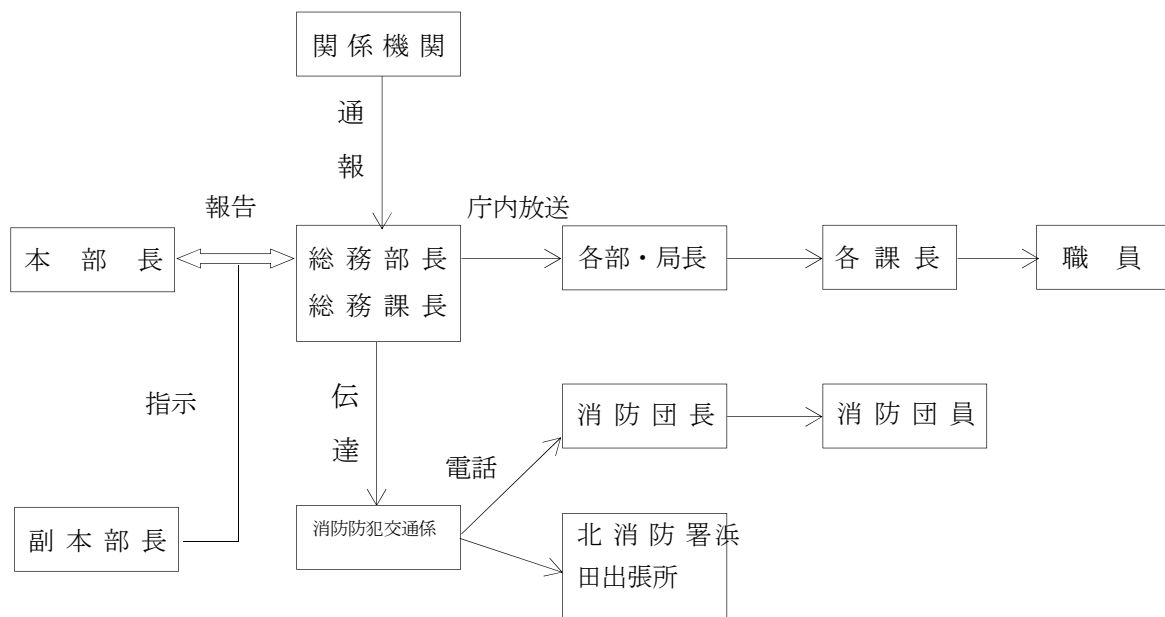
(3) 本部は、災害応急対策を一応終了し、または災害の発生の恐れがなくなり、災害対策本部による対策実施の必要がなくなったときは解散する。

(4) 本部を設置または解散したときは、県、関係機関、住民等に対し、次により通知公表するものとする。

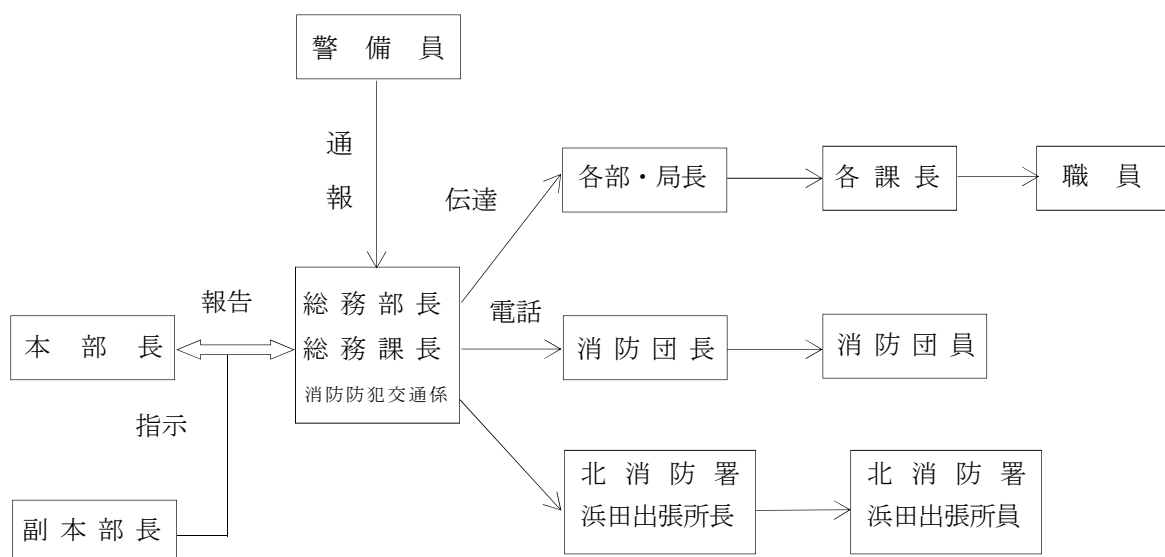
通知または公表先	担当班	通知または公表の方法
各 担 当 班	総務消防班	防災行政無線、庁内放送、電話
関 係 機 関	〃	電話、防災行政無線、防災ファクス
一 般 住 民	〃	防災行政無線、町ホームページ、防災メール配信サービス、広報車、電話

2. 伝達方法

(1) 勤務中における伝達方法は、次のとおりとする。



(2) 休日、夜間等勤務時間外における伝達方法は、次のとおりとする。



第3節 自衛隊災害派遣要請計画

1. 自衛隊の派遣要請

町は、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして、県を通じて派遣を要請するものとする。

自衛隊の災害派遣の要請では、主として人命救助および財産の保護のための消防、水利、救援物資の輸送通路の確保、応急救護、防疫、給水および通信支援等を想定している。

(1) 留意事項

ア 自衛隊は人命救助活動を第一義に行う。

イ 自衛隊は、緊急度の高い施設等の救援および最小限の応急措置を行うのが任務であり、その後の一般的な復旧工事等を行わない。

ウ 自衛隊の活動は、公共的な施設等を対象とし、個人的な整理復旧作業は行わない。

エ 災害地における自衛隊の活動内容および広報等に関する各種協議は、県、町および自衛隊指揮官との3者間で協議する。

(2) 災害派遣要請手続き

ア 知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

イ 知事は、次の事項を明らかにした文書をもって、陸上自衛隊第16普通科連隊長に要請する。緊急の場合は、とりあえず電話または口頭で行い、事後文書により要請することができる。

(ア) 災害の状況および派遣を必要とする理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣区域、活動内容、その他必要事項

ウ 自衛隊は、知事から要請を受けたときは、要請の内容および自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、適切な措置を行う。

エ 要請系統

資料編：派遣要請の系統

(3) 派遣要請事項

ア 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握

イ 避難者の誘導、輸送等避難のため必要があるときの援助

ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の搜索援助

エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動

オ 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動

カ 道路または水路の啓開措置

キ 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員および救援物資の緊急輸送

ク 被災者に対する炊飯および給水支援

ケ 救援物資の無償貸与または譲与

コ 危険物の保安および除去

サ その他知事が必要と認める事項

(4) 町長の災害派遣要請の依頼手続き

ア 町長が知事に対し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に必要事項を明示し、知事宛てに提出する。

ただし、緊急の場合は、とりあえず電話または口頭で行い、事後文書により要請することができる。

イ 町長は、通信の途絶等により、知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、その旨および災害の状況を陸上自衛隊第16普通科連隊に通知することができる。

通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待つ暇がないと認められるときは、知事の要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

ウ 町長は、上記通知をしたときは、速やかに知事に対して通知するものとする。

(5) 自衛隊の自主派遣

ア 要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、以下の項目について、自衛隊は自主派遣を行うことができる。

(ア) 大規模な災害が発生した場合、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

(イ) 大規模な災害発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、町長、時津警察署長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

(ウ) 大規模な災害発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

(エ) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること

(オ) その他、特に緊急を要し、知事からの要請を待つ暇がないと認められる場合

イ この場合においても、部隊長はできる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努めるものとする。

ウ 自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

2. 自衛隊との連絡調整

(1) 平常の連絡調整

平素においては、各種会議および防災訓練時等、機会をとらえて相互に連絡調整を行うものとする。

(2) 災害発生後

ア 災害発生または、その恐れがある場合は、陸上自衛隊第16普通科連隊から、次の各所に通信連絡班を派遣し、情報収集ならびに連絡調整に当たる。

(ア) 県本部（県庁内）

(イ) 県北振興局（佐世保）

(ウ) 諫早、大村市役所等

イ 自衛隊の災害派遣について、他の災害復旧機関（業者を含む）との競合および関係市町相互の作業優先順位の対立を避けるため、県側において調整を行う。

ウ 知事および町長は、自衛隊の能力および災害状況等を勘案し、自衛隊の効率的運営を図るよう派遣部隊指揮官等と緊密な調整を行う。

エ 海自航空隊の派遣時には、状況に応じて、県の無線車を大村航空基地に派遣し、連絡調整に当たらせるものとする。

3. 派遣を受ける町の体制および準備

(1) 連絡調整員の指定

町は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため、連絡調整員を配置する。

(2) 宿营地等の手配

町は、災害派遣部隊の宿泊施設、または野営施設の準備をするものとする。

(3) 給食の手配

災害派遣のため緊急に派遣された連絡偵察員の宿泊給食は町が担任するものとする。

4. 災害派遣の撤収要請

(1) 町長は、派遣部隊指揮官と協議し、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について、知事に要請するものとする。

(2) 撤収要請事項

- ア 撤収日時
- イ 撤収要請の事由
- ウ その他

5. 地上と航空機との交信方法

(1) 目的

災害派遣時交通および通信が途絶した状況下において、孤立地域と航空機の空地連絡を迅速かつ的確に実施して状況を把握し、救援等の対策上必要な地上および航空機からの信号の方法を定める。

(2) 地上から航空機に対する信号

旗の色別	事 態	事 態 の 内 容	希 望 事 項
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（緊急に手当を要する負傷者が発生している）	緊急着陸または隊員の降下を願う。
黄 旗	異常事態発生	食料または飲料水の欠乏等異常が発生している。	役場または警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。
青 旗	異 常 な し	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

※ 旗は1辺1mの正方形の布を用い、上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。

(3) 地上からの信号に対する航空機の回答

事 項	信 号
了 解	翼を振る（ヘリコプターの場合は、機体を左右交互に傾斜させる）
了 解 で き ず	蛇行飛行（ヘリコプターの場合は、直上を直線飛行で通過する）

(4) 航空機から地上に対する信号

事 項	信 号	信 号 の 内 容
投 下	急 降 下	物資または通信筒を投下したい地点の上空で急降下をくりかえす。
誘 導	誘導目的上空で急降下し引返した後目的地に直行	ある地点で異常を発見しその地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督 促	連 続 旋 回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う。

- (5) 地上にヘリコプターの着陸を希望する際は、その希望地点に直径10mのⒺを図示し、風向の吹き流しまたはT字型（風向→ト）で明確に示すものとする。

6. 経費負担区分

おおむね次の事項については、通常派遣を受けた町の負担とする。

なお、細部については、その都度、県と協議して定める。

- (1) 派遣部隊の救援活動に必要な資料および機材（自衛隊装備機材を除く。）等の購入借り上げまたは修理費
- (2) 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の借上料
- (3) 派遣部隊の宿営および救援活動に伴う光熱水費、汲取料、電話料および入浴料等
- (4) その他の損害補償

7. ヘリコプター離着陸地

甚大な災害が発生した場合は、資料編に掲げる適地（離着陸地）の使用について、町長等と協議の上、使用するものとする。

資料編：ヘリコプター離着陸適地 災害派遣要請依頼書 撤収要請依頼書

<参考>

8. 自衛隊の活動の内容

- (1) 一般の任務および業務内容

ア 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は「主として人命および財産の救援」のため関係公共機関と協力して行動する。

イ 主な業務の内容

(ア) 陸上自衛隊

- ① 人命の救助
- ② 消防、水防
- ③ 救援物資の輸送
- ④ 道路の応急啓開
- ⑤ 応急の医療防疫
- ⑥ 給水入浴支援および通信支援
- ⑦ 被災地の偵察（航空を含む）および応急措置（復旧）

(イ) 海上自衛隊

- ① 海上における遭難船舶、航空機、遭難者等の捜索および救助
- ② 人員、救援物資等の緊急輸送
- ③ 状況偵察および被害の調査
- ④ 船舶火災および油の排出に対する救援
- ⑤ 航空機による急患輸送

(ウ) 航空自衛隊

- ① 人命の救助
- ② 消防、水防
- ③ 救援物資の輸送

- ④ 通信支援
- ⑤ 航空機による被災地の偵察
- ⑥ 海上における航空機、遭難者等の搜索および救助
- ⑦ 航空機による急患搬送

(2) 災害の規模に応ずる部隊運用の大綱

自衛隊は、要請に応じ発生した災害に適応する勢力（編成装備）をもって出動する。

この際、陸海空自衛隊相互に連絡し、任務に適する部隊を派遣する。

災害の規模に応ずる部隊運用の要領はおおむね次のとおりとする。

ア 小規模な災害に対しては、各地に駐屯する最寄りの部隊をもって対処する。

イ 大規模な災害に対しては、まず、最寄りの部隊をもって対処し、所要に応じ他部隊の増援を受け対処する。

(3) 陸、海、空、の相互関係

県内陸、海自衛隊各駐屯部隊および航空自衛隊との総括的な調整の窓口は陸上自衛隊第16普通科連隊長が担当する。

9. 県内自衛隊の配置および管轄区域

資料編：県内自衛隊の配置および管轄区域

第4節 労務供給計画

この計画では、災害応急対策の実施等のため必要がある場合において、技術者、技能者および労務者等を確保し、災害対策の万全を期することを目的とする。

1. 技術者等の確保

(1) 確保方針

応急対策の実施について、町職員を動員してもなお不足する技術者、技能者は、県または公共職業安定所の協力を求め、確保する。

2. 労務者の確保

(1) 町において、災害応急対策、災害復旧等の実施について、必要な労務者が確保できない場合は、県または公共職業安定所に対して労務者の確保を要請する。

(2) 労務者の輸送は、バス、トラック等によることとし、貸切を原則とする。

3. 災害救助法による労務者の雇上げ

災害救助法が適用され、被災者の応援救助を実施するに当たり、職員等のみで対処できない場合は、必要に応じ労務者を雇上げ、応急救助の迅速化を期するものとする。

(1) 労務者の雇用ができる範囲は次のとおりである。

- ア 被災者の避難
- イ 医療および助産のための移送
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 救助物資の整理、輸送および配分
- カ 死体の搜索
- キ 死体の処理（埋葬を除く。）

ただし、激甚災害等特殊な場合は、厚生労働大臣の承認を得て、次の場合も労務者を雇上げることができる。

- ク 死体の埋葬
- ケ 炊き出し
- コ 避難所、応急仮設住宅および住宅の応急修理等の資材の輸送

(2) 賃金

町内における通常の賃金の範囲内とする。

(3) 期間

それぞれの救助の実施が認められている期間内とする。

ただし、必要がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長するものとする。

第5節 隣保互助民間団体活用計画

この計画は、災害時の応急対策の万全を期するため、民間団体の協力体制の整備確立を図るものである。

1. 実施責任者

民間団体への要請は、町が実施するものとし、町内のみで処理が不可能な場合は、被災をまぬがれた近隣市町に連絡し、当該市町の協力を求めて、町が応急措置に当たるものとする。

2. 協力要請団体

自治会等

3. 協力活動内容

民間団体は、おおむね次のような作業に従事するものとする。なお、活動内容の選定に当たっては、これら団体の意見を尊重して決定するものとする。

- (1) 炊き出しその他災害救助の実施
- (2) 清掃および防疫の実施
- (3) 災害対策用物資、資材の輸送および配分
- (4) 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
- (5) 上記作業に類した作業の実施
- (6) 軽易な事務の補助

第6節 防災気象情報の伝達計画

この計画では、災害発生の恐れがある気象業務法に基づく注意報および警報等（以下「予警報等」という。）を関係機関、住民に迅速かつ確実に伝達するための通報系統および要領等を定めて、適切な防災措置の実施を期することを目的とする。

1. 予警報等の定義

この計画において、注意報、警報、情報等の定義は、次に定めるところによる。

（1）風水害に関する気象警報等

ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」および「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

資料編：大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）の種類と概要

イ 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

資料編：警報・注意報発表基準一覧表

気象等に関する特別警報の発表基準一覧表

ウ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県など）で発表される。大雨に関して、〔高〕または〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

エ 長崎県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する長崎県気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高

まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長崎県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの府県気象情報が発表される場合がある。

オ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒が呼びかけられる情報で、長崎県と長崎地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

カ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害および、低地の浸水や、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

長崎県の雨量による発表基準は、1時間110ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。

キ 竜巻注意情報

第2編 第1章 第23節 第2項（1）「竜巻注意情報の取得」を参照

（2）火災警報（消防法第22条、第23条）

知事の通報により、火災の予防上危険であると認められるときに警報が発令される。

（3）異常現象を発見した者の措置（基本法第54条）

ア 発見者の通報義務

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、関係機関に通報する。

イ 町長が気象庁に通報義務を持つ事項

（ア）対象になる現象名

- ① 気象に関する事項
- ② 地震に関する事項
- ③ 水象に関する事項

（イ）発生場所

（ウ）発見した日時分

（エ）その他参考となる情報

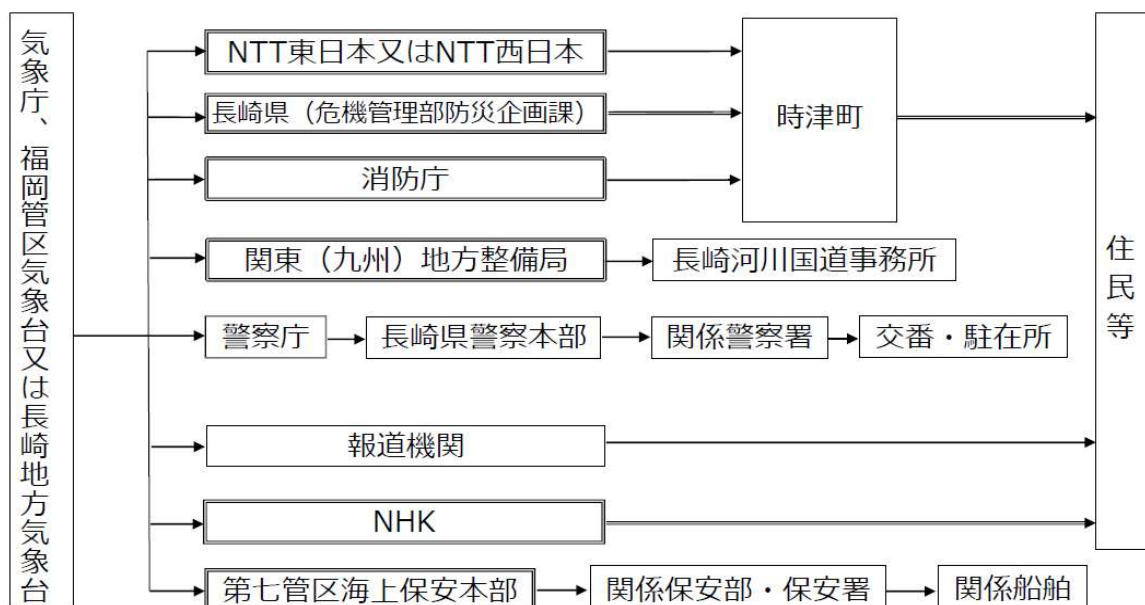
（オ）通報手段

町から気象官署に対する通報は、電話または電信による。

ただし、「（ア）対象となる現象名」のうち、①および②については、文書によってもよい。

(4) 気象警報等の伝達系統図

気象警報等の伝達系統図

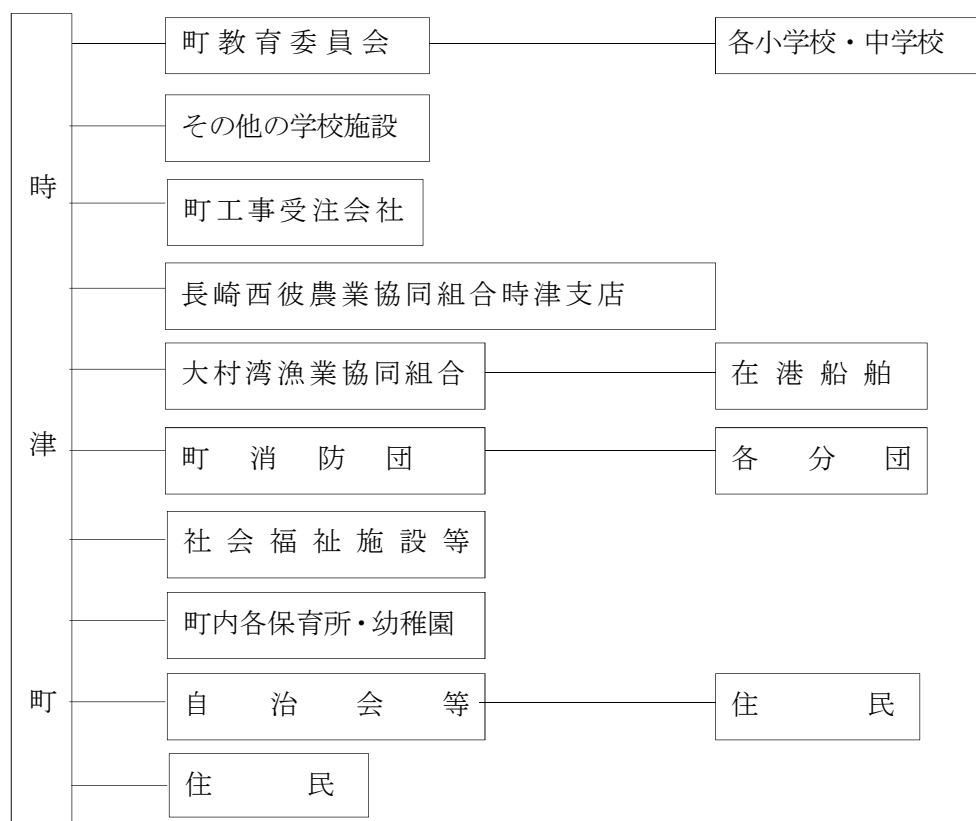


注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

注3) 気象警報等をはじめとする各種防災気象情報は、上記伝達系統のほか、気象庁ホームページ等を通じて、各関係機関へ提供。

(5) 町における特別警報・警報・注意報等の伝達系統図



2. 特別警報・警報・注意報等の受領および伝達方法

- (1) 関係機関から通報される特別警報・警報・注意報等は、総務課で受領する。

受領の担当者は次のとおりとする。

受領伝達担当者	備 考
消防防犯交通係	勤 務 時 間 内
警 備 員	勤 務 時 間 外

- (2) 警備員が特別警報・警報・注意報等を受領したときは、直ちに総務課長および消防防犯交通係に伝達するものとする。

警備員から伝達を受けた総務課長は、町長、副町長および総務部長に報告するものとする。

- (3) (1) および (2) により特別警報・警報・注意報等を受領した消防防犯交通係は、関係機関、住民等に対し次により伝達周知するものとする。

ア 住民に対する伝達

住民には、防災行政無線、防災メール配信サービス、ホームページ掲載、広報車等により伝達する。

イ 関係機関等に対する伝達

町から伝達を受けた各関係機関は、「町における特別警報・警報・注意報等の伝達系統図」に基づき各小学校・中学校、在港船舶、分団長および消防団員に伝達するものとする。

第7節 通信施設利用計画

この計画では、災害が発生する恐れのある場合、または災害が発生した場合における気象予警報等の伝達もしくは被害状況等の情報収集、その他応急措置等の指示伝達に係る通信施設の利用について定める。

1. 電信電話通信線の利用

(1) 災害時優先電話

災害時における重要な通信の確保のため、町が指定を受けている災害時優先電話は、次のとおりである。

設 置 場 所	電 話 番 号
総 務 課	0 9 5 - 8 8 2 - 2 2 1 1

(2) 非常電報

災害対策のため特に緊急を要する電報は、「非常電報」の取り扱いを受け、電報の優先利用を図ることができる。

「非常電報」を申込むに当たっては、頼信紙の余白に「非常」と朱書し、非常電報である旨を告げて頼信する。

2. 通信途絶時における応急措置

電話線の切断等有線施設等が途絶し、災害情報の伝達収集が困難となった場合は、次の通信施設等を利用するものとする。

(1) 長崎地区非常無線通信協議会およびアマチュア無線局に協力を要請する。

ア 非常無線通信施設の利用

無線局は、平常免許状に記載された目的または相手方もしくは通信事項の範囲を超えて運用することは許されないことになっている。ただし、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生しまたは発生する恐れがあり、有線通信を利用することができないかまたは利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通、通信の確保または秩序の維持のためにする通信はできる。

長崎地区非常無線通信協議会（会長は長崎県危機管理課長）は、このような場合「非常無線通信」の発動を要請して、非常通報を行うことができる。

イ 非常無線の内容

(ア) 人命の救助に関するもの

(イ) 天災の予報およびその他災害の状況に関するもの

(ウ) 電波法第74条実施の指令およびその他の指令

(エ) 緊急を要する気象、地震等の観測資料

(オ) 非常事態に際しての事態収拾、復旧、交通制限、その他秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの

(カ) 暴動に関する情報、連絡およびその緊急措置に関するもの

(キ) 遭難者の救護に関するもの

(ク) 道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況およびその修理復旧のための資材の手配および運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの

(ケ) 災害対策機関相互間に発受する災害救援、その他緊急措置を要する労務、施設設備、物資およ

び資金の調達配分、輸送等に関するもの

(ロ) 災害救助法第24条の規定に基づき県から医療、土木、建築工または輸送関係者に対して発する
従事命令に関すること

ウ 非常通報の頼信手続

(ア) 受取人の宛名（片仮名）、電話番号

(イ) 本文（わかりやすく片仮名で記載する。1通の電文はおおむね200字以内とする。ただし、必要により何通でも発信することができる）

(ウ) 発信者名（本文の末尾に段落で区分して片仮名で書く）

(エ) 非常の表示（「非常」と漢字で書く）

(オ) 発信人の住所、氏名、電話番号（漢字で書く）

エ 非常通報の頼信

(ア) 町内無線局または付近の移動局（タクシー等）を利用する。

(イ) 頼信の方法は、直接、無線局へ依頼するか電信等による依頼とする。なお、平素から無線局の所在地等を十分把握するとともに、あらかじめ協力要請を行うなど災害時に的確に活動できるよう事前対策を講じておく必要がある。

資料編：非常通報用紙

時津町防災行政無線システム図

時津町防災行政無線一覧表

第8節 災害情報収集および被害報告取扱計画

この計画では、災害対策基本法および他の法令等に基づく被害情報の収集ならびに被害報告（以下「被害報告等」という。）の取り扱いについて定める。

1. 被害等の調査

- （１）被害等の調査に当たっては、災害対策本部の初動対応期（総務部、災害復旧部、被災者支援部）において、調査班等を編成して迅速に行うが、町単独での調査が困難または不可能な場合においては、県等の地方機関および防災関係機関等の応援を得て行うものとする。
- （２）被害等の調査に当たっては調査漏れ、重複等のないように留意する。
- （３）被災世帯、被災人員等についての調査は、現地調査のほか、住民登録等と照合し、正確を期するものとする。
- （４）調査分担

災害対策本部における初動対応期後の被害状況の調査収集は、関係被害ごとに次のとおり各部において分担し、関係機関団体等の協力を得て実施する。

なお、災害対策本部設置前の被害調査については、関係課において行う。

被害区分	担当部	協力団体等
人、住家等の被害 社会福祉施設等被害	総務部 民生部	自治会等、民生委員・児童委員協議会、各施設
農業、林業、水産業 河川、海岸、道路、公園、都市下水路 等の土木関係被害、町有地等の被害	土木部	農協、漁協、自治会等
教育関係被害	教育部	学校、その他の学校施設
上下水道関係被害	水道部	自治会等

2. 初動対応期における調査班の編成

被害状況の調査に当たっては、総務部長は、災害の規模により各部長と協議し、調査員の数を決定し、調査を実施するものとする。

3. 災害情報の収集、報告

- （１）災害対策本部の各部は、電話等により役場に災害発生の連絡が入った場合は、災害発生連絡表兼災害調査報告表（資料編）により事務処理を行う。
- （２）災害が発生する恐れがなくなった後において行う住家等の被害調査については、災害対策本部の総務部で災害等調査表（資料編）により行い、調査を完了したときは、災害等調査集計表（資料編）に集計し、遅滞なく総務課長に報告するものとする。
- （３）災害対策本部における情報収集では、被害状況を的確に把握し災害発生連絡表兼災害調査報告表（資料編）、災害概況即報（資料編）および被害状況報告（資料編）により総務課長に報告するものとする。
- （４）各部からの被害報告を受けた総務課長は、災害対策正副本部長のほか、県その他関係機関に遅滞なく、その旨報告するものとする。

資料編：災害発生連絡表
 災害調査報告表
 災害等調査表
 記載上の注意
 災害等調査集計表
 災害概況即報
 被害状況報告

4. 被害の認定基準

(1) 人的被害

ア 「死者」は、当該災害が原因で死亡し、その死体が確認された者、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化または避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）を内数で計上する。

イ 「行方不明者」は、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。

エ 「軽傷者」は、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月未満で完治する見込みの者とする。

(2) 住家被害

ア 「住家」は、現実に居住のため使用している建物（公営住宅を含む）とする。社会通念上の住家であるか、どうかは問わない。

イ 「全壊」は、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。

ウ 「大規模半壊」は、居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

エ 「中規模半壊」は、居住する住宅が半壊し、居室の壁、床または天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。

オ 「半壊」は、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。（ただし、大規模半壊および中規模半壊を除く）

カ 「準半壊」は、住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊

部分がその住家の床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

キ 「準半壊に至らない（一部損壊）」は、準半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

ク 「床上浸水」は、住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。

ケ 「床下浸水」は、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

(3) 非住家被害

ア 「非住家」は、住家以外の建物とする。ただし、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

イ 「公共建物」は、例えば役場庁舎、公民館、町立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。

ウ 「その他」は、公共建物以外の倉庫、車庫等の建物とする。

エ 非住家被害は、全壊または大規模半壊・中規模半壊・半壊の被害を受けたもののみを記入する。

(4) その他の被害

ア 「田の流出、埋没」は、田の耕土が流出し、または砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。

イ 「田の冠水」は、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

ウ 「畑の流出、埋没」および「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

エ 「学校」は、学校教育法第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学および高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

オ 「道路」は、道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

カ 「橋りょう」は、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

キ 「河川」は、河川法が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要なものとする。

ク 「港湾」は、港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。

ケ 「砂防」は、砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

コ 「清掃施設」は、ごみ処理およびし尿処理施設とする。

サ 「がけ崩れ」は、自然がけおよび宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人および建物に被害を及ぼし、または道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。ただし、被害を与えなくてもその崩落、崩壊が50㎡を超えと思われるものは、報告する。

シ 「船舶被害」は、ろかいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し航行不能になったものおよび流出し、所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

ス 「水道」は、上水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。

セ 「電話」は、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

ソ 「電気」は、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

タ 「ガス」は、一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

チ 「ブロック塀」は、倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。

ツ 「り災世帯」は、災害により全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊および床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

テ 「り災者」は、り災世帯の構成員とする。

(5) 火災発生件数

火災発生件数は、地震の場合のみ報告するものであること。

(6) 被害金額の算定における定義

ア 「公立文教施設」は、公立の文教施設とする。

イ 「農林水産業施設」は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設および共同利用施設とする。

ウ 「公共土木施設」は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾および漁港とする。

エ 「その他の公共施設」は、公立文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。

オ 「農産被害」は、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。

カ 「林産被害」は、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

キ 「畜産被害」は、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

ク 「水産被害」は、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船等の被害とする。

ケ 「商工被害」は、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

コ 「その他」は、ア～ケを除く住家等の被害とする。

5. 人的被害の把握に係る事項

人的被害の把握については、以下のとおり定める。

(1) 「死者」について

ア 死者の扱いについて

以下に掲げるものについては、死者として計上する。

(イ) 死体を確認したもの（身元不明のものを含む）

(ロ) 当該災害による負傷の悪化または避難生活等の身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「弔慰金法」という。）に基づき災害が原因で死亡したと認められる者（当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

イ 死者の計上場所について

ア(イ)のケースについては、原則、被災地（本人が実際に害を受けた場所（市町村）。以下同じ。）で計上するが、それによりがたい場合は、次の例を参考に判断する。

(イ) 土砂崩れや河川の氾濫に巻かれた者などで、被災地と死体発見場所が異なると考えられる場合

a 被災地が確定または推定できる場合	被災地で計上
b 被災地で不明かつ死体発見場所が確定または推定できる場合（ただし、dの場合を除く。）	死体発見場所で計上
c 被災地も死体発見場所も不明な場合	死亡届に添付される「死亡診断書（死体検案書）」の欄「外因死の追加事項」の「障害が発生したところ」（記載が無い場合は、「死亡したところ」）に記載された町で計上

d 被災地が不明で、明らかに災害場所と関係のない場所で死体が発見された場合	居住地、勤務地、出張先もしくは旅行先などを勘案し、適当と認められる町で計上
---------------------------------------	---------------------------------------

(イ) ア(イ)のケースについては、原則として弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した市町とするが、被災地や死亡地等災害の様態から当該市町で計上することが不適当と考えられる場合は、上記イ(ア)に準じて判断することができる。

(2) 「行方不明者」について

ア 行方不明者の扱いについて

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者で、死体が見つからない場合において、以下に掲げるものについては、行方不明者として計上する。

なお、当該災害による避難等で、単に所在が不明となった者については、行方不明者として計上しないこととする。

(ア) 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第86条の規定に基づき関係者により死亡届が提出された者

(イ) 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第89条の規定に基づき官庁または公署から市町長等に報告があった者（いわゆる認定死亡）

(ウ) 当該災害が原因で所在不明となり、民法第30条に基づき家庭裁判所において失踪宣告がなされた者

(エ) 当該災害が原因で所在不明となり、弔慰金法第4条に基づき死亡したと推定される者

(オ) 当該災害が原因で所在不明となり、警察機関において、当該災害が原因で行方不明となった旨の相談や届出を受理している者

(カ) 当該災害が原因で所在不明となり、前項によるもののほか、住民からの情報提供等により、町において行方不明者として知り得たもののうち、死亡の疑いがある者

イ 行方不明者の計上場所について

原則、被災地で計上するが、それによりがたい場合は、次の例を参考に判断する。

a 被災地が確定または推定できる場合	被災地で計上
b 被災地が不明な場合	弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した町で計上
c 被災地が不明な場合で被災当時の所在地が、明らかに災害場所と関係の無い場所であった場合	勤務地、出張先もしくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町で計上

(3) 負傷者（重傷者・軽傷者）について

ア 負傷者の扱いについて

原則、当該災害による直接的な負傷（疾病は含まない。以下同じ。）による者を計上する。

なお、避難所等における避難生活中に負傷した者については、次のbに掲げる者を除き、負傷者に含めないこととする。

a 家屋倒壊などの当該災害が直接的な原因となり負傷した者	「被害の認定基準」の重傷または軽傷の定義に基づき、それぞれの区分で計上
b 当該災害により負傷し、または疾病にかかった者で、精神または身体に障害がある者として弔慰金法第8条の規定に基づき、災害障害見舞金の支給を受けた者	「被害の認定基準」の重傷または軽傷の定義に掲げる治療の見込みに基づき、それぞれの区分で計上

- イ 負傷者の計上場所について
原則、被災地で計上することとする。

直接的な原因で負傷した場合	被災地で計上
(3) アaに掲げるもの（負傷したものを除く。） で、被災地が特定できない場合	弔慰金法に基づき認定した町で計上

6. 被害報告の基準、種別、報告要領

(1) 被害報告等の基準

被害状況等の報告に当たっては、おおむね次に該当する場合に通報する。

- ア 災害救助法の適用基準に該当する場合
イ 県または町が災害対策本部を設置した場合
ウ 災害が2県以上にまたがるもので、長崎県における被害は軽微であっても全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている場合
エ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要する場合
オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展する恐れがある場合
カ 地震が発生し、県内で震度4以上を記録した場合
キ 災害の状況およびそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められる程度の場合
ク その他特に報告の指示があった場合

種 別		様 式	摘 要
災害概況即報		資料編	災害が発生したとき、または発生後の状況について、被害の程度およびこれに対して、とられた措置の概要を電子メールで報告する。
災害状況報告	即報 ・確定	資料編	被害を覚知したとき、直ちに判明したものから順次電子メールにより報告する。
事業別被害報告		各事業別に定められている様式	他の法令または通達に基づき、各事業別に町長が知事に対して報告する。

(2) 被害報告の要領

- ア 被害報告については、災害の規模および性質によって、短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があるが、全体の被害状況が判明してからの報告では、災害状況の把握が遅れ支障をきたす。そのため、災害が発生した場合は、直ちに災害の態様を通報するとともに、災害に対して行った措置を報告する。
イ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害を優先させるものとする。
ウ 被害報告に当たっては、関係機関と緊密な連絡を取り、情報の交換・調整を図り、被害状況の正確を期するものとする。
エ 被害程度の事項別報告は、緊急を要するものまたは特に指示のあった場合を除き、1日1回以上行う。

資料編：災害発生連絡表 災害調査報告表 災害等調査表 記載上の注意 災害等調査集計表 災害概況即報 被害状況報告
--

第9節 災害広報計画

この計画は、災害時の混乱した事態に民心の安定、秩序の回復を図るため、災害の形態、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するよう、その広報および報道の内容を定める。

1. 実施機関

広報は、災害対策本部総務部において行う。

2. 実施内容

(1) 災害広報

防災行政無線、町ホームページ、防災メール配信サービス、広報車、広報紙等の広報媒体を通して住民に広報するものとする。

- ア 気象情報
- イ 防災関係機関の体制および活動状況
- ウ 被害の状況
- エ 住民に対する協力要請および注意事項
- オ 災害応急対策の実施状況
- カ 道路情報
- キ その他必要な事項

(2) 被災地区への広報

被災地区の住民に対しては、あらゆる方法を講じて遅滞なく詳細な情報を提供するものとする。

- ア 被災の状況および地区住民のとるべき措置
- イ 避難情報の発令状況
- ウ 救護活動および災害応急対策の状況

(3) 災害報道

報道機関では、災害関連番組または記事を編成して報道される。

(4) 応援協力

報道機関から災害報道のための取材活動に対して、資料の提供等について協力するものとする。

第10節 広域応援活動計画

1. 行政機関・民間団体の応援活動

(1) 町

ア 県に対する応援要請

町は、災害が発生しまたは災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に応援を求め、または災害応急対策の実施を要請する。

☐ 応援を必要とする理由	☐ 応援を必要とする人員（業務、業種、期間）、資機材等
☐ 応援を必要とする場所	☐ 応援を必要とする経路
☐ その他応援に関し必要な事項	

イ 他の市町長に対する応援要請

町は、災害が発生しまたは災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、市町間で締結した災害時の応援協定に基づき、応援を求めることができる。

この場合、応援を求められた市町では、県が行う市町間の調整に留意されるとともに、必要な応援を実施することとなる。

(2) 応援要員の受入体制

町は、災害応急対策を実施するに際して、他県市町村からの応援要員を導入する場合、連絡窓口の設置、支援受入のための活動拠点の整備等に努める。

2. 消防の支援

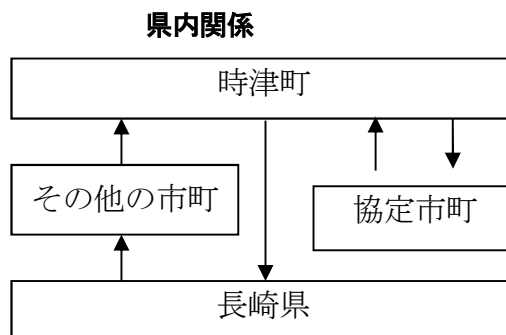
被災した町は、被災地以外の市町に対し、相互応援協定に基づき、消防機関による応援を要請する。この場合、要請を受けた市町では、迅速かつ円滑な措置をとることとなる。

(1) 出動区分

区 分	内 容	摘 要
第一次出動	① 火災が発生した町を管轄する消防機関が出動 ② 火災が発生した町との応援協定に基づき、火災等を認知または覚知した隣接地域の消防機関が別命なく出動	火災発生町の計画に基づく出動
第二次出動	火災が発生した町との応援協定に基づき、特に応援を必要とする場合において ① 受援町からの要請 ② 支援市町からの命令 等により隣接地域の消防機関が出動	火災発生町の計画に基づく出動
第三次出動	火災が発生した町の要請に基づき、知事の出動要請を受けた他市町の消防機関の出動 ① 受援町からの要請	支援市町の計画と県の調整に基づく出動

(2) 応援要請の手続要領

- ア 応援要請の手順は次の系統図により行う。
 ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。



- イ 町が他の市町に対して応援要請をしようとするときは、あらかじめ（やむを得ない場合においては事後に）下記事項を県に対し、報告しなければならない。

☐ 火災の種別（建物火災、林野火災、船舶火災等）	☐ 気象状況
☐ 火災の状況	☐ 必要とする応援消防力および機材
☐ 今後の判断	
☐ その他の必要事項	

なお、報告要領については、電話、ファクス等により実施する。

(3) 応援消防力

他市町に対する応援可能な消防力の規模については、町消防団の装備品および人員の1／3以内の規模とする。

(4) 応援部隊の任務

被災現場に到着した応援部隊の長は、直ちに現地の最高指揮官に到着申告を行って、その指揮下に入り、担当すべき部署について指示を受けなければならない。

(5) 緊急消防援助隊

県では、消防組織法第44条に基づき、町長から緊急消防援助隊の応援要請を受けて応援が必要と認める場合、消防庁長官に応援要請を行い、各県出動緊急消防援助隊を受け入れて、被災現場において効果的に活動できる体制を確保することとなる。

3. 自衛隊の支援

自衛隊の支援については、本章第3節「自衛隊災害派遣要請計画」を参照のこと。

第11節 社会秩序を維持する活動計画

1. 住民に対する呼びかけ

町は、各種の混乱が発生し、または混乱が発生する恐れがあるときは、速やかに地域住民のとりべき措置等について、呼びかけを実施する。

2. 県に対する要請

町は、社会秩序を維持するために、必要と認めるときは、県に対し応急措置または広報の実施を要請する。

3. 被災地等におけるパトロール活動

町は、警察と協力し、被災地における防犯、安全パトロール等を可能な限り実施する。

県（参考）

（1）県民への呼びかけ

知事は、流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、または生ずる恐れがあるときは、県民のとりべき措置等について呼びかけを行うこととなる。

（2）生活物資の価格、需要動向、買い占め、売惜み等の調査および対策

ア 生活物資の価格および需要動向の把握に努める。

イ 特定物資の指定等

状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売渡すよう指導し、必要に応じ勧告または公表を行う。また、特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗または倉庫の立入り調査を実施する。

ウ 関係機関等への協力要請

国、他の都道府県、事業者団体等に対し、必要に応じ協力要請を行う。

エ 物資収容等の措置

物資の円滑な供給を確保するため、必要があるときは、物資の保管命令、物資の収容等の措置をとる。なお、強制措置の実施は、慎重に扱うとともに関係者に対し常にその趣旨の徹底を図り、協力を求める。

（3）国に対する緊急措置の要請

知事は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰、金銭債務の履行困難等、経済秩序が混乱しまたは混乱する可能性が高く、社会生活に重大な影響を及ぼす事態が予想される場合は、国に対して緊急措置の実施を要請することとなる。

第12節 都市災害応急対策計画

1. 災害発生直後の施設の緊急点検

- (1) 都市公園等都市施設の点検を実施するとともに、避難（場）所または避難路となる公園においては、消防、救援、避難活動等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 下水道については、大規模な災害が発生した場合、あらかじめ作成した計画に従い、直ちに施設の被害状況の調査を行うものとする。

2. 二次災害の防止対策

下水道については、降雨による浸水等の二次災害を防止するため、主要な雨水管渠等の被災状況を調査し、土砂による閉塞等が生じた箇所については、直ちに土砂の排除を行うなど必要な措置を講ずるものとする。

3. 震災における消防活動への支援

震災時の消防活動には、水泳プール、池および井戸水、下水道の高度処理水、雨水貯留施設の貯留水、河川水および海水の利用を図るものとする。

4. ライフライン施設の応急復旧

下水道については、大規模な災害が発生した際、あらかじめ作成された計画に基づき、施設の被害状況の把握および緊急時の対応を行うものとする。また、施設の応急復旧に関しては、必要に応じ広域的な応援を求めることとする。なお、下水道が使用不可能となった場合は、関係部局と協力し、仮設トイレを設置する。また、そのし尿については、必要に応じ、周辺市町等の下水道処理場で処分するものとする。

第13節 水防計画

この計画では、基本法および水防法の趣旨に基づき、河川、湖沼、海岸もしくは港湾の洪水または高潮による水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

1. 時津町災害警戒本部・災害対策本部の設置

水防に関係のある気象の予報、注意報、警報、特別警報等により、洪水高潮等による水災が予想されるときから、その危険が解消するまで本章第1節「組織計画」および「水防計画」に基づき時津町災害警戒本部または災害対策本部を設置し、水防配備体制を整える。

なお、水防計画には、平成25年6月の水防法の改正に伴い、以下の項目を記載する。

- (1) 河川に関する情報提供や水防訓練への参加、重要水防箇所の合同点検、水防資機材の貸与、現地情報連絡員の派遣等、河川管理者による町の水防活動への協力事項
- (2) 浸水想定区域内の高齢者等利用施設における自主避難確保・浸水防止の取り組みの推進事項
- (3) 水防協力団体の指定対象拡大による建設会社等の民間企業や自治会等との連携事項

2. 消防団の配備区分

町消防団の配備区分は、本章第15節「消防活動計画」で定める配備区分に準ずるものとする。

3. 動員配備の伝達方法

動員配備の伝達方法は、本章第2節「動員計画」によって行う。

4. 雨量、水位および潮位の通報と水防信号

- (1) 関係機関から気象注意報、気象警報の通報があった場合は、巡視、観測等に基づく情報を得て、水位、雨量、その他必要な事項について、地域住民等に周知するとともに、配備の万全を期するものとする。
- (2) 水防信号は、すべて長崎県水防信号規則で定めるところにより行う。

5. 重要水防区域と重要水防箇所

重要水防区域と重要水防箇所は、本編第1章第9節「災害危険区域の設定」で掲げているとおりである。

6. 浸水想定区域

- (1) 国土交通省および県は、水位周知河川について河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域および浸水した場合に想定される水深を公表することになっており、本町における浸水想定区域が指定されている河川は、時津川である。
- (2) 町は、浸水想定区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設、その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設を以下「要配慮者利用施設」という。）がある場合は、地域防災計画に施設の名称および所在地を定めるものとする。

資料編：浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

- (3) 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の管理者は、浸水防止に関する訓練や避難の確保の訓練その他の措置に関する計画を作成し、定期的に訓練を行うよう周知・徹底する。

(4) 浸水想定区域に指定された区域の住民および該当施設を利用する周辺住民に対して、上記の内容について必要な事項を町広報紙、洪水ハザードマップ等により周知する。

7. 水防工法

水防工法は、堤防の組成材料、護岸の状態等を考慮し、その付近で得やすい最も有効な材料で行うよう工夫する。

8. 水防倉庫および水防資機材の備蓄

(1) 町の資機材備蓄について

町は、水防倉庫その他の資材備蓄場を設け、各地域の重要水防区域の延長などの実情に応じ、資機材を準備しておくものとする。

(2) 資機材の確保と補充

町は、資材確保のため水防区域近在の資材業者を登録し、手持資材量の確保をお願いし、緊急時の補給に備える。また、機材が使用または損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておかなければならない。

9. 輸送路の確保

町は、緊急時の管轄輸送路（迂回路）の計画を定めて輸送の万全を期すとともに、各水防管理団体にその計画を周知しておくものとする。

10. 町の水防体制

(1) 町の水防配備体制

町は、水防本部の配備体制に準じて、あらかじめその体制を整備しておくものとし、次により活動を行うものとする。

ア 水防活動の段階

(ア) 町は、県地方本部からの水災に関する警報を防災行政無線、電話その他の手段により受ける。

(イ) 町は、通報を受けた場合または洪水等危険を察知した場合は、第1段階として計画した人員を召集し、管内の重要水防区域の監視および警戒に当たらせる。

(ウ) 水防団待機水位（通報水位）〔時津川：1.00m（丸田橋水位観測所）〕に達したとき、またはその他必要と認めるときは、第2段階として計画した人員を配置するとともに、所用の資機材を確認携行し、出動準備を整える。

(エ) 町は、次の場合第3段階として計画した人員を出動せしめ、警戒に当たらせる。（水防規則に基づく水防第1信号、第2信号を逐次発する）

① 河川または溜池の水位が氾濫注意水位〔時津川：1.40m（丸田橋水位観測所）〕に達したとき。

② 台風が長崎県内を通過するとき。

オ 水防信号規則

① 水防第3信号・・・居住者を含む全員が出動して水防活動を行う。

② 水防第4信号・・・居住者が退避する。

(カ) 警報が解除され氾濫注意水位〔時津川：1.40m（丸田橋水位観測所）〕を下まわり、水位上昇の恐れがなくなったときは、水防体制を解除し、長崎水防地方本部長に報告する。

(2) 決壊等の通報ならびに決壊後の措置

堤防その他が決壊したときは、水防管理者、または消防機関の長は、水防法第25条および第26条に基づき、直ちにその旨、所轄警察、住民、長崎水防地方本部および氾濫する方向の隣接水防管

理団体等に通報する。また、長崎水防地方本部は、決壊の通報を受けたら直ちに水防本部へ報告する。

なお、各水防団体は、相互に協力しあい、できる限り、氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

11. 避難のための立退き

町は、事前に立退き計画を作成し、予定立退先経路等に必要な措置を講じておくものとする。

12. 応援および相互協定

町長は、緊急に必要があるときは、水防法第23条に基づき、他の水防管理者・市町長・消防団長に対して応援を求める。

応援のため派遣させた者は、所用の資機材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄下において行動する。

応援を求める水防管理団体とは、協力応援等水防事務に関し、あらかじめ相互協定を締結しておくものとする。

13. 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣を必要と認めたときは、本章第3節「自衛隊災害派遣要請計画」により派遣要請を行う。

14. 水防訓練

水防訓練は、本編第1章第2節「防災訓練計画」により実施する。

15. 水防協力団体の指定促進

平成25年6月の水防法の改正により、営利法人を含む民間法人や、法人格を有しない自治会等も水防協力団体の対象となり、水防協力団体となった企業からの重機の提供や、自治会等が水防演習や水防の普及啓発活動に取り組む等の支援協力が期待されるため、「水防協力団体」の指定を促進する。

16. 水位情報周知河川に関する避難計画

この計画は、水防法第15条に基づき、浸水想定区域における洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため定めるものとする。

(1) 避難の基本方針

ア 浸水想定区域内の居住者は、収容避難場所の非浸水階層に避難する。

イ 収容避難場所へ避難できない者は、付近の2階建て以上の堅牢な建物（非木造）の2階以上へ避難する。（ただし、2階まで浸水する場合は、非浸水階に避難。）

(2) 避難指示基準

ア 時津川

本章第18節「避難計画」により行う。

(3) 避難指示対象区域

避難指示対象区域は、河川管理者が指定・公表している「時津川浸水想定区域図」を基本とする。

(4) 洪水予報、避難指示等の伝達

水防法第15条第1項第1に基づき伝達する避難指示等の伝達は以下に定めるとおりとし、関係住

民及び要配慮者利用施設に周知徹底させる。

ア 防災行政無線等による伝達

イ 警察、消防車等による伝達

ウ 個別訪問、電話等による伝達

(5) 避難場所

避難予定場所、収容人数等は概ね次のとおりとする。

No.	校区	施設名	収容人数(1人/2㎡)
1	鳴鼓小	鳴鼓小学校体育館	318
2	鳴鼓小	時津町総合福祉センター	238
3	時津小	時津公民館	317
4	時津小	とぎつカナリーホール	385
5	時津小	時津図書館	39
6	時津小	時津町役場	199

17. 県が水位到達情報の通知を行う河川（水位周知河川）

(1) 対象河川

河川名	水位情報周知区間	距離	水位到達情報 発表者	関係水防管理 団体
時津川	左岸：時津町元村郷字巡り1287番2～海岸まで 右岸：時津町元村郷字巡り1334番2～海岸まで	2,740m	長崎振興局長	時津町

(2) 基準となる水位観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待 機水位	氾濫注 意水位	避難判 断水位	氾濫危険水 位
時津川	丸田橋	時津町元村郷	1.00m	1.40m	1.50m	1.90m

第14節 土砂災害防止計画

この計画は、災害対策基本法第40条および土砂災害対策推進要綱（昭和63年3月15日）、中央防災会議決定ならびに建設事務次官通達（「総合的な土石流対策の推進について」建設省河砂発第45号昭和57年8月10日付）、林野庁長官通達（「山地災害危険地対策の推進について」林野治第3314号昭和57年8月28日付）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日公布法律第57号、平成13年4月1日施行）に基づき町地域防災計画の一環として、土砂災害を警戒・防御し、これによる被害を軽減する目的をもって町の土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険箇所、地すべり発生危険箇所、土砂災害警戒区域等に対する防災上必要な管理・予報・警戒・避難・通信・連絡に関する関係団体および住民の活動に際しての指針を示すものである。

1. 土砂災害危険箇所

資料編：土砂災害危険渓流一覧表・地すべり危険箇所一覧表・急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

2. 土砂災害における警戒避難体制

土石流、がけ崩れなどの土砂災害による人的被害を防止するためには、これらの土砂災害によって被害を受ける恐れのある区域に居住する住民（以下「関係住民」という。）に対して、土砂災害が発生することが懸念される場合に、速やかな情報提供と適切な避難処置を講じ、安全な避難場所への誘導を図る警戒避難体制の整備が必要不可欠である。

この警戒避難体制において必要な事項は以下のとおりである。

- ① 警戒または避難を行うべき基準の設定
- ② 適切な避難処置の周知
- ③ 適切な避難場所の選定、周知
- ④ 情報の収集、伝達
- ⑤ 防災知識の普及および防災活動の実施

（1）警戒または避難を行うべき基準の設定

ア 警戒避難基準は、原則として土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土砂災害警戒区域ごとに設定するものとする。

イ 警戒避難基準は、原則として雨量によって設定するものとする。また、町において、その基準値の設定に当たっては、土砂災害警戒避難基準雨量を参考として定めることができる。

（2）適切な避難計画策定と周知

町は、豪雨時等、土砂災害の恐れがあるときに、適切な避難誘導を図ることにより土砂災害の被害から住民の生命を守るよう、以下に示す土砂災害危険箇所等を対象とした避難計画を策定し、混乱なく、迅速な避難が可能となるよう、関係住民に対する周知に努める。

ア 避難計画の対象となる土砂災害危険箇所等

- （ア）土石流危険渓流
- （イ）急傾斜地崩壊危険箇所
- （ウ）地すべり危険箇所
- （エ）土砂災害警戒区域

イ 避難計画に関する事項

- （ア）土砂災害の被害を受ける恐れのある該当地区の位置
- （イ）世帯数、人口、棟数

- (ウ) 情報の収集および受信
- (エ) 避難情報の発令時期
- (オ) 避難情報の伝達担当者および伝達先
- (カ) 伝達手段
- (キ) 避難情報の伝達所要時間
- (ク) 避難誘導者、避難場所等

ウ 関係住民が日常から準備しておくべき事項

- (ア) 気象情報が入手できるようテレビ、ラジオ等を点検しておく。
- (イ) 自分の住んでいる周りの裏山、がけ、溪流等の危険箇所を把握しておく。
- (ウ) 必要に応じ、雨量が計測できる器具等を工夫して自宅に設置し、降雨状況の推移が判るよう準備しておく。また、雨量観測値から防災上の危険判断ができるように学習しておく。
- (エ) 避難の時期、場所、経路等をあらかじめ熟知し、家族内で再確認しておく。

エ 観光者に対する配慮

町は、観光者等が降雨時に適切な避難ができるように、旅館等の関係者に周知徹底を図る。

また、旅館等の管理者は、従業員が観光客等を適切に避難誘導できるよう防災教育を行う。

オ 避難に際しての留意事項

(ア) 避難の準備

避難情報が発令され、避難する場合には、関係住民は次の事項に留意する。

- ① 火気、危険物等の始末を完全に行う。
- ② 最小限の着替え、ラジオ、照明具、食糧、飲料水等を携行する。
- ③ 安全に避難を行うことを第一の目的とし、過重な携行品および避難後調達できるものは除外する。

(イ) 避難者の誘導

避難誘導に当たるもの（以下「誘導員」という。）は、下記の点に留意し、避難者を安全に避難させる。

- ① 避難経路途中で危険な箇所があるときは、明確な標示を行い、あらかじめ関係住民に伝達する。
- ② 特に危険な箇所や避難経路については、警察官、消防署職員、消防団員等の誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。
- ③ 夜間においては、照明具携行の誘導員を配置する。
- ④ 必要な場合は、誘導ロープにより安全を確保する。
- ⑤ 誘導員は出発、到着の際には、人員の点検を行い、途中の事故防止を図る。
- ⑥ 避難（場）所が遠い場合等には、車両にて避難者の輸送を行う。なお、輸送中の安全については十分に配慮する。
- ⑦ 病人等の保護を要する者の安全には特に配慮する。
- ⑧ 避難支援が困難な所については、町は、あらかじめ消防、警察等関係機関と調整し、誘導員の派遣等避難支援の方法を定めておく。

(ウ) その他の留意事項

- ① 避難は、明るいうちに行うことが望ましい。
- ② 避難は、降雨量や地区の状況等をもとに、なるべく早く行うことが望ましい。
- ③ 安全な避難（場）所へ避難した後は、誘導員等の指示に従う。

(エ) 避難後の措置

- ① 誘導員等は、町長より避難情報が解除されるまで避難者を避難（場）所にとどめるよう努める。

- ② 町は、避難開始と同時に、避難対象地区への外部の者の立入りを防ぐ等、必要な措置を講じる。

カ 自主判断による避難

町は、停電、機器の故障のため、町と関係地区との間の情報伝達が途絶えた場合でも、下記のような状況あるいは兆候の発生が認められたときには、関係住民の自主判断による避難が速やかに実施されるよう、関係住民を指導する。

- (ア) 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合
- (イ) 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木等が混ざりはじめた場合
- (ウ) 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている恐れがあるため）
- (エ) 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- (オ) 溪流の付近の斜面において、落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合やその兆候が出はじめた場合

キ 避難が遅れ、危険が差し迫った状況での避難の注意事項

- (ア) 周辺より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の二階以上に避難することを心がける。
- (イ) 他の危険箇所への避難は避ける。（地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等）
- (ウ) 溪流を渡り対岸に避難することは避ける。
- (エ) 溪流に直角方向に、できるかぎり溪流から離れる。

(3) 適切な避難（場）所および避難路の選定、周知

ア 避難（場）所の選定

(ア) 避難（場）所の選定

町が選定する避難所は、以下の条件を基準とする。

- ① 土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域以外の場所であること。
- ② 土石流の発生により災害を受ける恐れのない場所であること。
- ③ がけ崩れ（急傾斜地崩壊危険区域－急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律により指定）、地すべり（地すべり防止区域－地すべり等防止法により指定）等による土砂災害を受ける恐れのない場所であること。
- ④ 洪水氾濫等の水害を受ける恐れのない場所であること。
- ⑤ 土砂災害危険箇所周辺の保全対象人家等から、できる限り近距離にあること。保全対象人家の範囲は①②③が参考となる。
- ⑥ 土石流危険溪流周辺の関係住民が避難に際し、危険溪流を横断して対岸に渡ることなく到達できる場所であること。
- ⑦ 収容人員が十分にあること。
- ⑧ 鉄筋コンクリート等の堅固な構造で、二階建以上が望ましい。

(イ) 避難（場）所の周知

町は、選定した避難（場）所を資料編に記載し、関係住民に対し周知徹底を図る。

(ウ) 既存避難施設を土砂災害に対する避難（場）所として利用する場合の適否

町は、既存避難施設（小学校・中学校施設、公民館等）が土砂災害に対する避難（場）所としての利用が可能か、どうかの適否を判断する。

イ 避難路の選定および周知

(ア) 避難路の選定

避難（場）所までの避難路では、下記の事項に留意する。

- ① 次の様な危険区域および危険箇所の通過を避ける。

- a 急傾斜地崩壊危険区域および急傾斜地崩壊危険箇所
- b 土石流の発生により災害を受ける恐れのある区域
- c 地すべり危険箇所
- d 土砂災害警戒区域
- e 河川の氾濫等による浸水が想定される区域
- f 高潮等により被害を被むる恐れのある区域

(4) 情報の収集、伝達

ア 情報の収集

町は、過去の災害事例等をもとに、どの程度の雨量があれば崩壊および土石流の発生の可能性があるかを整理把握し、降雨時には、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報、県・町の雨量観測値、関係機関からの災害情報および住民からの情報等を収集し、的確な判断ができるよう努める。

イ 情報の種類と収集方法

土砂災害に関する情報を分類すると、降雨量、土砂災害警戒判定メッシュ情報、大雨注意報・警報、土砂災害警戒情報、台風情報など降雨に関する情報等と土砂災害の発生場所、規模、被害状況、復旧状況など災害に関する情報に大別できる。

災害に関する情報について、関係住民や町消防団との連絡を密にするとともに、防災行政無線等を活用し、その収集に努めることとする。

ウ 情報の伝達

町は、収集した土石流、がけ崩れ、地すべりに関する情報を、関係住民等に円滑に周知できるよう情報伝達施設の整備を図るとともに、特に土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土砂災害警戒区域周辺における雨量計等の観測者による情報および防災パトロール等による緊急情報が迅速かつ正確に周知できるように努める。

エ 情報の伝達方法

町は、収集した情報の伝達を、防災行政無線、防災メール配信サービス、広報車、サイレン、マイク放送、戸別訪問等の方法により、迅速かつ正確に行うものとする。なお、町の所有、管理する伝達機器ならびにその稼動に必要な動力源が浸水等で被害を受け、使用不能にならないよう、その設置保存場所については十分留意することとする。

(5) 防災知識の普及および防災活動の実施

町は、土砂災害危険箇所周辺の関係住民に対する防災知識の普及を、出水期前（梅雨期前、台風期前）または全国的に実施される土砂災害防止月間、防災週間等を考慮して実施するとともに、日常から、関係住民に対する防災知識の普及に努めることとする。

ア 防災知識の普及

(イ) 一般住民を対象とした防災知識の普及

町は、おおむね次の媒体等の利用により防災知識の普及を図る。

- ① 町が発行する広報紙や印刷物（チラシ、パンフレット）、インターネット等の利用
- ② 町による講演会、講習会、見学会等の開催
- ③ 町による土石流危険渓流である旨の現地表示の実施
- ④ 町による広報車の巡回

(ロ) 学童を対象とした防災知識の普及

町は、学童を対象として下記の活動を行う。

- ① 防災に関する総合的な知識普及
- ② 学童の避難訓練
- ③ 地域の自治会等による防災訓練

(ウ) 意識高揚のための事業等の実施

- ① 防災に関する演習の実施
- ② 土砂災害防止に功労のあった人の表彰

イ 防災業務に服務する町職員に対する周知徹底

町は、職員を対象として研修等を実施することにより、土石流危険渓流等の危険箇所および避難方法等、町地域防災計画に記載された内容ならびに土石流等に関する防災知識について周知徹底を図る。

3. 土砂災害警戒情報

(1) 発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害防止法第27条および気象業務法第11条により、県と長崎地方気象台が共同で発表する。

(2) 目的

土砂災害警戒情報は、大雨警報発表後さらに大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、町が防災活動や住民等への避難情報の発令等の災害応急対応を適時適切に行えるようにすること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的としている。

(3) 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、県内全ての市町を発表対象としている。

(4) 土砂災害警戒情報の発表、解除基準

ア 発表基準

大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、危険降雨量に達したときとする。なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と長崎地方気象台は基準の取り扱いについて協議する。

イ 解除基準

解除基準は、危険降雨量を下回り、かつ短時間で再び危険降雨量を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県と気象台が協議の上、危険降雨量を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の状況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

(5) 土砂災害警戒情報の伝達

ア 伝達系統

(ア) 町は、町地域防災計画に基づき、土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関へ伝達する。

(イ) その他の関係機関は、必要な伝達等の措置を執る。

(6) 土砂災害警戒情報の利用に当たっての留意点

ア 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず急傾斜地等が崩壊することもある。従って、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、地すべり等は対象としないということに留意すること。

イ 町長が行う避難情報の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の渓流・斜面の状況や気象状況、長崎県河川砂防情報システムの雨量データおよび雨量状況による危険度を示す土砂災害危険度情報（スネーク曲線）の各段階状況（第1段階～第4段階）も合わせて総合的に判断すること。

ウ 土砂災害警戒情報が解除されたときでも、斜面が緩んでおり崩壊等が起こりやすい状態にあるので、避難情報の解除に当たっては、斜面や溪流の現地状況を確認し、総合的に判断するもの

とする。

4. 土砂災害緊急情報

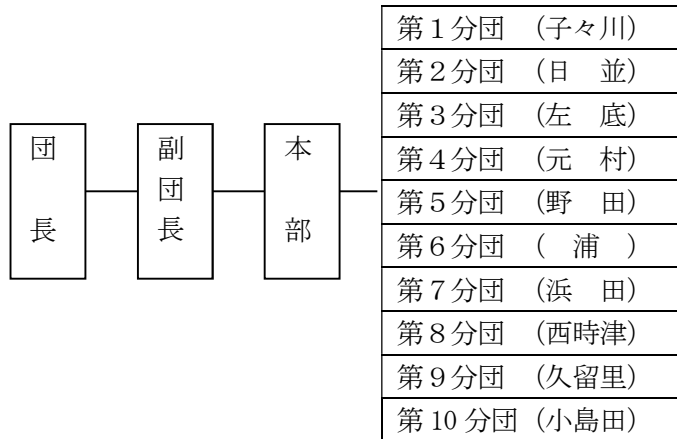
重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域および時期を明らかにするため、河道閉塞に起因する土石流、河道閉塞によるたんすいといった特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、地滑りなどその他の場合については都道府県が緊急調査を行い、その調査結果に基づき被害の想定される区域・時期の情報（土砂災害緊急情報）が関係市町へ通知される。

第15節 消防活動計画

この計画は、消防団が災害時における防災活動に万全を期するために必要な事項を定める。

1. 時津町消防団の組織および編成表

消防団組織および編成表は次のとおりである。



2. 火災対策

(1) 火災出動区分

火災時の消防団の出動区分は、次のとおりとする。

火災発生場所により次の出動区分により出動させる。

地 区	第1次出動分団	第2次出動分団	第3次出動分団
子 々 川	本部、1、2、9	3、6	5、7
日 並	本部、2、1、9	3、6	5、7
久 留 里	本部、9、3、2	6、5	1、7
左 底	本部、3、9、5、6	7、3、6	4、7
元 村	本部、4、5、6	7、10	3、9
野 田	本部、5、6、4	3、7	9、10
浦	本部、6、7、5	3、4	9、10
浜 田	本部、7、8、10	6、4	5、3
小 島 田	本部、10、7、8	6、5	4、3
西 時 津	本部、8、10、7	6、4	5、3

(2) 現場活動

ア 各地区火災において、地元分団は、応援分団に対し水利への的確な誘導を行う。

イ 出動分団は、現場到着と同時に長崎市北消防署、団長の指示を受けるものとする。

ウ 出動に当たっては、防御線を構成し、飛火警戒と延焼防止に全力を集中するものとする。

エ 本部団員は、防災行政無線等により総務課に火災状況を的確に報告するものとする。

オ 長崎市北消防署および消防団長は、第2、第3次出動が必要であると判断した場合は、本部団員または各分団長に招集の指示をして、直ちに総務課に連絡するとともに、出動を命ずるものとする。

3. 風水害に対する防災対策

(1) 出動要請基準

災害警戒本部、対策本部設置時の出動要請基準は、次のとおりである。

災害警戒本部	必要に応じて要請する	
災害対策本部	第 1 配 備	各分団から10人
	第 2 配 備	全 団 員

(2) 気象状況の把握

大雨が降る恐れがあるときは、団員はテレビ、ラジオ等により気象情報の把握に努める。

(3) 情報の収集および伝達

ア 気象注意報もしくは気象警報、危険区域の状況等応急対策に必要な情報の収集、伝達および報告は、本章第6節「防災気象情報の伝達計画」の「情報連絡系統図」、「町における特別警報・警報・注意報の伝達系統図」により迅速かつ確実に実施する。

イ 情報収集および伝達要領

(ア) 団員は、危険区域内の警戒巡視、情報の収集、避難情報の伝達広報を実施する。

(イ) 情報の報告、連絡等は、電話、防災行政無線等を有効に活用する。

(ウ) 住民に対する情報の伝達または広報は、関係機関と協力し、消防車による広報で周知徹底を図る。

(4) 団員の非常招集

ア 災害警戒・対策本部長は、警戒体制をとる必要があると認められるときは、その配備種別を指定し、所要人員の非常招集を命ずる。

イ 団員の非常招集は、各分団長に電話か、必要に応じて防災行政無線等により招集する。

ウ 特に緊急を要する場合は、団長または副団長（団長等に連絡する暇がないときは分団長）が直接所要の団員を招集することができるものとし、この場合、速やかに対策本部に報告しなければならない。

エ 各分団は、あらかじめ分団内の非常招集計画を定めておくものとする。

オ 団員の応召場所は、各分団の消防格納庫とする。

(5) 団員の警戒

ア 招集を受けた団員は、団長または分団長の指示により、管轄区域内を巡回して危険箇所の発見と防除に努め、さらに住民に対して防災態勢の指導と予定避難場所の周知に努めるものとする。

イ 特に山崩れ、がけ崩れが発生する恐れが多い地区や大雨により氾濫する恐れのある河川沿岸を管轄する分団は、警戒を厳重に行うものとする。

(6) 事前措置

団員は、災害が発生した場合において、その災害を拡大させる恐れがあると認められる設備または物件の除去、保安その他必要な措置をとる必要があると認められるときは、直ちに災害警戒本部または災害対策本部に報告しなければならない。

(7) 警戒区域の設定

ア 災害が発生し、または発生しようとしている現場において、人の生命または身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、直ちに警戒区域を設定し、防災業務に従事する者以外の者に対し当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域から退去を命じ、住民等の保護に当たるものとする。

イ 警戒区域を設定したときは、必要な箇所にロープ等をはるとともに、標示等によって明示し、かつ警戒員を配置する。

ウ 警戒区域を設定したときは、直ちに災害警戒本部または災害対策本部に報告する。

(8) 現場活動

ア 災害が発生する恐れがある場合等の事前措置および災害が発生した場合の応急作業は、主として地元分団で行い、さらに応援を必要とするときは、隣接分団の出動を求める。

イ 応援出動の要請は、原則として災害警戒本部または災害対策本部を経て行うものとする。ただし、その連絡が困難またはその暇がないときは、現場にいる団長もしくは副団長（分団長）または長崎市北消防署の指揮者が直接要請することができる。この場合も、速やかに災害警戒本部または災害対策本部に報告しなければならない。

4. 地震または津波に関する防災対策

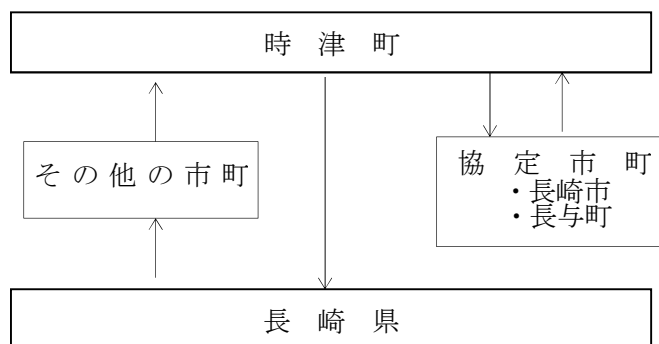
「震災・津波災害時における消防団活動・安全管理マニュアル（時津町消防団）」により、活動するものとする。

5. 応援部隊の要請

(1) 非常災害の発生により、町の消防力をもっても対応が困難な場合は、県または町と相互応援協定を締結した市町に対し応援を要請する。

(2) 応援要請手続き要領

ア 次の系統図により行う。



イ 応援を要請する場合は、次の事項を具備した内容により電話、防災行政無線用ファクス等により要請する。

- (ア) 災害の種別
- (イ) 災害の状況
- (ウ) 気象状況
- (エ) 今後の判断
- (オ) 必要とする応援消防力および機材
- (カ) その他必要事項

6. 応援消防力の誘導

応援消防力が発揮され有効適切な消防活動ができるよう次の点に留意して誘導する。

- (1) 応援消防力の集結場所の明示
- (2) 所要の誘導員の派遣
- (3) 最高指揮者の意図の徹底
- (4) 水利への誘導
- (5) 消防活動部署の指定

第16節 危険物災害応急対策計画

この計画では、最近多発している危険物（石油類、高圧ガス、火薬類等）災害の発生と被害の拡大を防止するため必要な応急措置の大綱を定める。

1. 高圧ガス対策

関係機関は、高圧ガスによる災害が発生し、または発生する恐れがあるときには、次の応急措置を講ずるものとする。

(1) 製造業者等の措置

- ア 製造施設または消費施設が危険な状態になったときは、製造設備内や消費設備内のガスを安全な場所へ移動し、または大気中に放出する等の応急措置を行うとともに、作業に必要な最少限の要員を残し他の作業員を退避させる等安全措置を講ずること。
- イ 販売施設、貯蔵所または充てん容器等が危険な状態になったときは、容器を安全な場所へ移動させる等応急措置を早急に講ずること。
- ウ 万一応急措置を講ずる暇がないときは、機を失することなく従業員または附近の住民に退避するよう警告するとともに、関係機関へ通報し協力を要請すること。
- エ 充てん容器が損傷し、または火災の炎が迫ってくるときには、充てんされている高圧ガスを廃棄処分し、または容器を水中もしくは地中に埋める等応急措置を講ずること。

2. 放射性物質対策

地震、火災、その他の災害が起こったことにより、放射性物質と関連した事故が発生し、または発生する恐れがある場合、関係機関は次の応急措置を講ずるものとする。

(1) 事業者等の措置

- ア 警察官、海上保安官への通報・連絡
- イ 施設内部にいる者、運搬従事者、これらの附近にいる者等への避難警告
- ウ 放射線障害を受けた者または受けた恐れのある者の救出と避難
- エ 汚染の拡大防止および除染
- オ 放射性同位元素の移動と看視
- カ 消火および放射性同位元素への延焼防止
- キ 立入制限区域の設定および立入規制
- ク その他放射線障害防止のために必要な措置

(2) 消防機関の措置

- ア 県消防保安室への報告
- イ 事故実態の把握
- ウ 火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定
- エ 救急・救助活動
- オ その他必要な措置

(3) 海上保安部の措置

- ア 事故実態の把握と上級庁への報告
- イ 現場海域への立入制限
- ウ 人命救助
- エ その他必要な措置

(4) 事業者等の報告事項

- ア 事故発生の日時、場所、原因
- イ 発生し、または発生する恐れのある障害の状況
- ウ 講じ、または講じようとしている応急措置の内容

(5) 事故時の連絡体制

資料編のとおり

資料編：事故時の連絡体制

(6) 関係省庁の役割分担

資料編のとおり

資料編：関係省庁の役割分担

3. 危険物等積載船舶等の応急対策

石油類等の危険物、その他特殊貨物積載船舶等の特殊火災に際しては、海上保安部において、化学消火および流出油の拡散防止等の措置をとり、消防その他の関係機関と協力し、災害拡大、延焼防止に努めるほか、必要に応じ危険物積載船舶の移動を命じ、船舶交通の制限または禁止を行い、危険物荷役の制限または禁止等の措置が執られる。

第17節 災害救助法の適用に関する計画

この計画では、災害が発生した場合における被災者に対する応急救助に関し、災害救助法が適用された場合の救助およびこれに準じ、町の責任において実施する救助について定める。

1. 救助の本質

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的として、災害に際して食料品その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、傷病等に悩む被災者に対して、応急的に行うものである。

2. 実施機関

災害救助法による救助は、その任務、目的の重要性から国の行うべき事務とされているのであるが、同時にその迅速性から全面的に知事に委任されている。

さらに同じ理由により知事が認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととされている。

3. 災害救助法適用基準

災害救助法による応援救助は、災害による被害が一定規模以上に達したときに行われるのであり、市町村の区域内の人口と災害によって住家が滅失した世帯の数が法適用の基準とされている。

(1) 適用基準Ⅰ

町区域において60世帯以上の住家が滅失したとき。

(2) 適用基準Ⅱ

長崎県下において住家が滅失した世帯の数が1,500世帯以上であって、町区域において30世帯以上の世帯の住家が滅失したとき。

(3) 適用基準Ⅲ

長崎県内において住家が滅失した世帯の数が7,000世帯以上である場合または当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、町区域内で多数の世帯の住家が滅失したとき。

(4) 適用基準Ⅳ

多数の者が生命または身体に危害を受け、または受ける恐れが生じたとき。

(注) 住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれの住家が滅失した適用基準Ⅰの世帯とみなす。

4. 法適用の手続

(1) 町長は、災害による被害の程度が法適用基準に達したときまたは達する見込みがある場合は、被害状況を速やかに知事に報告する。

(2) 知事は、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、法の適用を決定の上、県公報により救助を実施する区域を公告し、当該市町に対し法適用期間、救助の種類等を通知する。

(3) 知事は、救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、市町村長が行うこととする事務の内容および当該事務を行うこととする期間を市町村長に通知する。

(4) (3)において、市町村長が行うこととする事務が災害救助法第24条から第27条までに規定する事務の場合は、直ちにその旨を公示する。

5. 救助の種類

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の支給および飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の支給または貸与
- (4) 医療および助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具または資料の支給または貸与
- (8) 学用品の支給
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索および処理
- (11) 災害によって住居およびその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第18節 避難計画

この計画は、災害が発生し、または発生する恐れがある危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難情報の伝達、避難誘導、避難（場）所の開設等を実施することにより、居住者等の生命、身体等を災害から保護することを目的とする。

1. 高齢者等避難

- (1) 災害が発生するおそれがあるとき、災害リスクのある区域等の高齢者等（高齢者だけでなく障害のある人等の避難に時間がかかる人や避難支援者等を含む。）が危険な場所から避難すべき状況において、町長が、必要な地域の居住者等に発令する避難情報。
- (2) 危険な場所にいる高齢者等は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）し、その他の住民は、普段の行動を見合わせたり、家族等との連絡、非常用持出品の用意等の避難準備を開始する。

2. 避難指示、緊急安全確保

区分	実施責任者	拠法法令	災害の種類	実施の基準	内容等
避難指示	町長	災害対策基本法 第60条	災害全般	災害が発生する恐れが高い場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは、立退き先を指示（町は県に報告）
	知事			町長が上記の事務を行うことができないとき。	
	警察官 海上保安官	災害対策基本法 第61条	災害全般	災害が発生する恐れが高い場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、町長が指示できないと認めるとき、または町長から要求があったとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは、立退き先を指示（町に通知）
	知事、その命を受けた職員または水防管理者	水防法 第29条	洪水、高潮	洪水または高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示（水防管理者のときは、当該区域を管轄する警察署に報告）
	知事またはその命を受けた吏員	地すべり等防止法 第25条	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示（当該区域を管轄する警察署に報告）
	警察官	警察官職務執行法 第4条	災害全般	人の生命、身体に危険をおよぼす恐れがある災害時において、特に急を要するとき。	危害を受ける恐れのある者を避難させる。（公安委員会に報告）
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法 第94条	災害全般	上記の場合において、警察官がその場にいないとき。	危害を受ける恐れのある者を避難させる。（防衛大臣の指定する者に報告）

区分	実施責任者	拠法法令	災害の種類	実施の基準	内容等
緊急安全確保	町 長	災害対策基本法第60条	災害全般	災害が発生または切迫し、居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況であるとき。	少しでも命が助かる可能性が高い場所に緊急的に移動することを指示 (町は県に報告)
	警察官 海上保安官	災害対策基本法第61条	災害全般	災害が発生または切迫し、居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況であるときで、町長が指示できないと認めるとき、または町長から要求があったとき。	少しでも命が助かる可能性が高い場所に緊急的に移動することを指示 (町に通知)

3. 避難情報発令の判断基準

(1) 土砂災害

ア 避難すべき区域の選定に当たっては、土砂災害危険箇所および指定される土砂災害警戒区域等を原則としつつ、土砂災害危険箇所等の巡視情報や周辺住民等からの通報などの情報を収集するとともに、気象官署、砂防関係機関等と情報交換を行い避難情報発令の対象となる「避難すべき区域」を判断するものとする。

イ 具体的な基準

避難情報の発令は、「時津町避難情報発令の判断・伝達マニュアル」を参考に、気象予測や巡視の報告等を含めて判断する。

資料編：避難情報発令の判断基準（土砂災害）

(2) 河川の氾濫

避難情報の発令は、「時津町避難情報発令の判断・伝達マニュアル」を参考として、町が避難情報を発令する。具体的な発令に当たっては、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて判断する。

資料編：避難情報発令の判断基準（河川の氾濫）

(3) 高潮災害

避難情報の発令は、「時津町避難情報発令の判断・伝達マニュアル」を参考に、気象予測、海岸巡視の報告等を含めて判断する。

資料編：避難情報発令の判断基準（高潮）

(4) 津波

避難情報の発令は、「時津町避難情報発令の判断・伝達マニュアル」を参考に、津波警報の情報等を含めて判断する。

資料編：避難情報発令の判断基準（津波）

(5) その他

ア 気象台から豪雨、台風、津波等災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき。

イ 県から豪雨、台風、高潮、地震および警察から津波等災害に関する通報があり、避難を要す

るとき。

ウ 火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき。

エ 有害ガス等の危険物質が流出拡散し、またはその恐れがあるとき。

オ その他の自然的、人為的な災害により、生命または身体に被害を受ける恐れがあるとき。

4. 避難情報の伝達

関係住民に対する避難情報の伝達は、おおむね次の方法のうち、関係に即した方法により周知徹底を図る。

また、町は、長崎地方気象台や長崎河川国道事務所等の国、県の機関から、避難情報の発令基準の策定について、支援および助言を受けるものとする。また、町は、国、県の関係機関と連絡を密にし、ホットラインを構築するなど、日頃からの連絡体制を確立しておく。

- (1) 関係者による直接口頭または携帯マイクによる伝達
- (2) サイレンによる伝達
- (3) 消防車、広報車による伝達
- (4) 防災行政無線、電話応答サービスおよび防災メール配信サービスによる伝達
- (5) ホームページ、yahoo!防災速報による伝達
- (6) 自治会等を通じ電話による伝達

5. 避難情報伝達の内容

- (1) 避難情報の種別
- (2) 発令理由（災害の種類）
- (3) 発令地区（範囲）
- (4) 避難所の情報
- (5) とるべき避難行動
- (6) 避難時の注意事項

6. 警戒区域の設定

災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合において、住民の生命または身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域を町長が設定する。ただし、警察官または海上保安官は、町長（権限の委託を受けた職員を含む。）が現場にいないとき、または町長から要求があったときは、警戒区域を設定することができる。

なお、警戒区域を設定したときは、退去または立入禁止の措置を講じる。また、町長、警察官および海上保安官は、協力して住民の退去の確認を行い、可能な限り防犯・防火のためにパトロールを実施することとしている。

状況	指示者	対象者	措置
(1) 災害が発生し、または発生しようとしている場合において、生命または身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災害対策基本法第63条）	- 町長 - 警察官または海上保安官	災害応急対策に従事する者以外の者	- 立入制限 - 立入禁止 - 退去の命
(2) 水防上緊急の必要がある場所（水防法第14条）	- 消防団長、消防団員または消防機関に属する者 - 警察官	水防関係者以外の者	- 立入禁止 - 立入制限 - 退去の命

状況	指示者	対象者	措置
(3) 火災の現場および水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	- 消防吏員または消防団員 - 警察官	命令で定める以外の者	- 退去の命 - 出入の禁止 - 出入の制限
(4) 生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼす恐れのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	警察官	その事物の管理者その他関係者	退去の命

7. 避難の誘導および移送

(1) 避難の誘導

ア 避難の誘導に当たっては、消防団、自治会等との連絡を密にし、避難場所、避難路、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に必要な情報の提供に努め、人命の安全を第一に行うものとする。

イ 避難の誘導に当たっては、障害者、病人等を先に行い、危険な箇所に標識、縄張りを実施し、誘導員を配置して、避難中の事故を防止するものとする。

ウ 避難誘導員は、避難者の立退きにおいては、携行品を必要最小限度に制限し、円滑な立退きについて指導する。

エ 幼児または携帯品等はできるだけ背負い、行動の自由を確保するよう避難者を指導する。

オ 避難者が自力により立退き不可能な場合は、車両等により輸送を行う。

カ 「時津町避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、福祉関係部局、自治会、福祉関係者等と連携のもと、一人一人の避難行動要支援者に対して、具体的な避難支援を行い、また、消防団、自治会、近隣居住者等との連携協力のもと、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(2) 移送

ア 小規模の場合

避難立退きに当たっては、避難者が各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力により立退き不可能な場合においては、車両、舟艇等により移送および輸送を行う。

イ 大規模な場合

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、町のみで処置できないときは、町は、県に要請し、自衛隊の災害派遣を求める等適切な方法により、陸上、水上、空中輸送等の移送手段を確保する。

8. 避難場所および避難所の指定

避難施設および場所の指定に当たっては、主に水害・火災等を対象として、地区ごとに施設を選定し、災害などにより、一時的に身を守るための緊急時の避難場所と、災害によって自宅が危険な状態で生活できないときに一定期間の避難生活を行う施設としての避難所とに区分の上、指定を行う。

地震時における避難場所については、耐震耐火施設を使用し、あわせて町内の公園等の空き地を利用する。

(1) 避難場所

風水害等の災害の発生が予想される場合や、その他災害が拡大する恐れがあり、多くの避難者が

避難する必要がある場合に開設する。

このほかにも、大規模火災から一時的に身を守る場所にも適用する。

(2) 指定緊急避難場所

災害に対して安全な区域内に立地する施設等または災害に対して安全な構造を有する施設など、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

(3) 避難所

ア 指定避難所

(イ) 指定一般避難所

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(ロ) 指定福祉避難所

指定避難所の基準を満たし、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。なお、指定福祉避難所の指定にあたっては、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。

イ 福祉避難所

福祉避難所は、指定避難所での生活が困難とされる高齢者や障害者など、特別な配慮を必要とする避難者のための施設とする。なお、福祉避難所へ避難する場合は、介助する家族の方なども一緒に避難することができるものとする。

資料編：避難（場）所 一覧表

避難（場）所＜施設＞ 所在地

指定緊急避難場所一覧表

指定避難所一覧表

9. 避難（場）所の設置

(1) 設置場所の設定

町長は、管内の地域別に、予想される災害に応じた避難措置に必要な事項について、関係機関と協議の上、事前に定めておくとともに、関係住民に対し周知徹底を図るものとする。

ア 避難（場）所は、学校、公民館等の、既存の建物を応急的に使用する。災害の場所および程度により適当な施設を使用できないときは、野外に仮小屋を設置するか天幕により収容を行う。

なお、設置時には、要配慮者への対応や、男女のニーズの違い等にも留意する。

イ 災害の状況により、予定した避難（場）所が使用できないとき、または災害が激甚で町内に避難（場）所を設置することが困難なときは、町長は、知事または隣接市町長と協議し、避難（場）所の設定や被害者の収容について所要の処置を講ずる。

ウ 災害が激甚で、避難が長期に及ぶ場合は、施設管理者、地域住民、自治会等、ボランティア等の協力のもとに、運営体制を整備して避難所の運営を行う。

(2) 避難の事前準備と留意事項

ア 事前準備

(イ) 火気の取り扱いに日常から注意し、避難に際しては必ず電気、ガス等、火元の始末を完全に行

うこと。

- (イ) 台風期には、風水害に備えて家屋の補強（屋根瓦等の飛散防止・雨戸、門等の戸締まり）を行い、浸水が予想される家財を高所に移動させること。
- (ウ) 会社、工場等では、事前に綿密な防災計画を作成し、これに基づく万端の準備を行うこと。
- (エ) 浸水による油脂類の流失防止やカーバイト・生石灰等発火源の安全管理に努め、電気、ガス等の保安措置を講ずること。
- (オ) 病院・社会福祉施設等多数の入院患者、高齢者を収容している施設では、事前に綿密な避難計画を作成し、これに基づく避難訓練等を実施するとともに、警察消防機関と連絡を密にしておくこと。

イ 避難時の留意事項

- (ア) 服装は軽装とし、素足を避け、必ず帽子、ヘルメット等をかぶり露出部分を少なくすること。
- (イ) がけ下、壊れそうな塀ぎわ、川べり等にできるだけ近づかないこと。
- (ウ) 切れた電線やたれ下がった電線には絶対にふれないこと。
- (エ) 高齢者・幼児・病人・障害者などのいる家庭では早目に避難すること。

10. 避難（場）所の開設および管理

(1) 施設管理者に対する連絡

町は、避難（場）所として使用する建物について、その施設管理者にあらかじめ承諾を得ておくものとする。また、避難（場）を開設するときは、速やかにその旨を施設管理者に連絡する。

(2) 避難（場）所勤務要員の派遣

避難（場）所を開設するときは、町災害対策本部の被災者支援部長（初動対応期）または民生部長は避難（場）所の勤務要員を派遣し、避難（場）所の管理と収容者の保護に当たらせるものとする。また、避難（場）所を開設した場合は、収容者数の確認、収容者名簿の作成等により、その実態の把握に努める。

(3) 勤務要員の任務

- ア 自治会等、消防団、警察官、施設の管理者等と緊密な連携のもとに避難者の収容に当たるものとする。
- イ 避難者の不安の解消に努めるとともに、避難（場）所の安全管理に万全を期するものとする。
- ウ 災害対策本部に次の事項を報告する。
 - (ア) 開設の日時、場所および施設名
 - (イ) 収容人員
 - (ウ) 給食の要否、必要と認められる物資の必要量等

(4) 良好な生活環境の確保

ア 災害対策基本法では、避難（場）所に滞在する被災者および避難（場）所以外の場所に滞在する被災者のそれぞれについて、その生活環境の整備等に関し適切な対応がなされるよう規定されており、国が法改正を受けて策定する「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」を踏まえ、避難（場）所等における良好な生活環境の確保に当たり、平常時より必要な取り組みを推進する。

イ 町は、感染症対策のため、避難者の体調管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等、必要な措置を講ずるよう努める。

ウ 町は、避難所の運営について、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努め

るものとする。

エ 町は、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性と男性のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

オ 町は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保、段ボールベッド・パーティションの活用、医師等により巡回、暑さ・寒さ対策など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

11. 避難（場）所に収容する者の範囲

- (1) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- (2) 現に被害を受け、速やかに避難しなければならない者
- (3) 災害によって被害を受ける恐れのある者

12. 避難の周知徹底

- (1) 住民等に対する周知

ア 事前措置

(イ) 町は、安全に避難する避難（場）所、避難経路等をあらかじめ住民に周知徹底させる。

(イ) 町は、気象警報が発表されたときや避難情報が発令されたときにとるべき行動について、あらかじめ住民に周知徹底させる。

(ウ) 避難行動をとるべきタイミングを逸することなく、適切な行動をとるよう、あらかじめ住民に周知徹底させる。

イ 避難情報の発令

町は、避難情報を発令したときは、関係機関の協力を得て実情に即した方法でその周知徹底を図る。

ウ 放送等

県は、避難情報の発令をしたとき、または町から避難情報発令の通知を受けたときはラジオ・テレビによる放送を要請し、要請を受けた放送局は、当該地域の住民に徹底するような放送時間、放送回数を考慮して放送することとされている。なお、情報弱者である視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者等にはあらかじめ近隣の協力者を得るなどの配慮しておく必要がある。

- (2) 関係機関相互の通知および連絡

町は、避難情報を発令した場合は、関係機関に連絡または通知をする。

13. 避難に当たっての注意事項

- (1) 避難の際には、必ず火気その他危険物を安全に始末し、戸締まりを行うこと。
- (2) 家屋の補強および家財の整理を行うこと。
- (3) 避難者は、2食程度の食料、水筒、日用品および必要最小限度の着替え、照明具、救急薬品、携帯ラジオ等を携行すること。
- (4) 服装は軽装とし、必ず帽子等を着用し、必要に応じて雨合羽や防寒衣等を携行すること。
- (5) 単独行動を避け、隣近所でそろって避難すること。

14. 学校、社会福祉施設等における避難対策

- (1) 学校

町教育委員会および各学校長は、町長等の指示に基づき、児童・生徒等の避難が速やかに実施できるように、あらかじめ次の事項について定めておくものとする。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の順位
- ウ 避難の経路
- エ 避難先

(2) 社会福祉施設および医療施設における避難対策

社会福祉施設および医療施設の管理者は、町長等の指示に基づき、当該施設収容者の避難対策が速やかに実施できるように、あらかじめ学校の場合に準じて定めておくものとする。

(3) 船舶の避難対策

船舶の避難対策については、次のとおり行う。

- ア 町長は、本章第6節「防災気象情報の伝達計画」により大村湾漁業協同組合に予警報等の伝達を行う。
- イ 伝達を受けた漁協は、各地区の役員を通じて船舶保有者に災害情報の周知徹底を図る。
- ウ 各地区役員より伝達を受けた船舶保有者は、安全な泊地に移動し、係留に万全を期すものとする。

15. 観光客対策

宿泊施設等の管理者は、観光客等に対し避難（場）所、避難経路を確実に教示するとともに、誘導責任者を付して避難対象地域外へ避難させる。避難中の住民も、付近に観光客等がいた際は、必ず声をかけて一緒に避難させる。

町は、施設管理者が観光客等の避難誘導を適切に行えるよう平常時に啓発、指導を行う。

大雨、台風等が過ぎ去るなど避難する必要がなくなった場合は、帰宅または離れた別の場所への移動を勧める。交通機関等の途絶により帰宅または移動ができない観光客等に対して、町は、情報の提供、地域の避難（場）所等への誘導、宿泊場所のあっせん等の支援を行うよう努める。

16. 帰宅困難者対策

町は、県の支援、協力を求め、交通機関の途絶等による帰宅困難者および徒歩帰宅者の安全確保および帰宅支援に関して、次のような対策を講じる。

- (1) 交通機関の運行状況や道路の被災状況等に関する情報の提供
- (2) 事業所に対して、従業員の無理な帰宅の抑制、事業所建物への在留者用の食料や飲料水の備蓄、就寝場所の提供等の支援を指導
- (3) 協定の締結等により店舗等の施設に対して、徒歩帰宅者への食料、飲料水、トイレ等の提供等の支援を要請

第19節 救出計画

この計画は、災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を探査し、または救助して、その者の保護を図るために定める。

1. 救出対象者

被災者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するとともに、警察または消防機関に連絡し協力を要請する。

(1) 災害によって、生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合とする。

ア 火災の際に火中に取残された場合

イ 地震、がけ（山）崩れ等のため、倒壊家屋等の下敷となった場合

ウ 水害の際に流出家屋とともに流されたり、孤立した地域等に取り残された場合

エ 土砂崩れにより生埋めになったような場合

オ 災害により海上または沿岸において遭難した人命、あるいは陸上災害により海上に流出した場合

カ 航空機、自動車等の大事故が発生した場合

(2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定される者または生存が明かでない者とする。

2. 救出活動

(1) 消防機関を主体とした救出班の編成による救出作業

(2) 救出活動に必要な車両船艇、特殊機械・器具、ロープ等の資機材の確保

(3) 隣接市町、警察、自衛隊等への応援要請

第20節 死体搜索および収容埋葬計画

この計画は、災害のため現に行方不明の状態にあり、死亡していると推定される者を搜索し、または死亡者の死体処理等に関し、必要な事項を定める。

1. 死体の搜索

(1) 実施責任者

ア 町長が関係機関の協力を得て行う。

イ 災害救助法が適用された場合は、原則として知事が行い、知事から委任された場合または知事による救助の暇がない場合は、町長が知事の補助機関として行うとされている。

(2) 搜索の方法

ア 災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると判断される者については、直ちに死体搜索に切替える。

イ 行方が明らかではないが、生存している可能性のあるものについては本章第19節「救出計画」により救出を行う。

ウ 死体の搜索は、消防団・自治会等関係機関の協力を得て行う。

2. 死体の収容

(1) 明かに災害によって、死亡したと認められる死体を発見したとき、また死体がある旨の届出を受けた場合は、警察官による死体検分とともに、死因、身元、その他調査を受けた後、あらかじめ設置された特定の場所(公共施設または寺院等)に収容する。ただし、身元が明らかになったときは、着衣、所持金品等とともに、死体を速やかに遺族などに引渡すものとする。

(2) 海上における遭難者もしくは陸上から海上に及んだ災害の死体は、巡視船艇により収容するとともに、海上保安官により検視後、遺族または町に引継がれる。

3. 死体の処理

(1) 実施責任者

ア 町長

死体の洗浄、縫合、消毒等の処理は、町において、関係機関の協力を得て行う。

(2) 処理の内容

ア 体の洗浄、縫合、消毒等の処理

死体の識別等のための処理

イ 死体の一時保存

身元識別のため相当の時間を要し、また多数の死体を短時間の間に埋葬することが困難な場合に、死体を特定の場所に集めて、埋葬が行われるまでの間一時保存する。

ウ 死体検分

死因その他につき、医師の立会いを求めて必要な検分を行う。

(3) 漂流死体の処理

ア 死体の身元が判明している場合

死体の身元が判明している場合は、原則として漂着した地域において、警察官または海上保安官の検分を受けた後、直ちにその遺族、親戚、縁者または市町長が連絡を受け、引取ることとされている。

ただし、被害地域に災害救助法が発令されている場合や、これを引取る暇がないときは、知

事に漂着の日時、場所等を報告し、その指示をうけて措置するものとする。

イ 死体の身元が判明していない場合

(ア) 死体の身元が判明しない場合であって、災害救助法を適用された被災地から漂着したものと推定される場合は、前記、アと同様に取り扱うものとする。

なお、死体の取り扱いに関しては、遺品等があればこれを保管するとともに、死体を撮影し記録として残しておくものとする。

(イ) 死体が被災地から漂流してきたものであると推定できない場合は、「行旅病人および行旅死亡人取扱法」により処理するものとされている。

4. 死体の埋葬

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合は、以下の方法で町が埋葬する。

(1) 原則として火葬とする。

(2) 棺または骨壺等埋葬に必要な物資の支給および火葬または納骨等の役務の提供を原則とする。

第21節 食糧供給計画

この計画では、被災者および災害応急対策員等に対する食料の支給のための食料の調達、炊き出し、配給等の迅速かつ確実に期するために必要な事項を定める。

1. 米穀の調達

- (1) 町は、災害により応急に米穀の調達を行う必要があると認める場合は、米穀の供給体制をとるものとし、町で供給できない場合には、県に対し、米穀の応急配給申請を行い配給を受けるものとする。
- (2) 応急配給申請は、原則として文書によるが、緊急の場合は、電話等で行う。
- (3) 応急配給申請に当たっては、必要数量とこれの基礎となる被災者数、災害応急対策員数等の所要事項を連絡する。
- (4) 町は、通信、交通等の途絶により県に主食の応急配給申請ができない場合は、直接農林水産省政策統括官に対して申請するものとする。

2. 米穀の供給範囲

災害時における応急用米穀の供給は、次のとおりである。

- (1) 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合
- (2) 全町的な災害により米穀小売業者等が通常の販売を行うことができない場合
- (3) 災害地における救助作業、急迫した災害の防止および緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

3. 給食の方法

- (1) 食品の支給は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- (2) 供給品目は、米穀、パンおよび副食品とする。
- (3) 炊き出しを実施する場合は、自治会等の協力を得て実施する。
- (4) 炊き出しに必要な施設および機材は、共同調理場、給食調理場および公民館等施設の利用を図るものとする。

4. 炊き出し等の費用および期間

炊き出しおよび食糧品の支給のための費用および期間は、災害救助法の基準に準じ、災害の規模等を参考にその都度定める。

第22節 衣類品および生活必需品供給計画

この計画では、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品および生活必需品をそう失または毀損し、日常生活を営むことが困難な被災者に対して、これらの物資等を支給または貸与について定める。

1. 支給または貸与の対象者

支給または貸与の対象者は、次に該当する者とする。

- (1) 災害により住家が全壊（焼）、大規模半壊、半壊（焼）、流出または床上浸水の被害を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活に必要な最小限度の家財をそう失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2. 支給または貸与する品目

寝具（毛布、布団等）

衣料（洋服、下着等）

炊事用具（鍋、食器等）

3. 支給および貸与の方法

- (1) 町は、世帯構成別の被害状況等に基づき、救助物資の購入計画および配分計画を立てる。
- (2) 配分については、配分計画に基づき、被災の程度、世帯構成員数に応じて救助物資を配分する。

第23節 給水計画

この計画では、災害により飲料水を得ることができない者に対し、必要最小限度の飲料水を供給するために必要な事項を定める。

1. 給水方法

災害対策本部の水道部は、次の方法により応急給水を行う。

- (1) 被災地の状況を迅速かつ的確に把握し、給水するものとする。
- (2) 1日1人当たりの最小限給水量は、おおむね3リットルとする。
- (3) 被災地への給水は、給水車等で運搬に当たるものとする。
- (4) 給水に際しては、防災行政無線、広報車によって給水時間、給水場所の周知を的確に行うものとする。
- (5) 広範な区域に給水が必要となった場合は、地区別に場所を指定し、給水の円滑を行うものとする。
- (6) 飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生処理をしたのち使用するものとする。
- (7) 給水に際しての作業は町災害対策本部水道部が行うが、災害の規模に応じて他の対策本部から応援を求め、給水に当たるものとする。
- (8) 町内で飲料水の確保ができないときは、県に調達またはあつせんを要請するものとする。

2. 給水期間

飲料水の供給期間は、水道施設の復旧までとする。

3. 補給水源

- (1) 飲料水の補給は、浄水場等により行うものとする。
- (2) 保健所の指導により、各地区に点在する井戸水の活用を図る。井戸水利用については、保健所調査済の井戸水調査内容を参考にして実施するものとする。
- (3) 補給水源の確保が困難な場合は、他市町に給水の要請を行うほか、県および自衛隊から、ろ過機等を借入れ、河川の流水をろ過して給水を行うものとする。

4. 水道施設の応急復旧

水道施設の応急復旧は、時津町指定給水装置工事事業者の出動を要請し、復旧を行うものとする。

5. 自治会別給水人口および給水量

資料編：自治会別給水人口および給水量（1日一人当たり3リットル）

第24節 応急仮設住宅および住宅の応急修理計画

この計画では、災害のため住家が滅失した場合、被災者に対し住家を貸与し、または被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して、被災者の居住安定を図るために必要な事項を定める。

1. 応急仮設住宅の設置

(1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、原則として知事が行い、知事から委任された場合は、町長が知事の補助機関として設置することとされている。

(2) 入居対象者

- ア 災害により住家が全壊、全焼、流失した者
- イ 居住する仮住家がない者
- ウ 自己の資力で住宅を確保することができない者

(3) 入居者の選定

入居者の選定は、生活能力が低く、かつ、住宅の必要度の高いものから行うが、高齢者、身体障害者等災害弱者の実態に応じた配慮を行う。

(4) 供与期間

建設完了の日から2年以内とする。

2. 住宅の応急修理

(1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、原則として知事が行い、知事から委任された場合は、町長が知事の補助機関として応急修理に当たるものとされている。

(2) 応急修理の対象者

災害により住家が大規模半壊、半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ、自己の資力では、住宅の応急修理を行うことができない者

(3) 修理の範囲

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことができない部分

(4) 修理の期間

原則として災害発生の日から1か月以内

第25節 障害物の除去計画

この計画では、災害により土石、立木および災害を受けた工作物等、障害物を除去し、災害の拡大防止と交通路等の確保など災害応急措置を迅速的確に実施するために必要な事項を定める。

1. 除去の方法

(1) 道路

国道・長崎漁港臨港道路については、県が実施する。町道・林道については、町が実施する。

(2) 住宅

町の災害土砂除去基準に基づいて、障害物の除去を行うものとする。

ア 災害土砂除去基準

私有地において、がけ崩れ等で土砂の除去の要請があった場合、次の基準により対応することとする。

(ア) 災害による土砂の除去であること。

(イ) 次の事項に該当するものを災害土砂除去の対象とする。

① 公共施設等に影響がある場合

② 個人の財産および生命に影響がおよぶ場合

③ 個人の財産および生命に影響がない場合でも、被害が予想される場合

住宅に流入した障害物については、自らの資力では障害物の除去ができない者に限って、日常生活に欠くことのできない場所のものを除去するものとする。

(3) 河川

二級河川（時津川・子々川川）については県で実施する。準用河川・普通河川は町で実施する。

(4) プロパンガスボンベ等の特殊物

関係機関と相互に連絡を取り、速やかに除去する。

2. 土砂等の集積または捨土箇所

災害の規模によるが、原則として公有地を確保する。

第26節 義援金品募集配分計画

1. 義援金の募集および配分

義援金については、次の義援金募集配分計画により募集および配分を行う。

○ 義援金募集配分計画

義援金募集配分計画では、原則として大規模災害による被災者に対する義援金の募集、保管および配分方法について、あらかじめ定める。

(1) 実施機関

町、県、日本赤十字社長崎県支部、長崎県共同募金会、長崎県社会福祉協議会

(2) 募集要領

各実施機関を構成団体とする義援金募集（配分）委員会を組織し、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得ながら応募について周知を図る。

(3) 保管

個人、法人および各種団体等から送付された被災者等に対する義援金は、各実施機関において受領し、義援金受付簿において管理するとともに厳重に保管する。

(4) 配 分

各実施機関で受領した義援金は、これを一括し、義援金募集（配分）委員会において、配分方法を決定し、被災町を通じ被災者に配分する。

特定町および指定使途寄付金については、寄付者の主旨を受け速やかに配付する

2. 義援物資の受け入れ

- (1) 町は、県や関係機関の協力を得ながら、避難所等の被災者の物資のニーズを把握し、備蓄・調達
の状況を踏まえ、義援物資について受け入れを希望するもの、受け入れを希望しないものを整理し、
その内容のリストおよび送り先を、国の非常本部や、報道機関、ホームページを通じて、国民に公
表する。

また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改訂するように努める。

- (2) 義援物資の要請・受け入れ・配分を的確に行うため、県が緊急物資の備蓄・調達、輸送・配付と
合わせて一元的に管理・運営体制を整備することとされている。
- (3) 町は、避難所等における義援物資のニーズ把握や支給について、民間団体やボランティアと連携
して、状況に即してきめ細かく行うよう努める。

第27節 医療助産計画

この計画では、災害の混乱時における被災者の応急的医療および助産の円滑な実施を図るために必要な事項を定める。

1. 医療助産の対象者

(1) 医療の対象者

医療の対象者は、医療を必要とする状態にもかかわらず、災害のために医療の途を失った者に対して応急的に行う。

(2) 助産の対象者

助産の対象者は、災害発生の日の前後7日以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者に対して行う。

2. 医療助産の範囲

(1) 医療

- ア 診察
- イ 薬剤または治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療および施術
- エ 病院または診療所への収容
- オ 看護

(2) 助産

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前、分娩後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

3. 医療助産の実施

- (1) 医療助産の実施は、災害の態様により西彼保健所と緊密な連絡を取り、医師、助産師の協力を求め、その都度、救護班を編成して行うものとする。
- (2) 医療助産の実施に必要な医薬品および衛生材料が不足する場合は、救助公安班において調達する。
調達先は、そのときの実情に応じ、最も適当と認められる業者を指定して調達するが、調達不能の場合は、西彼保健所または県に調達あつせんの要請を行うものとする。

4. 医療助産の期間等

医療助産の実施期間、費用等は災害救助法の基準に準じ、災害の規模等を参考にその都度定める。

5. 町内の医療機関一覧

資料編：町内の医療機関一覧

第28節 防疫計画

この計画では、災害発生時の生活環境の悪化による感染症の発生、流行の未然防止に必要な防疫活動を実施するために必要な事項を定める。

1. 防疫知識の普及

感染症の発生を防止するため、防災行政無線、防災メール配信サービス、チラシ等により住民に対する防疫知識の普及、徹底を図る。

2. 防疫班の編成

防疫活動は、衛生班が主体となつて行う。なお、作業員が不足する場合は臨時に雇用するものとする。

3. 防疫の実施

(1) 清潔方法（感染症法の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第27条～第36条）

知事の指示に基づき、被災地域およびその周辺の地域について清潔にする措置を実施する。

実施に当たっては、道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に伝染病予防のための衛生処理を実施する。被災家屋およびその周辺の消毒は、衛生班を通じて消毒薬剤を配布して実施する。災害の規模によっては専門業者へ委託して実施する。

(2) 消毒方法（感染症法の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第27条～第36条）

知事の指示に基づき消毒を実施するものとし、実施要領は、法令の定めるところにより行う。

4. 患者等に対する措置

(1) 感染症対策

ア 感染症患者の治療

県は、一類感染症（ペスト等）および二類感染症（急性灰白随炎等）、インフルエンザ等の流行を防止するため必要があると認めるときは、当該患者を感染症指定医療機関等に入院させるべきことを勧告等するとともに、患者を医療機関に移送する。また、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢等）の流行を防止するために必要があるときは、当該患者および無症状病原体保有者に対し、医師の健康審査の受診について勧告等を実施する。

イ 感染症発生状況および防疫活動の周知

感染症が発生した場合、町は、その発生状況およびその防疫活動等につき、速やかに広報活動を実施する。

ウ 予防接種の実施

県の指示に従い、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種を実施する場合は、町はワクチンの確保や接種体制の確立等に努める。

5. 避難（場）所の防疫措置

避難（場）所は、多数の避難者を収容するため不衛生になりがちであるので、西彼保健所の指導・協力を得て防疫活動を実施する。

この場合、施設の管理者を通じて、できるだけ衛生に関する自治組織を編成し、その協力を得て防疫の万全を期する。

6. 防疫薬剤の調達

防疫用薬剤は、そのときの実情に応じて、最も適当と認められる業者を指定して調達することとする。調達不能の場合は西彼保健所に調達あつせんの要請を行うものとする。

7. 防疫活動の装備

種 別	数 量
動 力 式 煙 霧 機	5
動 力 式 噴 霧 機	2
手 動 式 噴 霧 機	3

第29節 廃棄物処理に係る防災体制と廃棄物の処理計画

この計画では、災害時の被災地におけるごみの収集およびし尿の処理業務を適正に行い、環境衛生の万全を期するために必要な事項を定める。

1. 廃棄物処理に係る防災体制の整備

(1) 災害時応急体制の整備

廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

ア 近隣の市町および廃棄物関係団体と調整し、災害時の相互協力体制を図る。

イ 仮設便所やその管理に必要な消毒剤、脱臭剤の流通備蓄に努め、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

ウ 生活ごみや災害によって生じた廃棄物(がれき)の一時保管場所である仮置場を確保し、し尿、生活ごみおよびがれきの広域的な処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制の整備を図る。

2. 廃棄物の処理

(1) 被災地の状況把握

災害の発生直後、仮設便所の必要数、生活ごみの発生量の見込み等について情報収集を行う。

(2) 災害による廃棄物の処理

ア 災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。

イ 廃棄物の収集・処理に必要な施設・人員および収集運搬車両が不足する場合には、近隣市町との相互協力体制の活用を図るとともに、県に対して支援を要請する。

(3) 仮設便所等のし尿処理

ア 被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿の汲取りを速やかに行うとともに、仮設便所の設置をできる限り早期に完了し、環境衛生の確保に努める。なお、仮設便所の設置に当たっては、障害者への配慮を行う。

イ 水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能になった場合には、仮設便所の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

(4) 災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも災害発生から数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

(5) がれきの処理

ア 危険なもの、通行上の支障になるもの等を優先的に収集・運搬する。

また、選別・保管・焼却できる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分場までの処理ルート確保を図る。

イ 応急活動後は、処理・処分の進ちょく状況を踏まえ、がれきの破碎・分別を徹底し木材やコンクリートのリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理および清掃に関する法律等の規定に従い、適正な処理を進める。

第30節 貯木および在港船舶対策計画

災害発生時に際して流木による被害および在港船舶の危険を防除するため、港湾管理者である県および漁港管理者である町は、次により対処する。

1. 貯木対策

台風等災害発生時の流木等により、二次的に多大な損害が予想される場合、海上保安部、県または町において、その実情を調査把握し、流出防止と除去措置を講ずる。

各管理者の流出防止措置としては、水門、囲壁、けい止柱の異常の有無を確認し、災害が予想されるときは、所有者等に対して各所の補強、移動、曳船の準備等を指導勧告する。

除去措置としては、所有者等に曳船等により回収させる。

なお、船舶の航行に支障がある場合の流木等については、海上保安部、県または町により応急的な措置を行うこととされている。

2. 在港船舶対策

港内にある船舶の災害防止と救助については、海上保安部において次の対策を講ずることとされている。

- (1) 災害が予想されるときは、関連情報の伝達、早期避難の勧告、避泊地への誘導、整理等を行い、避難状況を把握する。
- (2) 災害により人命、船舶の救助を要するときは、速やかに巡視船艇あるいは海上保安官を派遣して救助作業を実施する。

第31節 輸送計画

この計画では、災害応急対策の実施に必要な人員、資機材、生活必需物資等の輸送を迅速かつ確実に行うために必要な事項を定める。

1. 輸送方法

災害時における輸送は、災害および輸送路の状況、輸送物資の内容等を調査し、最も迅速かつ確実に輸送できる方法によるものとする。

- (1) 車による輸送（道路によるもの）
- (2) 船舶による輸送（海上、河川によるもの）
- (3) 航空機による輸送（空路によるもの）
- (4) 人力による輸送

2. 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、資機材、生活必需物資等の輸送の対象のうち主なものは次のとおりである。

- (1) 被災者の避難輸送
町の指示に基づき、被災者を長距離避難させるための輸送
- (2) 医療および助産のための移送
重傷患者および医療関係者の移送等
- (3) 被災者救出のための輸送等
救出に必要な人員、資材等の輸送および救出者の移送
- (4) 飲料水供給のための輸送
飲料水の直接輸送および飲料水確保のため必要な人員、ろ水器その他機械資機材の輸送
- (5) 救済用物資の輸送
被災者に支給する衣服、寝具、その他生活必需品、炊き出し用食糧、学用品および救助に必要な医療衛生材料、医薬品等の整理配分のための輸送
- (6) 死体搜索のための輸送
死体搜索に必要な人員、資材等の輸送
- (7) 死体処理のための輸送
死体処理のための医療関係者、あるいは衛生材料等の輸送および死体処理のために必要な人員、死体等の移送
- (8) その他災害対策の実施に必要な人員、資機材、生活必需物資等の緊急輸送

3. 車両、船舶等の確保については、次の方法で行う。

- (1) 車両の確保（乗用車、バス、貨物自動車、特殊自動車等）
 - ア 町有および公共団体の車両
 - イ 営業用の車両
 - ウ 自家用の車両
- (2) 船舶の確保
 - ア 公共団体の船舶
 - イ 営業用の船舶
 - ウ 漁船および遊漁船

(3) 県および隣接市町への応急要請

必要とする車両、船舶等の確保が困難な場合は、県および隣接市町への応急要請をする。

4. 航空機の要請

陸上、海上の交通が途絶した場合や緊急に航空機による輸送が必要となったときは、自衛隊災害派遣要請計画に定めるところにより、県を通じて要請を行う。

5. 応援協力要請の手続

町は、他の災害対策実施機関または関係各業者に対し、応援協力を要請する場合は、輸送区間、輸送期間、輸送対象、輸送台（隻）数等必要な輸送条件を明示して行う。

6. 費用の基準および支払い

輸送業者による輸送、あるいは車両等の借り上げは、本県の地域における慣行料金（運輸省の認可を受けている料金以内）によるものとする。なお自家用車等の借り上げについては、借上謝金（運転手付等）として輸送業者に支払う料金の範囲内とし、所有者と協議して定める。

ただし、官公署および公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。運送費あるいは借上料の請求に当たって、債権者は輸送明細書を請求書に添付して提出するものとする。

資料編：輸送明細書

第32節 交通応急対策計画

この計画では、災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な資機材等の緊急輸送を行うため、交通支障箇所の通報または連絡、交通規制の実施等について定める。

1. 実施機関

交通規制は次の区分により実施される。

実 施 機 関	範 囲
道 路 管 理 者	(道路法第46条) 1 道路の破損決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公 安 委 員 会 (時津警察署長)	(災害対策基本法第76条第1項、第76条の3第1項) 災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置が的確かつ円滑に実施されるため緊急の必要があると認める場合 (道路交通法第4条第1項、第5条第1項、第6条第4項) 1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。 (公安委員会または警察署長) 2 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずる恐れがある場合 (警察官の行う一時的なもの)
港 湾 管 理 者 (長崎県知事)	(港湾法第12条第1項第4号の2) 水域施設(航路、泊地および船だまり)の使用に関し、必要な規制
海 上 保 安 部 (佐世保海上保安部) (長崎海上保安部)	(港則法第37条) 1 船舶交通の安全のため必要があると認めるとき 2 海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混乱が生ずる恐れがあるとき、または混雑を緩和するため必要があると認められるとき。 (海上保安庁法第18条) 海上保安官が、その職務を行うため、周囲の状況から真にやむを得ないと認めるとき。

2. 支障箇所の通報連絡

道路管理者は、その管理に属する道路、橋梁等の支障箇所について必要に応じ関係機関に通報または連絡することとされている。

3. 交通規制実施要領

(1) 道路管理者は、災害時において危険箇所指定区間および道路、橋梁等交通施設の危険な状況を予測し、または発見したとき、もしくは通報等により知ったときは、速やかに必要な交通規制を行うこととなる。

(2) 公安委員会(時津警察署長)

ア 交通安全のための規制

県公安委員会が、災害時において交通の危険性が生ずる恐れがある場合に、これが危険を防止するため必要と認めたときは、速やかに必要な交通規制を行うこととされている。

イ 緊急輸送確保のための交通規制

県公安委員会が、町または隣接市町の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送その他応急措置を実施するため必要があると認めるときは、道路の区間を指定して当該緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止し、または制限を行うこととされている。

この場合、県公安委員会は、その禁止または制限の対象、区間および期間を記載した標示（資料編）を必要な場所に設置する。

ただし、緊急を要するため標示を設置する暇がないとき、または標示を設置して行うことが困難であるときは、現場における警察官の指示により、交通規制を行うこととされている。

資料編：緊急輸送車両以外の車両通行止め標示

(3) 港湾管理者（県）

海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため、船舶交通を規制する必要があるときは、港湾管理者が、港長、海上保安部長と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険地域の周知および港内岸壁付近の交通整理を行うこととされている。

(4) 海上保安部（佐世保海上保安部、長崎海上保安部）

海上における規制等については、海上保安部が次の措置を行うこととされている。

ア 必要に応じ、船舶の交通の制限または禁止をする。

イ 航路障害物の発生したときは、航行警報の放送等必要な措置をとるとともに、所有者または占有者に対し除去を指示する。

ウ 航路標識に異常を認めたときは、航路警報の放送、早期復旧等必要な措置をとる。

エ 水深の異常を認めたときは、応急検測航行、警報の放送等必要な措置をとる。

4. 緊急輸送車両の確認、標章および確認証明書の交付

(1) 緊急輸送車両として認める車両の範囲（緊急用務のため県内を通行する場合の道路交通法「昭和35年法律第105号」第39条に規定する緊急自動車を除く。）は、次に掲げるとおりとされている。

ア 災害対策基本法第50条第2項の規定による災害応急対策の実施責任者が同条第1項に定める災害応急対策および応急措置の業務を行うための車両

イ 災害対策基本法第87条による災害復旧の実施責任機関が復旧業務を行うための車両

ウ 報道機関等の取材車両、医療行為のための車両および郵便物の集配車両

エ 被災者の避難等に使用する車両

オ 義援物資の輸送車両

カ 被災地の会社、工場、事業所等に対して行う、その本社、支店等からの救援輸送車両

キ 新聞輸送車両、個人的な救援輸送車両その他特に緊急を要すると認められる輸送車両

(2) 確認の申請

災害時において、応急対策に従事する者または応急対策に必要な物資等の輸送を実施する機関の長は、当該輸送に使用する車両が緊急輸送車両であることの確認を受けるため、知事または公安委員会に申請し、標章（資料編）および確認証明書（資料編）の交付を受けるものとする。

資料編：緊急輸送車両標章

緊急輸送車両確認証明書

(3) 確認、標章および確認証明書の交付事務（以下「確認等の事務」という。）

ア 県が行う確認等の事務は、次の部局で行われる。

地域振興部 長崎振興局（総務課） 県北振興局（総務課） 県央振興局（総務課）
島原振興局（総務課）

イ 県公安委員会が行う確認等の事務は、次の課、署で行われる。

県警本部交通部交通規制課、時津警察署（交通課）
各警察署（交通課）

(4) 緊急輸送車両の確認を実施したときは、その処理てん末を明確にした書類を整理保存しておくものとする。

(5) 緊急輸送車両の使用者は、交付を受けた標章を当該緊急輸送車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに、確認証明書を当該緊急車両に備付けるものとする。

(6) 緊急輸送車両の使用者は、緊急輸送を終了したときは、直ちに標章および確認証明書を返納するものとする。

5. 相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡を取るとともに、交通を規制しようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間および理由を相互に通知することとされている。

ただし、緊急を要する場合で通知する暇がないときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知するものとされている。

6. 発見者等通報（災害対策基本法第54条）

災害時に、道路、橋梁等の交通施設の危険な状況または交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町または警察官に通報するものとする。

通報を受けたときは、警察官にあっては町へ、町にあってはその路線の管理者またはその地域を管轄する警察機関へそれぞれ通知することとなる。

なお、交通規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに規制場所以外にも、必要な地点に標識等を掲げ一般に周知徹底することとなる。

7. 迂回路等

交通応急対策の実施機関が交通規制を行ったときは、適当な迂回路を設定するとともに、その旨、必要な地点に標示し、一般交通にできる限り支障のないように努めることとされている。

第33節 文教応急対策計画

この計画では、文教施設の被災および小学校・中学校の児童・生徒の被災に対処して、応急教育の確保を図るために必要な事項を定める。

1. 町立小学校・中学校施設の応急対策

- (1) 校長は、災害が発生した場合、その被災程度の大小にかかわらず、教育長に遅滞なく被害の状況およびこれに対する応急措置の概要を報告しなければならない。
この報告は、書類報告の事前に、最も速やかに到着する電話等の方法により実施しなければならない。
- (2) 教育長は、被災校に職員を派遣し、被害状況を収集し、関係機関に報告するとともに、直ちに授業ができるよう措置するものとする。
- (3) 教育長は、消防団等の関係機関に応援、協力を求める必要があるときは、町長に連絡し、その調整指導を行うものとする。
- (4) 休日、休業中等に被害が発生した場合は、当該校長は直ちに勤務に服し、災害の状況把握に努めるものとする。
- (5) 当該校長は、災害の状況に応じ、直ちに教職員に勤務を命じ、災害の状況把握および応急対策に当たらせるものとする。

2. 応急教育対策

- (1) 休校措置
 - ア 学校長は、大災害が発生し、または発生が予想される場合は、町教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。
 - イ 休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を防災行政無線その他の方法により、児童・生徒およびその家族に周知させるものとする。
 - ウ 休校措置が登校後に決定し、児童・生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、必要に応じて地区担任教師が各地区の安全な場所まで誘導して帰宅させる。
- (2) 学校施設の確保
 - ア 施設の応急復旧
被害の程度により応急措置のできる範囲のときは、できるだけ速やかに修理し、施設の確保に努める。
 - イ 校舎が利用できない場合
 - (ア) 校舎の一部が利用できない場合、特別教室、屋内体育館施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法による。
 - (イ) 校舎の全部または大部分が使用できない場合、公民館等の公共施設または隣接学校の校舎等を利用する。
 - (ウ) 応急仮校舎の建設を検討する。
 - (エ) その他町内全域が被害を受けるなど町内での施設の確保が困難なときは、県教育委員会に施設のあっせんを要請する。
 - (オ) 各学校別の応急教育の予定場所は別に定める。

3. 教科書および学用品の支給

- (1) 支給の対象者
住家が全壊（焼）、大規模半壊、半壊（焼）、流出および床上浸水による被害を受けた小学校・

中学校の児童・生徒で、学用品を喪失または毀損し、入手することができない者

(2) 調達および支給の方法

町教育委員会は、学校長と緊密な関係を保ち、支給の対象となる児童・生徒を調査把握し、支給を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に給付する。

なお、学用品の調達が困難な場合は、県教育委員会に調達のあつせんを要請する。

(3) 支給品目および費用等

教科書および学用品の支給品目、費用および期間は、災害救助法の基準に準じ、災害の規模等を参考にその都度定める。

(4) 災害救助法による教科書および学用品の支給

災害救助法による教科書および学用品の支給は、県の災害救助法施行細則に定めるところによる。

4. 学校給食対策

町教育委員会は、共同調理場が災害により給食の実施ができないときは、弁当を持参させることとする。

5. 社会教育施設等対策

公民館等の施設の管理者は、被害状況の把握に努めるとともに、被災施設の応急修理を速やかに実施するものとする。

6. 文化財対策

町は、被災文化財について、文化財的価値を最大限に維持するよう必要な措置を講ずる。

資料編：文化財一覧表

第34節 電力施設災害応急対策計画

1. 異常発見時の通報

町内において異常を発見したときは、速やかに九州電力㈱長崎営業所へ連絡を取る。

連絡先 九州電力㈱長崎営業所 TEL0120-986-405

2. 九州電力㈱による非常災害応急復旧対策は次のとおりとされている。

長崎県内における電力供給機関は、対馬市、壱岐市（対馬市、壱岐市は福岡支社管轄）および松浦市福島町、鷹島町（松浦市福島町、鷹島町は佐賀支社管轄）および本店直轄の松浦、相浦火力発電所を除き、九州電力㈱長崎支社が県下一円を統括している。

電力施設の非常災害応急復旧対策で、予防対策に万全を期し、災害を最小限度にとどめることは勿論であるが、一旦災害が発生した場合、停電の影響が大きく、復旧資材と労働力を傾注し、短期間に復旧する必要がある。

そのためには、復旧資材の重点配置、復旧要員の確保、強力な機動力、統制力および部外からの積極的な応援が必要である。

（1）電力施設の状況および所在

長崎県内の電力施設としては、長崎支社管内に配電センター・営業センター、6つの配電事業所・営業所、電力センター、発電所・開閉所71か所と配電塔19か所があり、そのほかに福岡支社管内の対馬、壱岐関係の2つの配電事業所と発電所7か所、佐賀支社管内の松浦市福島町、鷹島町関係の変電所1か所と本店直轄の火力発電所が2か所ある。

（2）応急対策の方法

台風、洪水、塩害などにより、電力施設に非常災害の発生する恐れがある場合、各事業所においては定められた「非常災害対策措置細則」に基づいて、災害予防準備体制が確立され、情報の連絡や災害復旧体制の万全が期されている。

即ち、災害が予測される場合は、直ちに本店に非常災害対策総本部、支社には非常災害対策本部、営業所に非常災害対策部が設置され、必要な情報の連絡または対策に対する指令が行われる。

連絡に必要な通信設備としては、電力線搬送、マイクロ無線、移動無線等があり、ほとんど通信不能となるような事態は起こらない。

電力供給は、生活に直結し、災害対策の行う上でも緊急復旧が望ましく、短時日にこれが復旧するためには莫大な労働力と機動力を必要とするので、社外社内の動員人員、機動力の活用等総力があげられる。

（3）復旧資材の配置

災害が広範囲に発生すること、また道路、交通機関の災害等を予測して復旧資材を分散配置しておくことが必要であり、各事業所に機器の予備品、電柱、電線等の復旧資材が保管されている。

資料編：非常災害対策部の体制表（大規模時）

非常災害対策部の構成および任務

第35節 ガス施設災害応急対策計画

この計画では、災害発生に際し、ガス施設を防護するとともに、被災地に対するガスの供給を確保するために必要な事項を定めることとする。

1. 時津町における主なガス供給業者

長崎西彼農業協同組合時津支店	095-882-2011		
西部ガス(株)長崎支社	095-827-8808	西部ガス	ガス漏れ専用ダイヤル 095-824-0919
九州ガスエネルギー(株)時津事業所	095-881-7005		
永吉商店	095-882-2303		
(株)エネライフ長崎	095-865-8022		
星野管工設備(株)時津営業所	095-882-7891		

2. 応急対策

- (1) 事故が発生した場合、各施設管理者は災害を最小限にとどめるべく努力する。
- (2) ガスの供給停止および災害復旧後のガス供給に際しては、広報車等を通じて広報を徹底し、二次災害の防止に万全を期することとする。

第36節 水道施設災害応急対策計画

1. 実施機関

施設の管理者

2. 応急対策要員の確保

水道事業者（管理者）は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、日頃から非常配備における人員編成計画を作成し動員体制について確立しておく。なお、災害の状況により実施機関のみの人員で不足する場合は、時津町指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

3. 応急対策用資材・機材の確保

応急復旧を実施するために、必要な資機材を確保しておく。

なお、災害の状況により実施機関のみの資材・機材で不足する場合は、時津町指定給水装置工事事業者等から緊急に調達する。

4. 応急措置

（1）上水道施設

ア 施設が被災したときは、被災箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入する恐れがある場合は、水道の使用を一時中止するように一般に周知する。

イ 災害発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

ウ 取水、導水、浄水施設が被災し、給水不能または給水不良となった区域に対しては、他系統の全能力をあげて給水するとともに施設の速やかな復旧を図る。

エ 各配水池がすべて使用不能となったときは、他の市町等から給水を受けるための給水車等を派遣してもらう等、飲料水の最低量の確保に努める。

オ 配水管の幹線が破損したときは、相当広範囲にわたり給水不能となるので給水車等を出動させる等の方法により給水を確保する。

カ 配水管の幹線が各所で破損し、出水が著しく、給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。

第37節 公共下水道施設災害応急対策計画

この計画では、災害時において公共下水道の使用ができない場合、汚水の排除・処理等を適切にすることについて定める。

1. 災害発生以前に整備する事項

(1) 非常配備体制の制定

管理者は、災害発生後、速やかに行動を起こせるよう、配備計画を策定しておく。

(2) 災害後の初期行動計画の策定

ア 災害発生後、職員がとるべき行動（災害情報、施設の点検・調査など）計画を策定しておく。

イ 浄化センター、マンホールポンプ施設については、施設ごとに被災後の点検・調査マニュアルを整備する。

ウ 被災状況の調査体制については、職員と維持管理委託業者の役割について定めておく。

(3) 施設台帳の整備

施設台帳は、平常時の維持管理のための基本的な資料であるが、災害時においても調査および復旧作業を円滑に行い、施設の機能を速やかに確保するために重要である。

(4) 資機材の確保

ア 施設ごとの鍵、照明器具、マンホール鉄蓋の開閉器、カメラ等は場所をきめて保管しておく。

イ 停電に伴うマンホールポンプの停止に対処するため、発電機を確保しておく。

(5) 関係機関との連携体制

ア 管路施設と関連する他機関と情報交換を密に行い、二次災害の防止に努める。

道路管理者、警察、消防、河川管理者、水道管理者、ガス事業者、電力会社、NTTなど

イ 委託業者・民間団体

浄化センター等の維持管理委託業者、下水道排水設備指定業者、コンサルタント等で調整を図り、連絡体制や人員確保体制の計画を整備する。

2. 災害発生後の行動指針

(1) 配備行動

ア 事前に定めた配備体制に基づき各自配備体制をとる。

イ 公共交通機関や道路が途絶していた場合は、状況に応じて対応する。

(2) 各施設の調査復旧に関する行動

ア 災害後の初期行動計画に基づき、浄化センター施設および管路施設・マンホールポンプ施設は各施設ごとに緊急点検、調査を行う。

イ 緊急点検では、浄化センターの水処理施設および主要機器の運転停止状態、危険物・有害物質の流失の有無の確認、危険機器の停止、ガス・燃料元弁の閉止の確認を行う。また、管路施設については、マンホールの道路陥没による隆起もしくは破損等の点検を行う。

ウ 緊急点検を受け重大な機能障害および二次災害を防ぐために、以下のような仮の緊急措置を行う。

(ア) 危険機器の停止およびガス・燃料元弁の閉止

(イ) マンホールと道路の段差へのバリケード等の設置

(ウ) 浄化センター施設の浸水等に対して可搬式ポンプによる仮排水

第38節 福祉に係る対策計画

1. 避難行動要支援者の支援体制

避難行動要支援者支援体制	- 町は、「時津町避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、避難行動要支援者に対し情報の伝達や安否確認、避難（場）所等における迅速かつ確な対応の実施を目的とし、消防団、自治会等の防災関係機関や、平常時から避難行動要支援者と接している関係者・機関と協力して、避難行動要支援者に関する情報の共有、個別避難計画の策定支援等、避難行動要支援者の避難支援体制を整備する。 - 地域においては、自治会等が中心となり、次の関係団体が協力して避難行動要支援者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。 ① 行政機関 警察、消防、保健所、福祉事務所、児童相談所、特別支援学校等 ② 地域組織 自治会等 ③ 保健福祉関係者、保健福祉関係団体 民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害福祉サービス事業所等、障害者団体等
避難行動要支援者の把握	- 町は、「時津町避難行動要支援者避難支援プラン」を踏まえ、把握している避難行動要支援者情報を活用し、民生委員・児童委員、自治会、町社会福祉協議会、地域包括支援センター等と協力して、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者に対し個別避難計画の作成支援を行う。また、自治会等は、地域防災訓練等を通して、避難行動要支援者の情報の更新に努める。 - 個別避難計画等は、避難行動要支援者の了解を得て、民生委員・児童委員、自治会等で共有する。ただし、個別避難計画を保管する者は、避難支援の目的以外に個別避難計画を使用してはならない。
防災訓練	町は、関係機関と協力・連携し、防災訓練等において避難行動要支援者の避難支援訓練を実施する。
人材の確保	町は、日頃から手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者等の避難行動要支援者の支援に必要な人材の確保に努める。
協同による支援	町は、避難行動要支援者の支援を、民生委員・児童委員、自治会、町社会福祉協議会、地域包括支援センター、社会福祉施設、ボランティアのほか、地域の企業とも協働して推進する。また、必要に応じて関係団体と事前に協定を締結する。
情報伝達	町は、避難行動要支援者にも配慮した分かりやすい情報伝達の体制の整備を図るものとする。特に、視覚・聴覚障害者への情報伝達については、防災メール配信サービスなどの機能等の活用を推進する。
非常災害時	- 非常災害時は、以下の点に留意し、避難行動要支援者対策を実施する。 - ア 要介護認定者、障害者、難病患者等避難行動要支援者名簿を利用する等により、居宅に取残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める。 - イ 避難行動要支援者を発見した場合には、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。

	(ア) 避難（場）所へ移動する。 (イ) 社会福祉施設等への緊急入所を行う。 (ウ) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握を行う。 (エ) 他者に応援を求め、対応する。 ウ 避難行動要支援者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、すべての避難（場）所を対象として、避難行動要支援者の把握調査を開始すること。 ・ 県は、被災町が実施する前項の措置に関し、他県・市町への協力要請等を行う。
--	---

2. 社会福祉施設等に係る対策

- (1) 被災社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに入所者の安全を確保する。
- (2) 被災地に隣接する社会福祉施設等は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努める。
- (3) 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品、マンパワーの不足数および施設の被災等により転所が必要な入所者数等について把握し、近隣施設、県・市町等に支援を要請する。
- (4) 町・県は、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。
 - ア ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるよう事業者へ要請する。
 - イ 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずる。
 - ウ ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。
 - エ 施設の被災等により入所者の転所が必要となった場合に、転所先施設のあっせん等の支援を行う。
- (5) なお、県は、必要に応じ、九州・山口各県に応援を要請するとともに、措置決定の弾力的運用等について国へ要請することとされている。

3. 障害者および高齢者に係る対策

- (1) 町は県と協力して、避難（場）所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意し、障害者および高齢者に係る対策を実施する。
 - ア 被災した障害者および高齢者の迅速な把握に努める。
 - イ 掲示板、広報紙、パソコン、ファクス等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した障害者および高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設およびサービスに関する情報等の提供を行う。
 - ウ 避難（場）所等において、被災した障害者および高齢者の生活に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー（障害者移送介護従事者）、手話通訳者等のニーズを把握するための相談体制を整備する。
 - エ 被災した障害者および高齢者の生活に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行う。
 - オ 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、協力要請を行う等当該物資の確保を図る。
 - カ 補助や介護を要し、一般の避難所での生活が困難な障害者および高齢者等を受け入れることができる施設や体制を整えた避難所を社会福祉施設等を活用して分散して設置し、対象となる要配慮者の誘導、移送等の措置を講じる。
 - キ 避難所や在宅における障害者および高齢者に対するニーズ調査を行い、食料・生活物資の提供

- に加え、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。
- (2) 前項に掲げる措置に関し、近隣県・市町への協力要請、関係団体等の調整を行う。

4. 児童に係る対策

- (1) 町は県と協力して、次の方法等により、被災による児童福祉施設からの避難所への避難児童および保護者の負傷等により保護が必要な児童（以下「要保護児童」という。）の発見、把握および援護を行う。
- ア 要保護児童の実態を把握するため、避難所の責任者等を通じて、要保護児童の実態を把握するための措置を講ずる。
- イ 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿および住民からの通報等を活用し、要保護児童を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- ウ 町は、要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。
- 要保護児童を発見した場合には、親族による受け入れの可能性を探るとともに、要保護児童の状況に応じ、長崎県子ども・女性・障害者支援センター（児童相談所）に送致する。
- (2) 県においては、被災児童の精神不安定に対応するため、児童相談所において、メンタルヘルスクエアを実施する。
- (3) 町は県と協力し、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護および児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況および復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第39節 救急医療対策計画

1. 計画の目的

この計画は、多数の死傷者が発生した場合における救急医療応急対策が迅速かつ的確にできる体制の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の性格

この計画では、集団的な死傷者に対する応急対策であって、事故等の発生に直接関係する施設の管理者等の組織する救急医療体制、町の通常の救急医療体制をもって処理することのできない場合などの特殊的な救急医療対策を対象とする。

3. 計画の推進

(1) 関係機関

集団的な死傷者が発生した場合は、迅速かつ効果的な救急医療対策を実施できるように努めるものとし、必要に応じて連絡会議を開催する。

救急医療対策推進のための主な関係機関は、次のとおりとする。

- ア 県
- イ 警察
- ウ 町
- エ 消防機関
- オ 県医師会（JMA T長崎）
- カ 県歯科医師会
- キ 郡市医師会
- ク 医療機関
- ケ 日本赤十字社長崎県支部
- コ 自衛隊
- サ 長崎DMA T（災害派遣医療チーム）
- シ その他

(2) 推進事業

関係機関は、次の事項について連携し、救急医療対策を作成するものとする。

- ア 救急医療体制の整備
- イ 通報・連絡
- ウ 医薬品、資機材の確保および輸送
- エ 死傷者の輸送および収容
- オ 医療関係者の出動
- カ 関係機関等の連携・調整
- キ その他

第40節 公共土木施設災害応急対策計画

1. 公共土木施設災害応急対策の体制

(1) 実施機関

災害時における応急工事は、応急工事を必要とする施設等の管理主体（実施機関）が応急工事に必要な要員および資材、機械を確保して施工する。

(2) 応急工事施工の体制

ア 要員および資材の確保

実施機関は災害時における応急工事を迅速に施工するため、要員の確保、動員の体制および所要資材の緊急調達、輸送の措置を定めておくものとする。

ア 技術者の現況把握および動員

実施機関は、応急工事の施工に必要な技術者技能者の現況を把握し、地域別人員、技術知識または経験の程度、技術者等の勤務先等を明らかにした資料を整備しておき緊急時には適切な動員措置を講ずるものとする。

イ 建設業者の現況把握および動員

実施機関は、地元建設業者の施工能力を把握しておき、災害時には、建設業者に緊急要請を行い直ちに動員できるよう適切な措置を講ずるものとする。

ウ 資材の確保

応急工事を迅速に施工するため、実施機関は土のう等の応急用資材およびスコップ、掛矢、足場板等の応急用器具の調達先を把握しておく。また、災害時には緊急確保の措置を講ずるものとする。

なお、輸送については、調達先から輸送方法、輸送経路をあらかじめ定めておくものとする。

エ 関係機関に対する応援要請

災害対策基本法第29条、第74条および自衛隊法第83条に基づく派遣要請等を行い、他の機関から応援を求める。

2. 応急工事の施工

(1) 河川、海岸

河川、海岸の応急措置としては、通常工事より規模の小さい仮の構造物を迅速に設置し、水の流出を止める工事を行う。

ア 応急仮締切の施工

仮締切施工位置の状況により次の工事を行うものとする。

ア 在来法線位置締切

イ 堤外月輪型締切

ウ 堤内月輪型締切

エ 河口締切

オ 後退締切

イ 応急仮締切工事の工法

従来施工されてきた応急仮締切工事の工法はおおむね次のとおりである。

ア 土俵工法

イ 杭打工法

ウ 捨石（捨ブロック工法）

エ 枠組工法

オ 沈床工法

(カ) 沈船工法

(キ) サンドポンプ船工法

(2) 道路

ア 応急工事

被害の状況に応じておおむね次の仮工事により応急の交通確保を図る。

(ア) 排土作業または盛土作業

(イ) 仮舗装作業

(ウ) 障害物の除去

(エ) 仮道、さん道、仮橋等の設置

イ 応急工事の順位

救助活動の災害応急措置を実施するための道路、橋梁から重点的に実施する。

ウ その他

上下水道、電気ガス、電話等道路専用施設の被害が発生した場合は、当該施設の管理者および道路管理者は相互に連絡し、適切な応急措置を行う。

なお緊急時においてその暇がないときは、直ちに応急措置を行い、事後連絡するものとする。

(3) 砂防施設

ア 流路工応急工事

流路工が決壊し、仮工事として施工する場合は、土のうまたは板柵等をもって通常の出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度にとどめる。また仮工事では著しく手戻り工事となるか、または効果のないと認められる場合は応急本工事として被災水位までの高さの堤防、護岸を施工する。

イ 砂防えん堤応急工事

砂防えん堤が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう板柵その他の工法を施工する。

(4) 港湾、漁港

ア 背後地に対する防護

高潮、波浪による防潮堤の破堤または欠壊の恐れがある場合には補強工作を行い、破堤または欠壊した場合には潮止め工事、拡大防止応急工事を施工する。

イ 航路、泊地の防護

河川からの土砂流入および波浪による漂砂によって航路、泊地が埋そくし、使用不能となった場合は、応急措置としてしゅんせつを行う。

ウ けい留施設

岸壁、物揚場等の決壊に対する応急措置は、欠壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

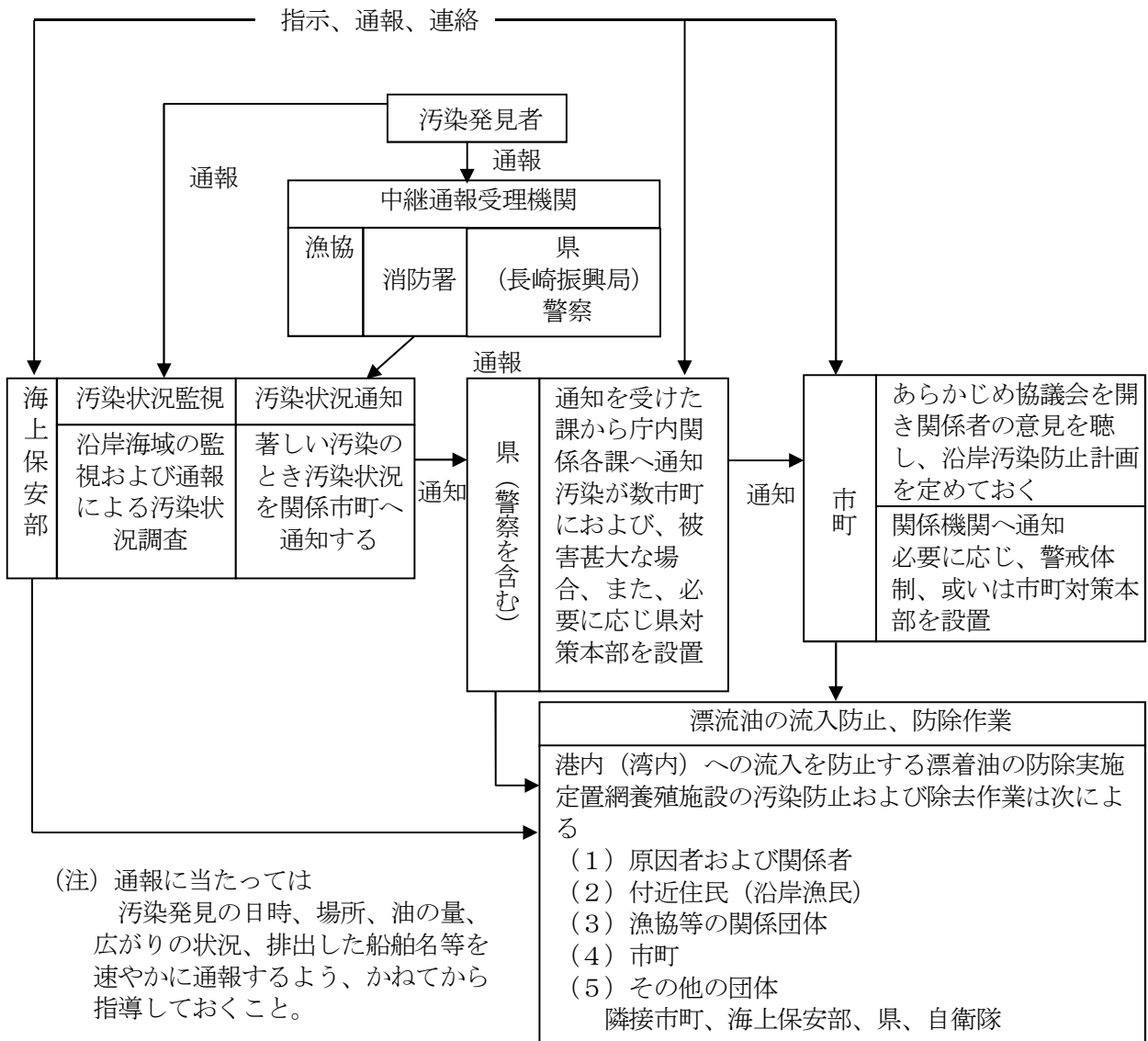
第41節 漂流油による沿岸汚染対策計画

船舶からの不法投棄、船舶の遭難、衝突等により排出された漂流油による沿岸汚染に対しては、海洋汚染等および海上災害の防止に関する法律に定められているが、汚染による被害を未然に防止するため、海上保安部、町、県が一体となって、緊急に防止または防除するなど、汚染対策として措置しなければならない。

1. 漂流油等による沿岸汚染状況の通報、連絡等について

汚染発見者の通報および各関係機関相互の指示、通報、連絡等は、次のとおり行う。

漂流油等による沿岸汚染状況の通報、連絡等の系統図



2. 漂流油等の沿岸汚染防止計画の策定

沿岸汚染防止計画は、沿岸汚染対策協議会を設置し、関係者の意見を聴して、次の事項について検討し策定する。

(1) 漂流油等の流入防止

海上保安部から漂流油等の通報を受け、または自ら発見したときは、港内、定置網等への流入

を防止するため警戒体制に入り、何時でも流入防止対策が講じられるよう措置するとともに、必要に応じ対策本部を設置する。

(2) 漂流油等の防除

前項の港内等への流入を防止することができない場合、または防止の暇がなく港内等へ流入し、漂流、漂着した場合には、時間の経過あるいは気温の上昇により汚染範囲が拡大し作業が困難となるので、直ちに拡散防止に努めるとともに、防除作業を行う。

また、二次汚染の恐れがあり、町単独では困難と認められる場合には、隣接市町の応援を求めるものとする。

第42節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策計画

近年の複雑多様化する各種災害等に対応していくため、機動性の高い県防災ヘリコプターを活用し、消防防災活動の迅速化、高度化、広域化により消防防災体制を整備充実するとともに、その機能を十分発揮させ災害応急対策の円滑な実施を図る。

県防災ヘリコプターの運航については、航空法関連法令に定めるもののほか、「長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱」および「長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

第43節 自発的支援の受入計画

大規模災害の発生の際には、国内外からの善意の支援申入れが寄せられるが、町において適切に対応をする。

1. ボランティアに係る対策

(1) 災害ボランティア推進本部（センター）の設置

ア 町は、必要に応じて、災害ボランティア推進本部の設置を決定する。

イ 町は、町社協災害ボランティアセンターと連携して、ボランティアによる支援活動を行う。

(2) ボランティアの受け入れ

ア 災害発生後、各地からのボランティアの問合せに対しては、受付窓口となるボランティアセンターに伝達する。

イ 町災害対策本部総務部連絡調整班は、ボランティア活動の円滑な実施が図れるよう、公的機関が行う災害救援活動等の適正な情報連絡等をボランティア支援組織に行うほか、当該支援組織に対して、物品やボランティア活動拠点の提供・あっせんなどボランティア活動の状況に応じた支援に努める。

(3) ボランティア活動の内容

災害時に行う主なボランティア活動の内容は、以下のとおりである。

○ 出火防止・消火活動	○ 安否確認（要支援者等）
○ 避難誘導	○ 情報の収集・提供
○ 行政機関との連絡調整等	○ 炊き出し
○ 物資運搬	○ 救援物資の集配
○ 募金活動	○ ボランティアの受け入れおよび被災者ニーズの把握、活動先のコーディネート等

第44節 広域避難、広域一時滞在

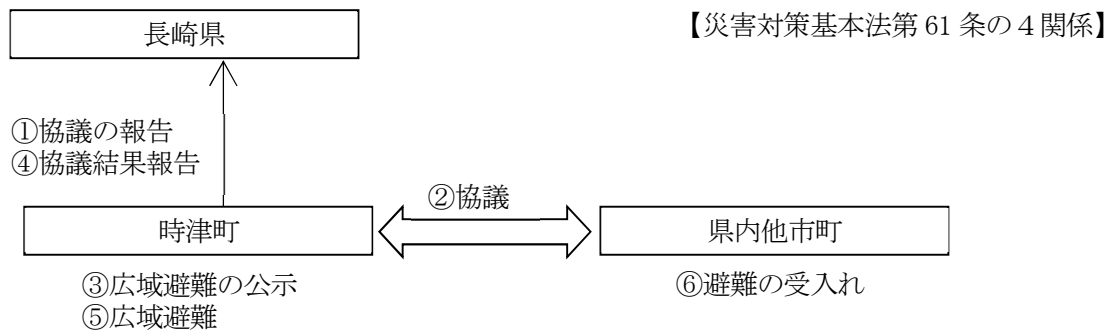
大規模広域災害時に円滑な広域避難等が可能となるよう、広域避難および広域一時滞在に係る手順等を定める。

1. 広域避難

(1) 広域避難の協議等

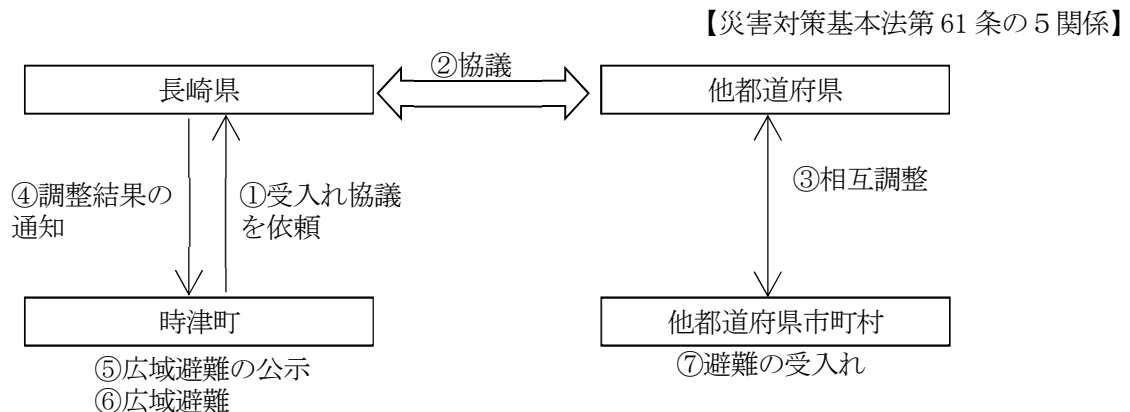
ア 県内他市町への広域避難

町は、災害が発生するおそれがある場合で、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、居住者等を県内他市町へ広域的に避難させる必要であると認めるときは、県知事にあらかじめ報告した上で、県内市町に要避難者の受入れについて直接協議をすることができる。



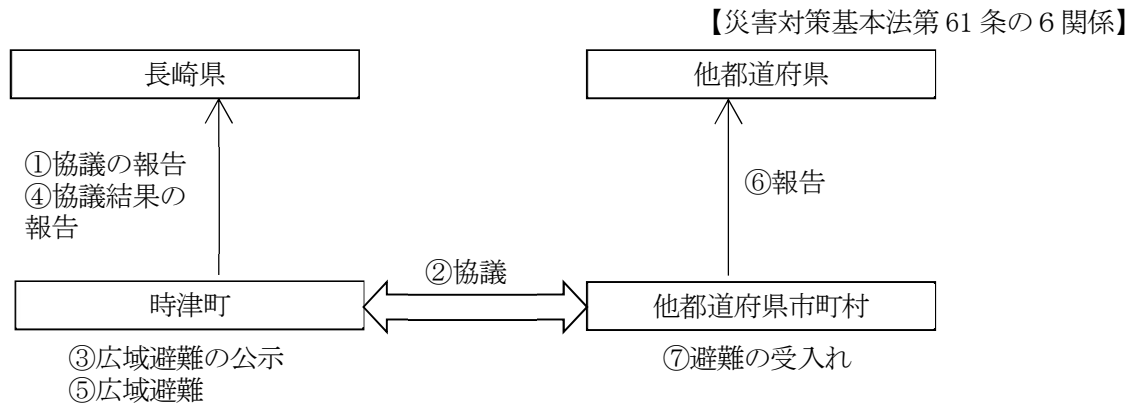
イ 県外他市町村への広域避難

町は、災害が発生するおそれがある場合で、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、居住者等を県外他市町村へ広域的に避難させる必要であると認めるときは、県知事対し、他の都道府県と要避難者の受入れについての協議を求めることができる。



ウ 県外他市町村への広域避難（緊急の場合）

町は、災害が発生するおそれがある場合で、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、居住者等を県外他市町村へ緊急で広域的に避難させる必要であると認めるときは、県知事にあらかじめ報告した上で、他都道府県市町村と要避難者の受入れについて直接協議をすることができる。



(2) 広域避難の受入れ

町は、広域避難受入れの協議を受けたときは、要避難者を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受入れる。

町は、受入れを決定した場合は、要避難者を受入れるべき避難場所を決定し、直ちにその内容を避難場所の協議元の市町村（県を経由した協議である場合には県）および避難場所となる施設の管理者等に通知を行う。

(3) 町の備え

ア 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

イ 町は、指定避難所および指定緊急避難場所を指定する際に併せて、広域避難の用に供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

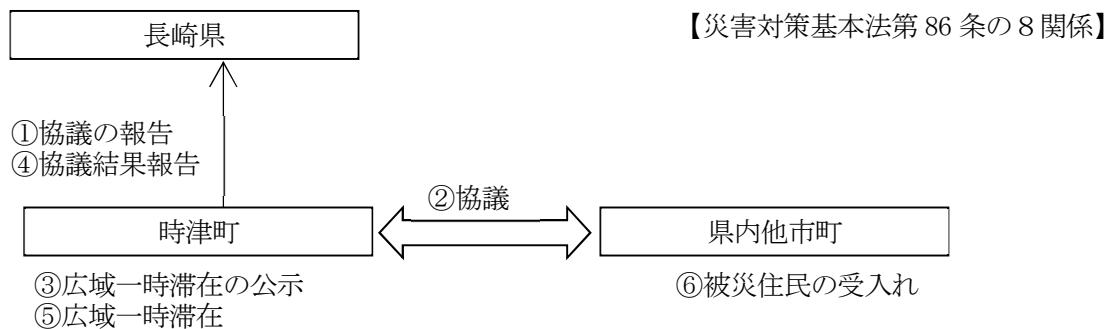
ウ 町は、広域避難が必要な際の受入れ協議先を確保するため、災害応援協定の締結に努めるものとする。

2. 広域一時滞在

(1) 広域一時滞在の協議等

ア 県内他市町への広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、県内他市町への広域的な避難および指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合は、県知事にあらかじめ報告した上で、県内市町に被災住民の受入れについて直接協議をすることができる。

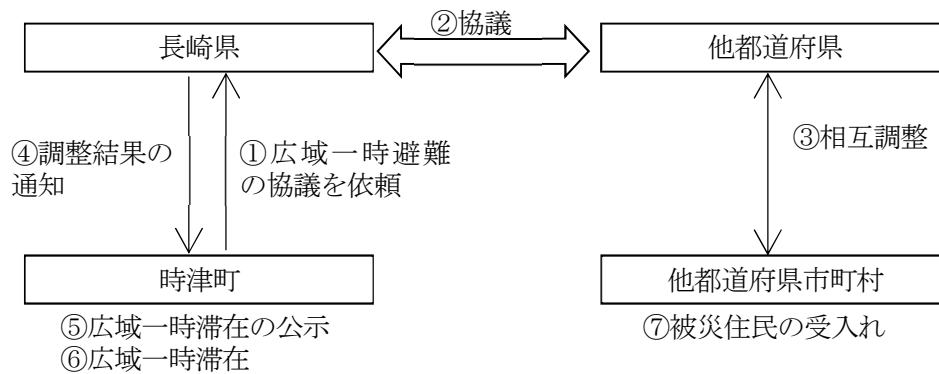


イ 県外他市町への広域一時滞在

町は、県と協議を行い、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、県内他市町への広域的な避難および指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合は、

県知事対し、他の都道府県と被災住民の受入れについての協議を求めることができる。

【災害対策基本法第61条の5関係】



(2) 広域一時滞在の受入れ

町は、広域一時滞在受入れの協議を受けたときは、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる。

町は、受入れを決定した場合は、被災住民を受入れるべき避難所を決定し、直ちにその内容を避難場所の協議元の市町村（県を経由した協議である場合には県）および避難所となる施設の管理者等に通知を行う。

(3) 町の備え

ア 町は、他の市町村からの被災者を受け入れることについて、あらかじめ民間アパートの借り上げ等を想定しておくものとする。

イ 町は、広域一時滞在が必要な際の受入れ協議先を確保するため、災害応援協定の締結に努めるものとする。

3. 広域避難者への配慮

(1) 町は、県と協力して、町に避難する他市町村の被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元自治体（被災他市町村）と避難先（町・県）が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(2) 町は、県および防災関係機関と協力して、他市町村被災者のニーズを十分把握し、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

4. 受け入れに係る組織体制

他市町村被災者の受け入れのための組織体制については、県の助言を受けるとともに、以下の対応を行う。

(1) 避難者の作成、管理

(2) 県および避難元自治体との連携

(3) 避難所、住宅の提供あっせん

(4) 生活相談、健康相談、就労相談支援、被災者支援制度の周知

(5) 情報（二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等）の伝達

(6) その他避難者支援に必要な事項

第3章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、改良を図り、将来の災害に備える事業を推進し、公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第1節 災害復旧事業の促進

1. 公共土木施設災害復旧事業計画

(1) 河川公共土木施設復旧計画

異常集中豪雨等による洪水、氾濫のために河川護岸の決壊、越流、あるいは堤防の破堤等の被害を受け、付近の住家、耕地、その他に災害を被った場合は、遅滞なく応急復旧対策を講ずる。なお、その後の復旧事業については、次のように計画を立てる。

ア 災害の程度により緊急の度合に応じて県へ報告し、国への査定を要望する。

イ 被害の原因を速やかに調査し、査定のための調査、測量、設計を早急に実施する。

ウ 災害が発生した場合、被害状況を速やかに調査把握し、県と協力して緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

復旧計画に当たっては、被災原因を基礎にして、再度被害を受けないように慎重に検討をし、災害箇所の復旧のみに限らず、前後の一連の関係を考慮に入れ、関連工事または助成工事等により極力改良的復旧が実施できるよう計画するものとする。

2. 農林水産業施設災害復旧事業計画

災害復旧の実施に当たっては、「1. 公共土木施設災害復旧事業計画」に準じて施行する。なお、復旧事業は、土木部を中心に、関係機関および関係者と協力して災害復旧事業に努め、早期復旧を図る。

3. 都市災害復旧事業計画

都市施設災害復旧事業に当たっては、街路、公園、都市施設等の災害または市街地の堆積土砂による災害等、土木部を中心として住民生活と調整の上、早期復旧を図る。

4. 住宅災害復旧事業計画

公営住宅の災害復旧については、住民生活の安定のため迅速適切な復旧計画により、公営住宅、共同施設の建設、またはこれらの補修を図るものとする。

5. 文教施設災害復旧事業計画

文教施設の災害は、児童・生徒の生命保護および正常な教育実施の観点から査定等を早急に実施し、迅速かつ適切な復旧を促進するものとする。

(1) 再度被害防止のため災害の原因を検討し、できる限り鉄筋コンクリート造、鉄筋造等による不燃頑丈構造化に努めるとともに、必要がある場合は災害防止施設を整備する。

(2) 災害防止上必要がある場合は設置箇所の移転等についても考慮する。

6. 社会福祉および児童福祉施設災害復旧事業計画

社会福祉および児童福祉施設は緊急復旧を要するので、工事に必要な資金について、国、県の補助金および福祉医療機構等の融資を活用する。

7. 上下水道災害復旧事業計画

上下水道施設の被災箇所は、住民の日常生活と密接な関係にあるので応急対策を講じつつ、住民生活への影響をできる限り軽減して、早期に復旧を図るものとする。

第2節 災害復旧事業に対する財政援助および資金計画

1. 法律等による一部負担または補助等

災害に対し法律または予算の範囲内において、国が全部または一部を負担し、または補助して行われる財政措置は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理および清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (9) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針および都市災害復旧事業事務取扱方針について
(昭37. 8. 14 建設省都市局長通達)
- (10) 生活保護法
- (11) 児童福祉法
- (12) 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律
- (13) 売春防止法
- (14) 老人福祉法
- (15) 水道法
- (16) 下水道法
- (17) 災害救助法
- (18) 堆積土砂排除事業
- (19) 開拓者等の施設整備事業
- (20) 簡易水道整備事業
- (21) 災害廃棄物処理事業
- (22) 廃棄物処理施設災害復旧事業
- (23) 火葬場整備事業
- (24) 公的医療機関整備事業

第3節 金融その他の資金対策

1. 中小企業資金融資計画

災害時の被災中小企業者に対する融資対策は、次によるものとする。

(1) 被害額の調査

災害が発生した場合には、速やかに被害状況を調査し、被害額を把握する。

(2) 緊急連絡会の開催

県、関係金融機関、信用保証協会等と緊急連絡会を開催して、災害融資の円滑化を図るものとする。

(3) 政府系金融機関に対する災害特別融資の指導あつせん

被災中小企業者に対し、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等の政府系金融機関の災害特別融資の指導あつせんを行うとともに必要な利子補給を行う。

2. 農林漁業資金融資計画

災害時の農林漁業者に対する融資対策は次のとおりとする。

(1) 農林業者に対する応急融資

ア 災害が発生した場合には、速やかに被害状況を調査し、被害額を把握する。

イ 災害が「天災による被害農林漁業者に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）」に基づく政令により、同法の適用災害として低利融資の農業経営資金の融資が行われる場合、必要な利子補給を行うものとする。

ウ 上記資金の貸付実行までには、相当の期間を要するので、この間の応急対策として、「つなぎ融資」の措置が講じられる場合、必要に応じて利子補給を行うものとする。

(2) 漁業者に対する応急融資

ア 災害が発生した場合には、速やかに被害状況を調査し、被害額を把握する。

イ 災害が天災融資法の適用を受けた場合、漁業の経営に必要な資金の融資を受けられ場合、必要な利子補給を行うものとする。

第4節 被災者の生活確保に関する計画

1. **生活福祉資金（福祉資金（旧災害援護資金））**
資料編のとおり。
2. **母子福祉資金貸付金および寡婦福祉資金貸付金**
資料編のとおり。
3. **生活保護の申請**
生活保護法の適用
4. **災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給および災害援護資金の貸付**
資料編のとおり。
5. **被災者生活再建支援金の支給**
資料編のとおり。
6. **児童救済金**
資料編のとおり。

資料編：生活福祉資金（福祉資金（旧災害援護資金）） 母子福祉資金貸付金および寡婦福祉資金貸付金 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給および災害援護資金の貸付 被災者生活再建支援金の支給 児童救済金

第5節 激甚災害の指定に関する計画

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による措置は次のとおりである。

1. 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅施設災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (9) 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホームまたは障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (12) 堆積土砂排除事業
 - ア 公共的施設区域内
 - イ 公共的施設区域外
- (13) たんすい排除事業

2. 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業等の補助の特例
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行うたんすい排除事業に対する補助
- (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助

3. 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する特例
- (3) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

4. その他の特別財政援助および助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 私立学校振興会の業務の特例
- (4) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (5) 母子および寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- (6) 水防資材費の補助の特例
- (7) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

- (8) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (9) 公共土木施設、農地および農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等
- (10) 失業保険法による失業保険金の支給に関する特例

5. 激甚災害指定基準（改正平成28年2月9日）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第2条の激甚災害の指定およびこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

- (1) 法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - ア 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号および第3号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県および市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.5%を超える災害
 - イ 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県および市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.2%を超える災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの
 - (イ) 都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%を超える都道府県が1以上あること。
 - (イ) 1の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の5%を超える都道府県が1以上あること。
- (2) 法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - ア 当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第5条第1項に規定する農地、農業用施設および林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害
 - イ 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%を超える災害であり、かつ、1の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の4%を超える都道府県またはその査定見込額がおおむね10億円を超える都道府県が1以上あるもの
- (3) 法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第5条の措置または農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね1.5%を超える災害により法第8条の措置が適用される激甚災害（当該災害に係る当該施設の被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

ただし、これに該当しない場合であっても、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る）は、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

 - ア 当該災害に係る漁船等（漁船、漁具および水産動植物の養殖施設をいう）の被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害
 - イ 当該災害に係る漁業被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね1.5%を超える災害により法第8条の措置が適用される災害
- (4) 法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生の都度その被

害の実情に応じて個別に考慮する。

ア 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害

イ 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%を超える災害であり、かつ、1の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第2項に規定する特別被害農業者をいう）の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね3%を超える都道府県が1以上あるもの

（5）法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

ア 当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね5%を超える災害

イ 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1.5%を超える災害であり、かつ、1の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の60%を超える都道府県またはその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1.0%を超える都道府県が1以上あるもの

（6）法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

ア 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第2次産業および第3次産業国民所得に中小企業付加価値率および中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね0.2%を超える災害

イ 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね0.06%を超える災害であり、かつ、1の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2%を超える都道府県またはその中小企業関係被害額が1,400億円を超える都道府県が1以上あるもの

ただし、火災の場合または法第12条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

（7）法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）および第19条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置は法第2章の措置が適用される激甚災害について適用する。

ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

（8）法第22条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

ア 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね4,000戸以上である災害

イ 次の要件のいずれかに該当する災害

ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じて特例的措置を講ずることがあるものとする。

（イ）当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね2,000戸以上であり、かつ、1市町村の区域内で200戸以上またはその区域内の住宅戸数の1割以上である災害

（イ）当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね1,200戸以上であり、かつ、1市町村の区域内で400戸以上またはその区域内の住宅戸数の2割以上である災害

（9）法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設および公立学校施設小災害に係る措置にあっては法第2章の措置が適用される災害、農地および農業

用施設等小災害に係る措置にあつては法第5条の措置が適用される災害について適用する。
 (10) 上記の措置以外の措置は、災害の発生の都度被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

6. 局地激甚災害指定基準（改正平成28年2月9日）

激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第2条の激甚災害の指定およびこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（1）に掲げる市町村における（1）に掲げる災害については、法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するものおよび法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置ならびに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設および公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第1項、第3項および第4項の措置、（2）に掲げる市町村の区域における（2）に掲げる災害については、法第5条、第6条および第24条第2項から第4項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る））、（3）に掲げる市町村の区域における（3）に掲げる災害については、法第11条の2の措置、（4）に掲げる市町村の区域における（4）に掲げる災害については、法第12条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

（1）次のいずれかに該当する災害

- ア 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号および第3号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が1以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満のものを除く。）
 - （ア）当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村（当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。）
 - （イ）当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が2億5,000万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の20%を超える市町村
 - （ウ）当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の20%に当該標準税収入から50億円を控除した額の60%を加えた額を超える市町村
- イ アの公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみてアに掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）

（2）次のいずれかに該当する災害

- ア 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第5条第1項に規定する農地、農業用施設および林道の災害復旧事業をいう）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%を超える市町村（当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。）

ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具および水産動植物の養殖施設をいう）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の10%を超える市町村（当該漁船等の被害額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。）
- イ アの農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみてアに掲げる災害に明らかに該当する

- こととなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）
- (3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村、その他の災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る）のおおむね25%を超える市町村が1以上ある災害
- (4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村（当該被害額が、1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。

第3編 震災対策編

第1章 地震災害予防計画

第1節 防災知識・思想の普及

第2編第1章第1節「防災知識普及計画」の定めるところによる。

第2節 自主防災活動計画

第2編第1章第5節「自主防災活動計画」の定めるところによる。

第3節 消防団の育成・強化

第2編第1章第3節「消防団の育成強化」の定めるところによる。

第4節 地震防災訓練の実施

この計画は、各種災害の発生に備え、防災関係機関相互の緊密な連携を確保するとともに、迅速かつ適切な救助・救護活動、避難誘導活動、水防作業等、実践的かつ総合的な訓練を実施することにより、有事即応の態勢を確立することを目的とする。

1. 訓練の種類

(1) 総合防災訓練

災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に推進するため、関係機関および地域住民と共同して総合的な防災訓練を実施する。

(訓練項目)

- ア 非常無線通信訓練
- イ 水防工法訓練
- ウ 炊き出し訓練
- エ 避難誘導訓練
- オ 救出・救護訓練
- カ 消防訓練
- キ 応急復旧訓練

(2) 消防訓練

消防技術の練磨および習熟を図るため実施する。

(訓練項目)

- ア 非常訓練
- イ 消火訓練
- ウ 避難誘導訓練
- エ その他

(3) 水防訓練

河川、溜池等の水防作業は、暴風雨下にしかも夜間に行うような場合が多いので、迅速かつ的確に推進するため実施する。

(訓練項目)

- ア 観測訓練
- イ 工法訓練
- ウ 避難誘導訓練
- エ 通報訓練
- オ 動員訓練
- カ 輸送訓練
- キ その他

(4) 非常無線通信訓練

通常業務の通信から、災害が発生した場合に、災害情報を最優先して通信し、十分な効果をあげることができるよう、また有線途絶時の無線統制、通信内容の確実な伝達について訓練を実施する。

(5) 避難誘導訓練

学校および各施設等において避難誘導訓練を実施する。

(6) 自主防災組織訓練

自治会等において防災訓練を実施する。

2. 訓練実施要領

各訓練参加機関と協議して、あらかじめ訓練実施要領を策定する。

第5節 民間防災組織の確立

第2編第1章第4節「民間防災組織の確立」の定めるところによる。

第6節 防災都市・地域づくり計画

第2編第1章第12節「都市災害予防計画」の定めるところによる。

第7節 震災予防の調査・観測体制

地震・津波災害に関する気象業務体制

長崎地方気象台

気象庁は、地震・津波災害に結びつく自然現象の的確な把握、緊急地震速報（警報）、緊急地震速報（予報）、津波警報・注意報および津波予報の精度向上、地震・津波情報の内容の改善を図るとともに、緊急地震速報（警報）、津波警報・注意報、津波予報および地震・津波情報を県の防災機関、報道機関を通じて地域住民に適時・適切に提供するため、次の業務を重点として推進するものとする。

ア 地震津波対策業務の実施への取り組み

(ア) 緊急地震速報（警報）、緊急地震速報（予報）、津波警報・注意報、津波予報および地震・津波情報の発表

気象庁は、地震計、計測震度計、津波観測施設等の観測データを処理し、迅速かつ的確に緊急地震速報（警報）、緊急地震速報（予報）、津波警報・注意報、津波予報および地震・津波情報を発表する。

(イ) 緊急地震速報（警報）、津波警報・注意報、津波予報および地震・津波情報の伝達

気象庁は、緊急地震速報（警報）の伝達に関して、日本放送協会等放送を通じた住民等への周知ルートのほか、県を通じた迅速かつ確実かつ広範な周知ルートが整備されるように働きかける。

イ 地震・津波に関する観測施設の整備

気象庁は、日本およびその周辺域の地震活動等を監視するため、地震計、計測震度計および津波観測施設などを適切に整備・配置し、常時地震観測、計測震度観測、精密地震観測、地殻変動観測、機動観測および津波観測を実施する。また、地震・津波災害に結びつく自然現象の把握のために、防災関係省庁、大学等関係機関、都道府県等と協力して観測体制の充実に努める。

ウ 地震機動観測機器の整備・充実

気象庁は、地震機動観測を実施するために必要な測器、その他の機器の整備・充実に努めるものとする。

エ 津波予報区の基準の設定

気象庁は、津波警報・注意報等が、津波発生時等において、県が行う円滑な防災対策、住民の自主的防災行動に役立てられるよう、津波予報区を設定するとともに、津波警報・注意報の高度化、情報内容の改善を図りつつ、適正な津波警報・注意報の発表に努めるものとする。

オ 地震・津波関係資料の収集・整理

気象庁は、災害発生時等において津波警報・注意報、津波予報および地震・津波情報を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の地震・津波関係資料を収集・整理し、データベース化を図るものとする。

カ 平常時における情報提供

気象庁は、平常時から地震活動に関する観測成果等を県の防災機関に提供するとともに、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努めるものとする。

第8節 災害危険区域予防計画

第2編第1章第9節「災害危険区域の設定」の定めるところによる。

第9節 火災予防対策の推進

第2編第1章第10節「火災予防計画」の定めるところによる。

第10節 建築物災害予防計画

第2編第1章第13節「建築物災害予防計画」の定めるところによる。

第11節 防災業務施設の整備計画

第2編第1章第6節「防災業務施設の整備計画」の定めるところによる。

第12節 避難(場)所・避難路の整備

1. 避難(場)所整備

町は、地震に伴う各種被害が発生した場合、住民の生命および身体の安全を確保するため、公園、公民館、学校等公共的施設を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性および想定される地震に備え、必要な数、規模の避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ避難(場)所の指定を行う。

また、公共施設だけで想定される避難者を収容しきれない場合には、宿泊施設等の民間施設を避難(場)所として利用できるように、あらかじめ施設の管理者の同意を得ておくように努める。

注) 緊急的・一時的に避難する場所を「避難場所」、避難生活を送る施設を「避難所」という。避難(場)所の指定に当たっては次の事項を基本とし、日頃から住民への周知、徹底に努める。

- (1) 避難(場)所としての適格性は、地震が起こった場合の予想震度に対する耐震性等を十分考慮し、安全性が確保されているかにより判断する。
- (2) 災害発生時に避難活動や救援活動等の分断要素となり得る幹線道路、河川等の公共施設に十分に配慮し、体系的かつ計画的に配置、整備する。
- (3) 避難の長期化に対応して居室・就寝スペースのほか、避難生活、避難所運営、救援活動等のための共有スペースの確保や大量の避難者の受け入れを想定した計画に努める。その場合、要避難人口は、昼間人口も考慮する。
- (4) 避難(場)所としての機能強化を図るため、トイレ、井戸等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備を推進する。
- (5) 避難(場)所として位置づけられた学校施設、その他の公共施設については、天井等非構造部材を含む耐震化を図るとともに、地域の防災拠点として必要な機能整備を行う。
- (6) 補助や介護を要し一般の避難(場)所には、生活が困難な要配慮者を受け入れることができる設備や体制を整えた避難(場)所を迅速に設置できるよう、あらかじめその体制を整備しておく。
- (7) 避難(場)所指定では、主要道路、河川等を境界とし、可能な限り住民がこれらを横断して避難することを避ける。
- (8) 避難(場)所には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器、発電機および燃料等、避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- (9) 避難(場)所またはその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等、避難生活に必要な物資の備蓄に努める。
- (10) 避難(場)所の周知を図るため、その旨を記した標識を設置するよう努める。
- (11) 避難(場)所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

2. 避難路の整備等

(1) 避難路の指定

町は、被災者が避難(場)所に安全・円滑に到達できるよう、次の事項を基本に避難路を指定する。

ア 徒歩での避難を原則とする。

イ 避難道路の交差はないものとし、一方通行を原則とする。

ウ 避難道路沿いには、危険物がないことに留意する。

(2) 避難路の整備

町は、被災者が避難(場)所に安全・円滑に到達できるように、次の事項に留意して避難路を整

備する。

ア 主要な避難路沿道の建築物の耐震化を促進する。

イ 避難誘導のための標識を設置する。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため地域住民、自治会等の協力を得ながら、平常時から当該地域の避難誘導體制の整備に努める。

ア 地域の避難行動要支援者を把握し、避難支援の役割分担を関係者間で明確にする。

イ 避難行動要支援者の避難手段、避難経路、避難（場）所を確認する。

ウ 自動車による避難が必要な場合は、避難経路を確認し、通行の可能性や問題点等を検討しておく。

エ 健常者よりも早めの避難を心がける。

3. 警察、消防等防災関係機関における避難誘導に対する平常時の措置

警察、消防等防災関係機関は、平常時の活動を通じ町と協力しながら、地域住民等に対して災害発生時の避難（場）所、避難経路および避難の留意事項等について周知徹底を図っていく。

4. 不特定多数の者の利用する施設の管理者に対する措置

(1) 管理者の措置

大規模小売店舗、その他不特定多数の者の集合する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成および訓練の実施に努める。

(2) 管理者に対する要請

警察、消防機関においては、大規模小売店舗等その他不特定多数の者の集合する場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等の事前対策促進を要請する。

第13節 緊急輸送活動体制の整備

第2編第1章第17節「緊急輸送活動体制の整備」の定めるところによる。

第14節 医療・保健に係る災害予防対策

第2編第1章第18節「医療・保健に係る災害予防対策」の定めるところによる。

第15節 応急救助等における防災体制の整備

第2編第1章第19節「応急救助等における防災体制の整備」の定めるところによる。

第16節 生活福祉に係る災害予防計画

第2編第1章第16節「生活福祉に係る災害予防計画」の定めるところによる。

第17節 公共公益施設(ライフライン等施設)の災害予防計画

第2編第1章第20節「公共公益施設(ライフライン等施設)の災害予防計画」の定めるところによる。

第18節 相互応援体制の確立

第2編第1章第21節「相互応援体制の確立」の定めるところによる。

第19節 コンピューターの安全対策計画

第2編第1章第22節「コンピューターの安全対策計画」の定めるところによる。

第20節 帰宅困難者対策計画

第2編第1章第24節「帰宅困難者対策計画」の定めるところによる。

第21節 業務継続計画(BCP)策定計画

第2編第1章第25節「業務継続計画(BCP)策定計画」の定めるところによる。

第2章 地震災害応急対策計画

第1節 組織計画

1. 防災組織

(1) 時津町防災会議

町長を会長とし、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき組織するものであり、その所掌事務としては、防災計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関との連絡調整を図ることを任務とする。

(2) 時津町災害対策本部

地震・津波が発生し、または津波の発生する恐れがある場合に町長を本部長として、町職員および町消防団員で構成し、災害予防および災害応急対策活動を実施する。

(3) 時津町災害警戒本部

災害発生の恐れがある各種の気象警報などの発表により、災害発生が予測されるときは、副町長を本部長とし、「災害対策本部」設置前の段階として設置する。

2. 時津町災害警戒本部

(1) 設置

震度4以上の地震が発生しまたは津波予報区の長崎県西方に津波警報が発表され、災害対策を必要とするとき。

(2) 解散

津波注意報・津波警報などが解除され、災害の危険が解消したと本部長が認めたとき。

(3) 災害対策本部への切替

被害が拡大して、災害救助法の適用などが想定される程度の被害が発生し、災害対策を総括的かつ統一的に処理する必要があると認めたときは、「災害警戒本部」を「災害対策本部」に切替えるものとする。

3. 時津町災害対策本部

(1) 設置

地震・津波が発生し、または津波の発生が予想され、その規模および範囲からして応急対策が必要と本部長が認めたとき。

(2) 組織および分掌事務

組織および分掌事務は、第2編第2章第1節「組織計画」の定めるところによる。

(3) 解散

災害の危険が解消し、またはその災害の応急対策が完了したと本部長が認めたとき。

(4) 災害対策本部の初動機能強化

大規模災害発生時および特別警報発表時には、町災害対策本部の初動機能を強化するため、第2編第2章第1節「組織計画」に定めるとおり、「総務部」「災害復旧部」「被災者支援部」を設置し、本部長の指示に基づき、優先的な応急対応行動を実施するものとする。災害対策本部は、特に、災害発生時から3日程度までの初動対応期について、限定した防災対応力の集中投入を行う。

また、初動対応が一定の機能を果たせたと本部長が判断した場合は、町災害対策本部各部の事務分掌による対応に移行するものとする。

第2節 動員計画

本計画では、地震・津波が発生し、または発生する恐れがある場合において、応急対策を実施するための町災害対策本部の設置、組織、編成、事務分掌および災害対策要員の動員ならびに関係機関との連携等について定める。

1. 災害対策本部の設置および解散

総務課長は、地震が発生し、または津波が発生する恐れがあると判断した場合は、町長に報告しその指示を受けるとともに、副町長または総務部長と協議して、設置区分を決定し対策本部の各部長に通報する。

(1) 設置区分

区分	配 備 時 期	配 備 内 容
第1配備	- 町内または周辺地域で震度4の地震が発生したとき。 - 津波予報区の長崎県西方に津波警報が発表されたとき。	災害に対する警戒体制をとるとともに小災害の発生に対処し得る人員を配備する。 第2配備に移行しうる体制とする。
第2配備	- 町内または周辺地域に震度5弱または5強の地震が発生したとき。 - 津波予報区の長崎県西方に津波警報が発表され、災害発生の恐れがあるとき。	災害発生とともに直ちに災害応急活動が開始できる体制とする。 第3配備に移行しうる体制とする。
第3配備	町内または周辺地域で震度6弱以上の地震が発生したとき。	動員可能な全職員をもって当たるもので完全な非常体制とする。

(2) 消防団員出動は「消防計画」の配備基準による。

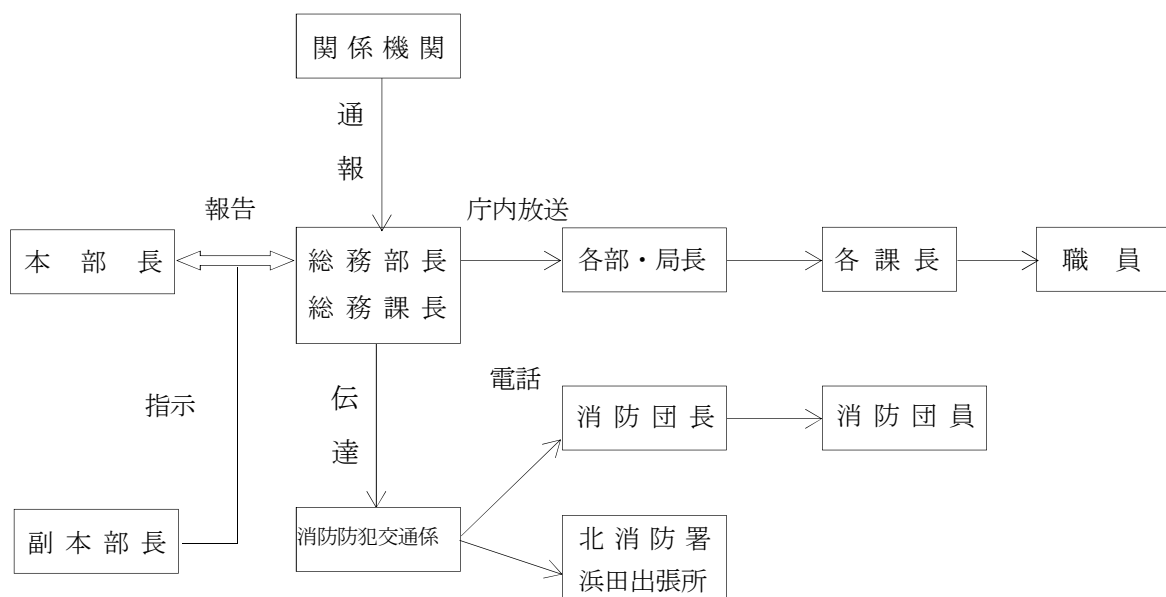
(3) 本部は、災害応急対策を一応終了し、または災害の発生の恐れがなくなり、災害対策本部による対策実施の必要がなくなったときは解散する。

(4) 本部を設置または解散したときは、県、関係機関、住民等に対し次により通知公表する。

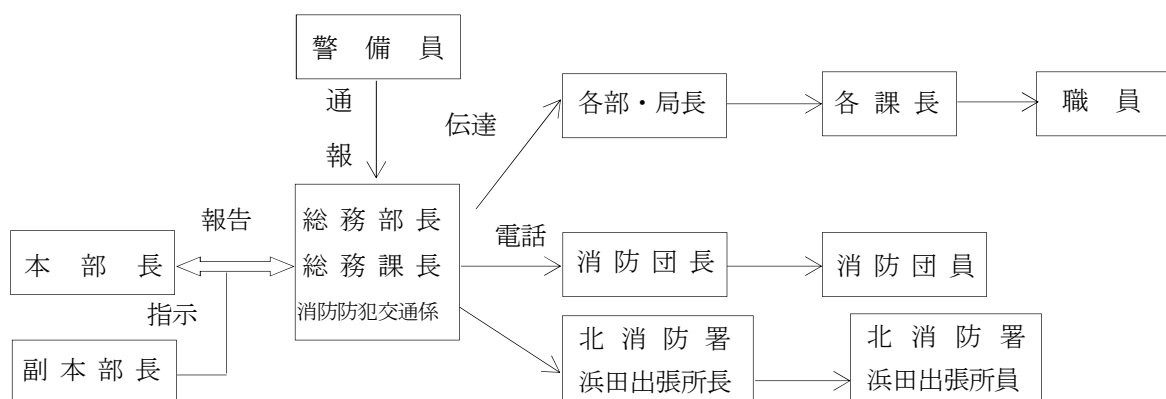
通知または公表先	担当班	通知または公表の方法
各 担 当 班	総務消防班	防災行政無線、庁内放送、電話等
関 係 機 関	〃	電話、防災行政無線、防災ファクス
一 般 住 民	〃	防災行政無線、広報車、町ホームページ、防災メール配信サービス、電話

2. 伝達方法

(1) 勤務中における伝達方法は、次のとおりとする。



(2) 休日、夜間等勤務時間外における伝達方法は、次のとおりとする。



第3節 自衛隊災害派遣要請計画

第2編第2章第3節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

第4節 労務供給計画

第2編第2章第4節「労務供給計画」の定めるところによる。

第5節 隣保互助民間団体要請計画

第2編第2章第5節「隣保互助民間団体活用計画」の定めるところによる。

第6節 地震・津波情報等の伝達計画

1. 基本方針

地震発生時における、各種地震情報、津波情報、被害発生情報等について、収集および関係機関との連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模を早期に把握するとともに、応急活動の効果的な実施に努める。

- (1) 情報の収集および伝達は、県災害対策本部と地方本部、町災害対策本部相互間の連絡を基本として、警察署および防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。
- (2) 災害対策本部に本部事務局総務部において、地震・津波情報、被害状況および災害応急対策に関する情報等について、収集・整理・分析・伝達・報告・広報を一元的に実施するものとする。
県災害対策本部の各部各班、町災害対策本部は、収集・受理した情報を速やかに県災害対策本部の情報担当部署に伝達する。
- (3) 町災害対策本部総務部が災害発生に即応して機能できるように、あらかじめ情報担当者を指定し、速やかに配置できる体制とする。
- (4) 国の災害対策本部に対する報告、要請等は県災害対策本部において取りまとめ実施する。
- (5) 町は、災害時通信行動マニュアルの作成や災害通信訓練の実施に向けた検討を行う。
- (6) 警察は、災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、町災害対策本部等に速やかに伝達する。また、二次災害についても同様に把握および伝達する。
- (7) 日本放送協会、長崎放送㈱、㈱テレビ長崎、㈱エフエム長崎、長崎文化放送㈱、㈱長崎国際テレビは、災害時における放送要請に基づき正確迅速な情報の伝達を行う。

2. 情報の受理、伝達、周知

(1) 地震情報等の受理

町	○ 県災害対策本部から伝達される地震情報等の受理は、町災害対策本部（町災害対策本部設置前においては町災害警戒本部または総務課）において受理する。 ○ 震度情報ネットワークシステム 町に設置された震度計による、震度情報（震度および地震発生時刻）が受理される。
県	○ 長崎地方気象台から伝達される地震情報、気象情報、警報、特別警報等は県災害対策本部（災害対策本部設置前においては警戒本部または危機管理課直通電話）において受理する。 ○ 震度情報ネットワークシステム県下全市町に設置された震度計による、震度情報が防災行政無線により、受理される。
防災関係機関	○ 災害対策本部から伝達される地震情報等については、あらかじめ定められた受信方法、受領者によって受信する。

(2) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上若しくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	市町名
長崎県	長崎県南西部	長崎市、諫早市、大村市、西海市、西彼杵郡（長与町、時津町）
	長崎県島原半島	島原市、南島原市、雲仙市
	長崎県北部	佐世保市の一部（宇久町を除く）、平戸市、松浦市、東彼杵郡（東彼杵町、川棚町、波佐見町）、北松浦郡（佐々町）
	長崎県五島	佐世保市の一部（宇久町に限る）、五島市、南松浦郡（新上五島町）、北松浦郡（小値賀町）
	長崎県壱岐	壱岐市
	長崎県対馬	対馬市

注）緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

イ 緊急地震速報の伝達

- (ア) 気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。
- (イ) 消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報、津波警報等を全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達する。
- (ウ) 地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を町防災行政無線等により住民等への伝達に努める。
- (エ) 市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ確実な伝達に努めるものとする。

ウ 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、震度または長周期地震動階級のいずれの基準によるものかに関わらず、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。
店舗等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。
街等屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。

入手場所	とるべき行動の具体例
	ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていない恐れがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(3) 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データ等をもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表

	噴火を覚知した場合にも発表することがある	
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(4) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁および管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（全国速報版・地域速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報、注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・（長崎県で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版）上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版）上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・（長崎県で）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版）地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版）地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、（毎月の都道府県内及び）その地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動

		の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・ 定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。

（5）津波警報等の種類とその内容

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報

（ア）大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ(注)等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(イ) 津波警報等の留意事項等

- ① 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ② 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。
- ③ 津波による災害の恐れがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ④ どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

イ 津波情報

(ア) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報(注1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻(注2)や予想される津波の高さ(発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表に記載)を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(注3)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、および沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(注4)

(注1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、およびその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 m以上	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

沖合で観測された津波の最大波（観測値および沿岸での推定値（注））の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

（注） 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（イ）津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- 津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達している恐れがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

ウ 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こる恐れがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表

発表基準	発表内容
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴など等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注) 「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」または「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

時津町が属する津波予報区

津波予報区	区域	区域に属する県内市町
長崎県西方	長崎県(諫早市小長井町から南島原市南有馬町までの有明海および島原湾沿岸、対馬市および壱岐市を除く。)	佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵町、川棚町、佐々町、長崎市、諫早市、大村市、長与町、 時津町 、西海市、雲仙市、南島原市、五島市、新上五島町、小値賀町

(6) 地震情報等の伝達、周知

地震・津波等の情報は、次の手段を活用して、周知徹底を図る。

町防災行政無線	町が設置した同報系、戸別受信機、防災メール配信サービスにより住民への伝達に努める。
県防災行政無線	県と町間および防災関係機関の情報伝達に用いる。
携帯電話、移動体端末による伝達	防災メール配信サービスを活用し、緊急地震速報の他、避難情報等の災害時の緊急情報の伝達を行う。 また、ワンセグ(携帯電話・移動体端末向けの1セグメント部分受信サービス)の活用を図る。
報道機関への協力要請による伝達	広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。
自治会等を通じての連絡	主として町が地域内の情報を伝達する場合に活用する。
広報車、有線放送等の活用	特定の地域内に情報を伝達する場合に活用する。

地震・津波等や避難に係る情報は、次の点に留意して伝達、周知を図る。

- 海岸や海上など、防災行政無線等の音声放送による情報を得にくい場所にいる人へ情報を伝達できるように留意する。
- 町は、地域住民以外の来訪者が多く利用する観光施設、宿泊施設への防災行政無線の戸別受信機の設置を促進し、施設管理者は、利用者への情報伝達の手段・方法をあらかじめ定めておく。

3. 情報収集

(1) 被害状況および災害応急対策に関する情報

町および県は、収集、伝達すべき情報について、あらかじめ災害発生後の時間経過に沿って整理しておき、迅速かつ適切な情報の収集、伝達を行う。

収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおり。

- | | |
|-----------------------------------|---------------------|
| ○ 緊急要請事項 | ○ 被害状況 |
| ○ 火災の発生状況と延焼拡大状況 | ○ 交通規制等道路交通状況 |
| ○ 観光客等の状況 | ○ 自衛隊活動状況 |
| ○ 避難状況 | ○ 避難情の発令または警戒区域設定状況 |
| ○ 避難所の設置状況 | ○ 避難生活の状況 |
| ○ 災害応急対策実施状況 | ○ 緊急輸送実施状況 |
| ○ 生活必需物資の在庫および供給状況 | ○ 物資の価格、役務の対価動向 |
| ○ 医療救護施設の設置状況ならびに医療救護施設および病院の活動状況 | |
| ○ ガス、水道、電気等生活関連施設の状況 | |
| ○ 復旧見込み等 | |

(2) 情報収集手段

町、県、防災関係機関は、通信手段を確保するとともに、情報収集・伝達要員を確保して、迅速かつ適切に情報収集に努める。

ア 町

町災害対策本部は、防災行政無線および自治会等を通じるなど、町における情報収集手段を用いながら迅速な情報の収集に努める。また、インターネットを活用し、広く情報を収集していく。

イ 県

県災害対策本部および同地方本部は、必要に応じ管内市町に職員の派遣等を行い、町における災害対策の実施状況および被災状況に関する情報収集に努めるとともに、逐次、県災害対策本部へ連絡する。

ヘリコプターによる情報収集

大規模な地震が発生し甚大な被害が予想される場合や、津波警報が発表された場合は、県災害対策本部は、次の事項を重点としながら、速やかな偵察活動を実施するものとし、その結果を災害対策本部に通報するよう、県防災ヘリコプターに指示する。

また、ヘリコプターを所有する県警察本部、自衛隊、海上保安部各機関においても、偵察活動を実施する。

- | | |
|----------------|----------------------|
| ○ 災害発生場所、延焼の状況 | ○ 道路被害状況（道路交通機能確保状況） |
| ○ 建築物の被害状況 | ○ 公共機関および施設の被害状況 |
| ○ 住民の動向、その他 | ○ 津波の発生状況 |

ウ 警察

- | |
|--|
| ○ 広域緊急援助隊および交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員を被災状況、交通情報等の情報収集に当たらせる。 |
| ○ 夜間、荒天時等格別の事情のある場合を除き、ヘリコプターによる上空からの被害情報の収集を行うとともに、警察庁および管区警察局に対してヘリコプターテレビ、交通監視カメラ等の画像情報を伝達する。 |

エ 防災関係機関

災害応急対策に必要な情報は、防災関係機関がそれぞれの責任において収集する。

オ 民間企業等と連携した情報収集

町および県は、民間企業（事業者）からの情報収集やボランティアと連携したツイッター等のコミュニケーション手段による情報収集について、その正確性の検証方法等を含めて検討する。

また、店舗の開設等の生活情報の収集・伝達については、報道機関等の協力を得て行うこととし、報道機関等による情報収集内容や情報伝達方法をあらかじめ定めておく。

4. 報告・要請事項の処理

(1) 国に対する報告および要請

ア 国に対する被害状況および講じた措置の概要の報告ならびに必要な措置の要請は、県（県災害対策本部設置後は県災害対策本部、以下同じ。）から電話等により行う。

イ 被害状況等の報告については、町から県地方本部を通し、県から消防庁へ行うことが原則であるが、町が県に対して報告できないような場合は、消防庁へ直接報告する。なお、町が県と連絡ができるようになった後の報告については、原則に戻り、県に報告する。

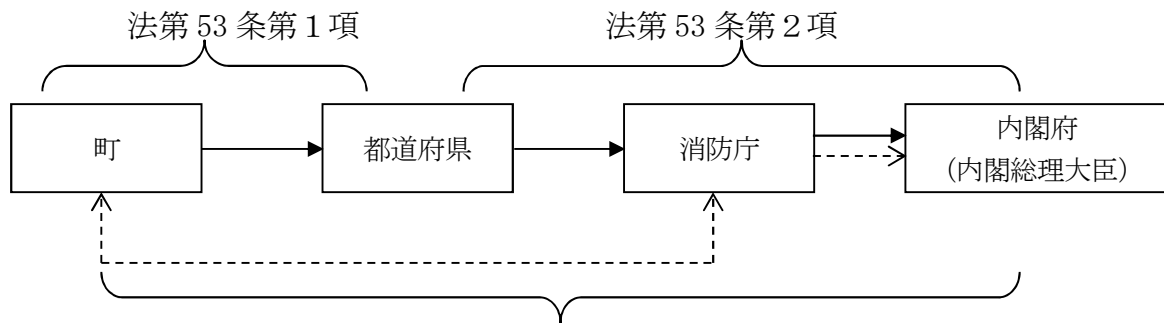
ウ 県が消防庁に対して、報告する災害は以下のとおりとする。

(ア) 県において災害対策本部を設置した災害

(イ) 災害の状況およびそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる災害

(ウ) (ア) または (イ) に定める災害になる恐れのある災害

災害対策基本法第53条に基づく被害状況の報告ルート



都道府県に報告できない場合（法第53条第1項カッコ書）

〔長崎県危機管理課連絡先〕

本課 電話 095-824-3597
 ファクス 095-821-9202

防災室 電話 095-894-3731
 ファクス 095-823-1629

本課電話（無線） 1-2-111-8-2142
 ファクス（無線） 2-111-7228

防災室 電話（無線） 1-2-111-8-3731
 ～3733
 ファクス（無線） 2-111-7339

〔消防庁連絡〕

1. 平日（9：30～17：45）応急対策室
 （N T T回線）
 電話 03-5253-7527
 ファクス 03-5253-7537
 （消防防災無線）
 電話 62-90-49013
 ファクス 62-90-49033
 （地球衛星通信ネットワーク）
 電話 T N-048-500-90-49013
 ファクス T N-048-500-90-49033

2. 上記以外 宿直室
 （N T T回線）
 電話 03-5253-7777
 ファクス 03-5253-7553
 （消防防災無線）
 電話 62-90-49102
 ファクス 62-90-49036
 （地球衛星通信ネットワーク）
 電話 T N-048-500-90-49102
 ファクス T N-048-500-90-49036

（2）地震発生直後の情報等の収集、連絡

ア 町は、人的被害の状況、建築物の被害状況および火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

イ 県は、町等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する情報を県の防災ヘリ、地方本部等より収集し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

ウ 警察は、被害に関する情報を県警ヘリ、管内警察署等より収集し、県に対して連絡するとともに警察庁に報告連絡する。

(3) 応急対策活動情報の収集、連絡

ア 町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性を連絡する。また、県は自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。

イ 県および公共機関は、指定行政機関を通じ、非常本部等に応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を非常本部等に連絡するとともに、必要に応じ県、公共機関に連絡する。

ウ 町、県および関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(4) 県災害対策本部に対する報告および要請

ア 町災害対策本部は、県地方本部を通じ必要な情報について速やかに県災害対策本部に対し報告し、または要請する。

主な報告および要請すべき事項

(ア) 緊急要請事項

(イ) 被害状況

(ウ) 町の災害応急対策実施状況

イ 防災関係機関は、必要な情報について速やかに災害対策本部に対し報告を行う。

主な報告すべき事項

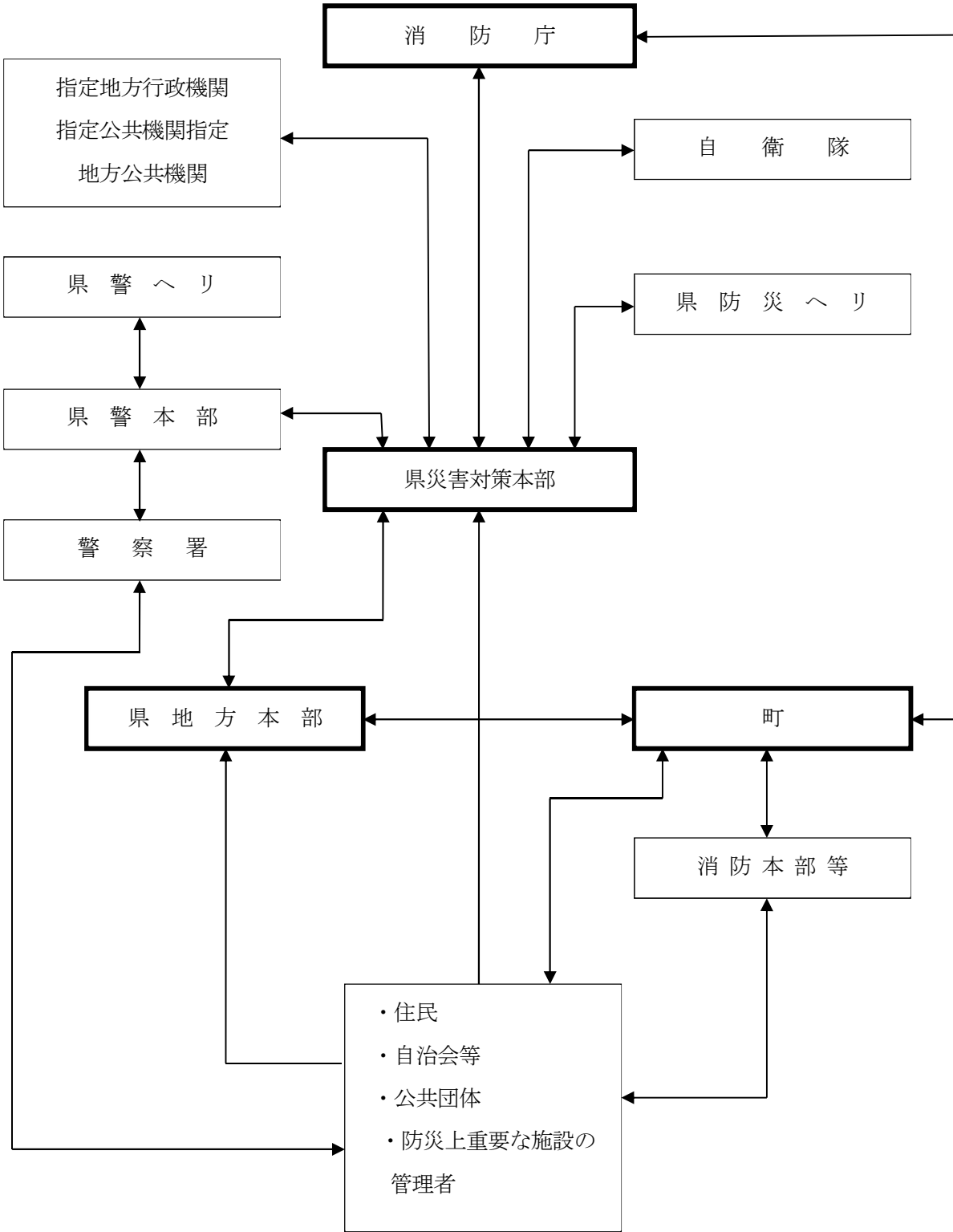
(ア) 緊急要請事項

(イ) 被害状況

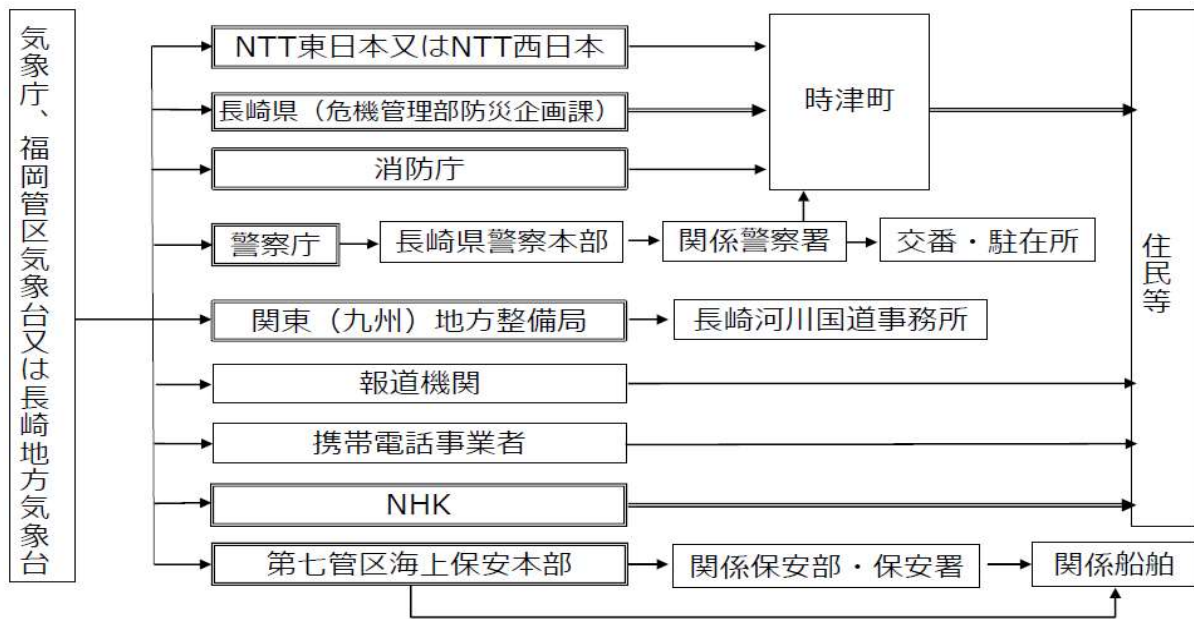
(ウ) 町の災害応急対策実施状況

なお、県災害対策本部においては、防災関係機関に対し、必要な措置の要請を行う。

総括的な災害情報等系統図

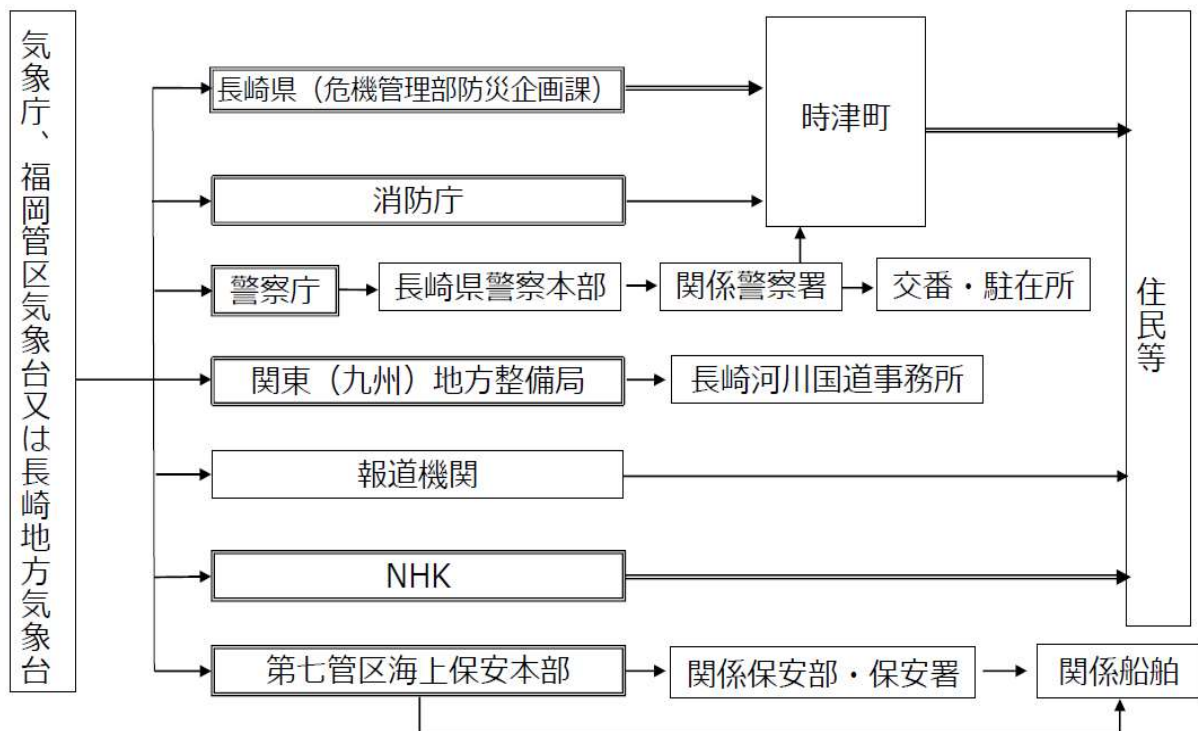


津波警報等の伝達系統図



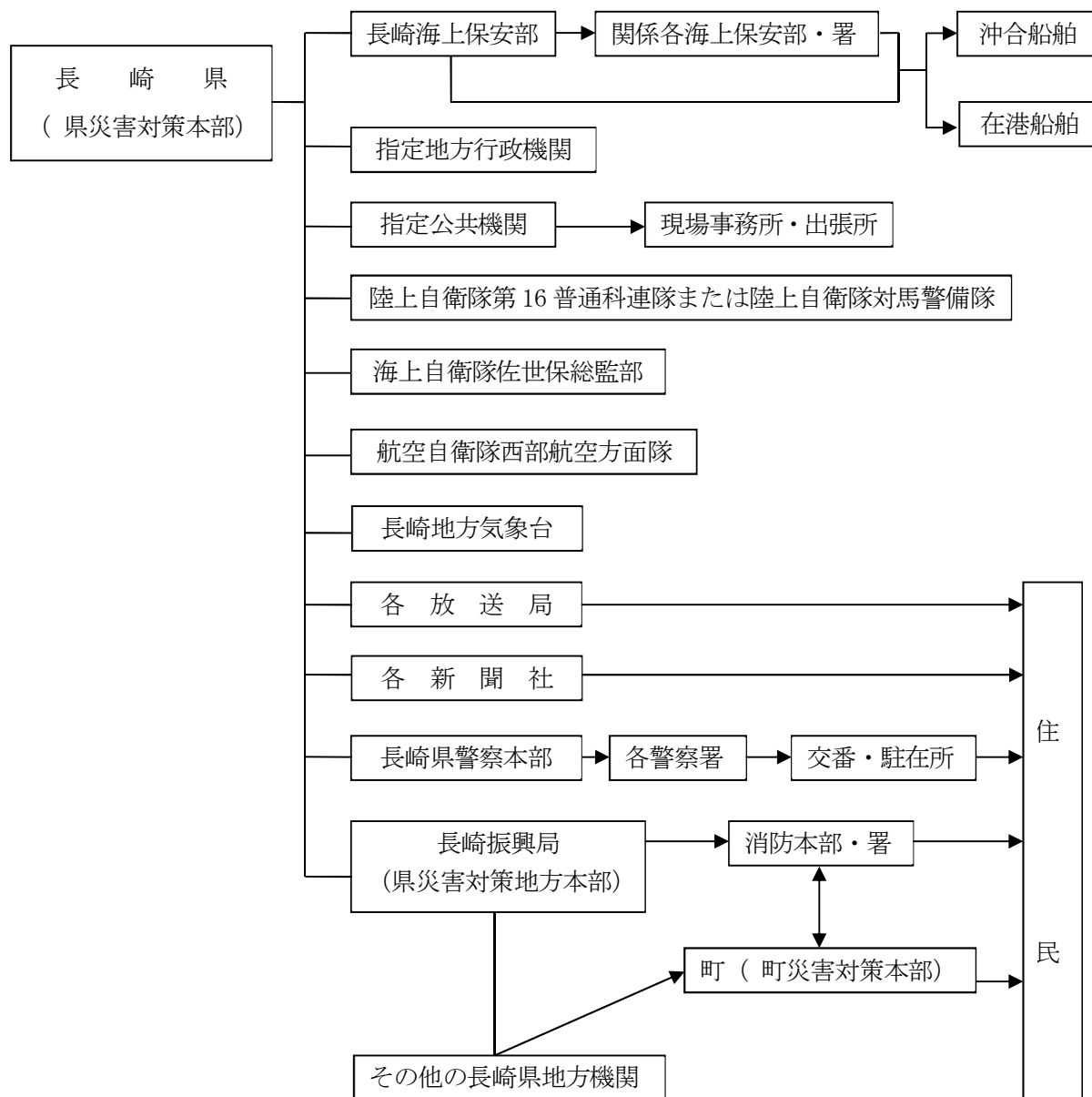
- 注1）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。
 注2）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
 注3）長崎地方気象台からの伝達は、長崎県が含まれる長崎県西方、壱岐・対馬、有明・八代海の予報区に対して発表された場合。
 注4）緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信。

地震・津波情報の伝達系統図



- 注1）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
 注2）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

長崎県の災害対策伝達系統図



5. 被害の認定基準

資料編：被害の認定基準

6. 被害報告の基準、種別、報告要領

(1) 被害報告等の基準

報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- イ 県または町が災害対策本部を設置したもの。
- ウ 災害が2県以上にまたがるもので、1の県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- エ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。
- オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展する恐れがあるもの。
- カ 地震が発生し県の区域内で震度4以上を記録したもの。
- キ その他災害の状況およびそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

(2) 被害報告等の種別

報告の種別等は次の表のとおりとする。

種 別	摘 要
災害概況即報	災害（人的被害または住家被害が発生した場合）の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、資料編様式を用いること。
被害状況報告	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。
事業別被害報告	他の法令または通達等に基づき、町が県に対して行うものである。

資料編：災害概況速報

被害状況報告

被害状況報告 速報確定

災害報告事務の状況一覧（報告者 町長）

被害報告処理系系統図（町→県）

(3) 被害報告等の要領

- ア 被害報告については、災害の規模および性質によって短時間に正確な事項別に被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、県における災害状況の把握が遅れ支障をきたすので、まず災害が発生した場合は、直ちに災害の態様を通報するとともに、あわせて町災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告する。
- イ 被害程度の事項別の報告は、確定報告を除き原則として電話をもって行うが、緊急を要するもの、または特に指示のあった場合を除き、1日1回以上行うものとする。
- ウ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害を優先させるものとする。
- エ 被害報告は、町から県、県から消防庁へ報告するが、通信の途絶等により町から県へ報告できない場合は、町から直接消防庁へ報告するものとする。

オ 震度5強以上の地震が発生した場合は、町は直接消防庁にも報告するものとする。

第7節 通信施設利用計画

第2編第2章第7節「通信施設利用計画」の定めるところによる。

第8節 災害情報収集および被害報告取扱計画

第2編第2章第8節「災害情報収集および被害報告取扱計画」の定めるところによる。

第9節 災害広報計画

第2編第2章第9節「災害広報計画」の定めるところによる。

第10節 広域応援活動計画

第2編第2章第10節「広域応援活動計画」の定めるところによる。

第11節 社会秩序を維持する活動計画

第2編第2章第11節「社会秩序を維持する活動計画」の定めるところによる。

第12節 災害の拡大防止活動

災害の拡大を防止するため、消防、水防活動および救出活動について、消防機関等および自治会等ならびに住民が実施すべき事項を示す。

1. 消防、水防活動

(1) 消防、水防活動の基本方針

- ア 消防機関は、地震に対処するための消防計画および水防計画の定めるところにより数多くの人命を守ることを最重点にした消防、水防活動を行う。
- イ 住民、自治会等は、自ら生命および財産を守るため出火防止活動および初期消火活動を実施する。特に危険物を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。
- ウ 地域の住民は、協力して可能な限り消火活動を行い災害の拡大を防止する。

(2) 消防機関の活動

ア 災害発生状況等の把握

消防機関は、管内の消防、水防活動に関する次の情報を収集し、町災害対策本部および時津警察署と相互に連絡を行う。

- (ア) 火災、津波の発生状況
- (イ) 自治会等の活動状況
- (ウ) 消防、水防活動上重要な道路障害の状況
- (エ) 緊急救助事象の状況
- (オ) その他消防、水防活動上参考となる状況

イ 消防活動の留意事項

消防機関は、地震が発生したときの火災の特殊性を考慮の上、次の事項に留意し消防活動を実施する。

- (ア) 延焼火災の少ない地区は、集中的な消火活動を実施する。
- (イ) 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難活動を直ちに実施し、必要に応じ避難路の確保等、住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- (ウ) 危険物の流出等により災害が拡大し、またはその恐れのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- (エ) 救急活動の拠点となる避難（場）所、幹線避難路および防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- (オ) 自治会等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

(3) 事業所の活動

ア 火災予防措置

- (ア) 火気、L Pガス、石油類については、遮断を確認する。
- (イ) 地震がおさまった後、直ちにガス、石油類の流出等異常発生の有無を点検し必要な措置をとる。

イ 火災予防措置

- (ア) 初期消火活動
- (イ) 必要に応じ、従業員等の避難誘導を行う。
- (ウ) 初期消火ができなかった場合においては、できる限りの延焼防止活動を行う。

(4) 住民の活動

- ア 各家庭における使用中の火気を直ちに遮断し、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互の呼びかけを実施するとともに、その点検および確認を行う。

- イ 火災が発生したときは、消火器、可搬ポンプ等を活用して、初期の消火活動に努める。
- ウ 長崎市北消防署および町消防団が到着したときは、消防機関の指揮に従う。

2. 人命の救出活動

(1) 町の活動

- ア 町は、職員を動員し、消防機関等を指揮して、生命が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者を捜索救出し、負傷者等を必要に応じ救護所等に収容する。
- イ 町は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して、県に対し救出活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体の協力を求める。
 - (ア) 応援を必要とする理由
 - (イ) 応援を必要とする人員、資機材等
 - (ウ) 応援を必要とする場所
 - (エ) 応援を必要とする期間
 - (オ) その他周囲の状況等、応援に関する必要事項

(2) 事業所等の活動

- 事業所の防災組織等は、次により自主的に救出活動を行うものとする。
- ア 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- イ 救出活動用資材を活用し、組織的救出活動に努める。
- ウ 自主救出活動が困難な場合は、町、長崎市北消防署および時津警察署に連絡し、早期救出を図る。
- エ 救出活動を行うときは、可能な限り町、消防機関および警察と連絡を取り、その指導を受ける。

3. 救急活動

(1) 初期救急

- 被災地における住民や町消防団等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努めるものとする。

(2) 町の救急活動

- 町は、医療機関、運輸機関等の協力を求め救急活動を実施するとともに、多数の負傷者が発生し、他市町の応援を必要とするときは、県および近隣市町に対し、応援出動を要請する。

4. 被災建築物等に対する安全対策

- 地震により建築物等が被害を受けたときは、その後の地震等による人的被害の発生を防止するため、次の安全対策を実施する。

- (1) 町は、建築技術者等を活用して被災建築物等の応急危険度の判定を速やかに行うとともに、必要な措置を講ずる。
- (2) 住民は、自らの生命および財産を守るために、被災建築物等の安全を確認する。

5. 二次災害の防止

- 余震または降雨等による水害、土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講ずる。なお、災害発生の恐れがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

- (1) 二次災害的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- (2) 余震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行う。

- (3) 被災宅地危険度判定士等を活用し、被災宅地危険度判定を速やかに行う。
- (4) 高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- (5) 有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第13節 消防計画

第2編第2章第15節「消防活動計画」の定めるところによる。

第14節 危険物災害応急対策計画

第2編第2章第16節「危険物災害応急対策計画」の定めるところによる。

第15節 災害救助法の適用に関する計画

第2編第2章第17節「災害救助法の適用に関する計画」の定めるところによる。

第16節 避難計画

地震・津波災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、避難誘導対策を推進する。また、以下の対策のほか、第2編第2章第18節「避難計画」の定めるところによる。

1. 津波災害時の避難情報発令の判断基準

津波災害時の避難情報発令は以下の基準を参考に発令する。

避難指示	●大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき ●停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合
------	--

第17節 救出計画

第2編第2章第19節「救出計画」の定めるところによる。

第18節 死体捜索および収容埋葬計画

第2編第2章第20節「死体捜索および収容埋葬計画」の定めるところによる。

第19節 食糧供給計画

第2編第2章第21節「食糧供給計画」の定めるところによる。

第20節 衣類品および生活必需品供給計画

第2編第2章第22節「衣類品および生活必需品供給計画」の定めるところによる。

第21節 給水計画

第2編第2章第23節「給水計画」の定めるところによる。

第22節 応急仮設住宅および住宅の応急修理計画

第2編第2章第24節「応急仮設住宅および住宅の応急修理計画」の定めるところによる。

第23節 障害物の除去作業

第2編第2章第25節「障害物の除去計画」の定めるところによる。

第24節 義援金品受付配分計画

第2編第2章第26節「義援金品募集配分計画」の定めるところによる。

第25節 医療助産計画

第2編第2章第27節「医療助産計画」の定めるところによる。

第26節 防疫計画

第2編第2章第28節「防疫計画」の定めるところによる。

第27節 廃棄物処理に係る防災体制と廃棄物の処理計画

第2編第2章第29節「廃棄物処理に係る防災体制と廃棄物の処理計画」の定めるところによる。

第28節 輸送計画

第2編第2章第31節「輸送計画」の定めるところによる。

第29節 交通応急対策計画

第2編第2章第32節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第30節 文教応急対策計画

第2編第2章第33節「文教応急対策計画」の定めるところによる。

第31節 電力施設災害応急対策計画

第2編第2章第34節「電力施設災害応急対策計画」の定めるところによる。

第32節 ガス施設災害応急対策計画

第2編第2章第35節「ガス施設災害応急対策計画」の定めるところによる。

第33節 水道施設災害応急対策計画

第2編第2章第36節「水道施設災害応急対策計画」の定めるところによる。

第34節 公共下水道施設災害応急対策計画

第2編第2章第37節「公共下水道施設災害応急対策計画」の定めるところによる。

第35節 福祉に係る対策計画

第2編第2章第38節「福祉に係る対策計画」の定めるところによる。

第36節 救急医療対策計画

第2編第2章第39節「救急医療対策計画」の定めるところによる。

第37節 公共土木施設災害応急対策計画

第2編第2章第40節「公共土木施設災害応急対策計画」の定めるところによる。

第38節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策計画

第2編第2章第42節「県防災ヘリコプターによる災害応急対策計画」の定めるところによる。

第39節 自発的支援の受入計画

第2編第2章第43節「自発的支援の受入計画」の定めるところによる。

第40節 広域避難受入計画

第2編第2章第44節「広域避難受入計画」の定めるところによる。

第3章 地震災害復旧計画

第1節 災害復旧事業の促進

第2編第3章第1節「災害復旧事業の促進」の定めるところによる。

第2節 災害復旧事業に対する財政援助および資金計画

第2編第3章第2節「災害復旧事業に対する財政援助および資金計画」の定めるところによる。

第3節 金融その他の資金対策

第2編第3章第3節「金融その他の資金対策」の定めるところによる。

第4節 被災者の生活確保に関する計画

第2編第3章第4節「被災者の生活確保に関する計画」の定めるところによる。

第5節 激甚災害の指定に関する計画

第2編第3章第5節「激甚災害の指定に関する計画」の定めるところによる。

時津町地域防災計画

発行日 平成28年5月
第1次改訂 令和2年7月
第2次改訂 令和3年7月
第3次改訂 令和5年5月
第4次改訂 令和6年5月

発 行 長崎県時津町
〒851-2198
長崎県西彼杵郡時津町浦郷274-1
TEL 095-882-2211
FAX 095-882-9293
<http://www.town.togitsu.nagasaki.jp/>

企画・編集 時津町総務部総務課
